

三浦市地域防災計画
(風水害等災害対策計画編)

令和5年3月
三浦市防災会議

三浦市地域防災計画

(風水害等災害対策計画編)

目次

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進.....	1
第1章 計画の目的及び性格.....	1
第2章 本市の特質.....	2
第1節 自然的条件.....	2
第2節 社会的条件.....	3
第3章 計画の推進主体とその役割.....	5
第1節 計画の進め方.....	5
第2節 防災関係機関の実施責任.....	6
第3節 市民等の責務.....	7
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第5節 防災組織.....	13
第2編 風水害対策編.....	15
序章 神奈川県水防災戦略.....	15
第1章 都市の安全性の向上.....	16
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進.....	17
第2節 治山・造林.....	19
第3節 治水対策.....	20
第4節 河川改修.....	21
第5節 公共下水道整備.....	22
第6節 高潮対策.....	23
第7節 水害予防施設の維持補修.....	24
第8節 がけ崩れ対策等の推進.....	25
第9節 農用地対策.....	27
第10節 道路・橋りょう、漁港等の安全対策.....	28
第11節 観光客対策.....	29
第12節 孤立化対策.....	30
第13節 建物等の安全対策.....	31
第14節 ライフラインの安全対策.....	32
第2章 災害時応急活動事前対策の充実.....	34
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充.....	35
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充.....	38
第3節 救助・救急、消火活動体制の充実.....	40
第4節 警備、救助対策.....	42
第5節 避難対策.....	43
第6節 帰宅困難者対策.....	50
第7節 要配慮者に対する対策.....	52
第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策.....	55
第9節 医療・救護・防疫対策.....	56
第10節 文教対策.....	59
第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策.....	61
第12節 ライフラインの応急復旧対策.....	64
第13節 災害廃棄物等の処理対策.....	66
第14節 広域応援体制等の拡充.....	67
第15節 市民の自主防災活動の拡充.....	69

第16節	災害救援ボランティア活動の充実強化	73
第17節	防災知識の普及	74
第18節	防災訓練の実施	77
第19節	災害救助実施体制の充実	79
第3章	災害時の応急活動対策	81
第1節	災害発生直前の対策	82
第2節	災害対策本部等の設置	87
第3節	災害時情報の収集・伝達	89
第4節	水防対策	92
第5節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	95
第6節	救助・救急、消火及び医療救護活動	96
第7節	避難対策	98
第8節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	105
第9節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	108
第10節	文教及び保育対策	110
第11節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	113
第12節	消防対策	117
第13節	警備・救助対策	118
第14節	ライフラインの応急復旧活動	121
第15節	災害廃棄物等の処理対策	123
第16節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	125
第17節	広域的応援体制	127
第18節	災害救援ボランティアの支援活動	130
第19節	災害救助法関係	131
第4章	復旧・復興対策	133
第1節	復興体制の整備	134
第2節	復興対策の実施	135
第3編	火山災害対策編	146
第1章	災害予防	148
第1節	火山情報の伝達体制等	148
第2節	災害応急対策への備え	154
第2章	災害時の応急活動計画	155
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	155
第2節	活動体制の確立	155
第3節	富士山の個別対策	156
第4編	雪害対策編	157
第1章	災害予防	157
第1節	災害応急対策への備え	157
第2章	災害時の応急活動対策	158
第1節	災害発生直前の対策	158
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	158
第3節	活動体制の確立	159
第4節	除雪の実施	159
第5節	救助・救急活動	159
第6節	避難対策	160
第7節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	160
第8節	被災者への的確な情報伝達活動	162
第5編	船舶災害対策編	163
第1章	災害予防	163

第1節	船舶の安全確保	163
第2節	災害応急対策への備え	163
第2章	災害時の応急活動対策	164
第1節	災害情報の収集・連絡	164
第2節	活動体制の確立	165
第3節	捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	165
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	166
第5節	災害広報の実施	166
第6節	二次災害の防止	166
第7節	その他第三管区海上保安本部(横須賀海上保安部)の措置	166
第8節	特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会の措置	167
第6編	航空災害対策編	168
第1章	災害予防	168
第1節	災害応急対策への備え	168
第2章	災害時の応急活動対策	169
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	169
第2節	活動体制の確立	170
第3節	捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動活動	170
第4節	医療救護活動	171
第5節	災害広報の実施	171
第6節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	171
第7編	放射性物質等災害対策編	172
第1章	災害予防	172
第1節	安全確保	172
第2節	災害応急対策への備え	173
第2章	災害時の応急活動対策	175
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	175
第2節	活動体制の確立	175
第3節	災害時の市民等への指示広報	176
第4節	放射線測定体制の強化	177
第3章	災害復旧	178
第1節	汚染物の除去	178
第2節	各種制限措置の解除	178
第3節	安全の確認	178
第4章	原子力艦対策	179
第1節	災害応急対策への備え	179
第2節	防災体制の整備	179
第3節	避難誘導體制等の整備	179
第4節	市民等への的確な情報伝達の整備	179
第5節	救助・救急及び医療救護体制の整備	180
第6節	関係機関相互の連携強化	180
第7節	活動体制の確立	180
第8節	広域的な応援体制	180
第9節	防災業務関係者の安全確保	181
第10節	屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	181
第11節	災害時の県民等への広報	183
第12節	緊急輸送活動	184
第13節	救助・救急及び医療救護活動	184
第14節	各種制限措置の解除	185
第15節	災害地域住民に係る記録の作成等	185

第 16 節	被害等の影響の軽減.....	185
第 8 編	大規模な火事災害対策編.....	186
第 1 章	災害予防.....	186
第 1 節	安全確保.....	186
第 2 節	災害応急対策への備え.....	186
第 3 節	防災知識の普及.....	187
第 4 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動.....	187
第 2 章	災害時の応急活動対策.....	188
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡.....	188
第 2 節	活動体制の確立.....	188
第 3 節	救助・救急、消火及び医療救護活動.....	189
第 4 節	避難活動.....	189
第 5 節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	189
第 6 節	災害広報の実施.....	189
第 9 編	油流出等海上災害対策編.....	190
第 1 章	災害予防.....	190
第 1 節	船舶の安全確保.....	190
第 2 節	災害応急対策への備え.....	190
第 2 章	災害時の応急活動対策.....	192
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡.....	192
第 2 節	活動体制の確立.....	192
第 3 節	油等の大量流出に対する応急対策.....	195
第 4 節	救助・救急、消火及び医療救護活動.....	195
第 5 節	避難活動.....	196
第 6 節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	196
第 7 節	災害広報の実施.....	196
第 8 節	二次災害の防止活動.....	196
第 9 節	その他第三管区海上保安本部(横須賀海上保安部)の措置.....	196
第 10 節	神奈川県水難救済会三浦救難所及び南下浦救難所の措置.....	197
第 10 編	危険物等応急対策編.....	198
第 1 章	災害予防.....	198
第 1 節	安全確保.....	198
第 2 節	災害応急対策への備え.....	199
第 2 章	災害時の応急活動対策.....	200
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡.....	200
第 2 節	活動体制の確立.....	201
第 3 節	救助・救急、消火及び医療救護活動.....	202
第 4 節	避難活動.....	202
第 5 節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	202
第 6 節	危険物等の流出に対する応急対策.....	202
第 7 節	災害広報の実施.....	202
第 11 編	その他の災害に共通する対策編.....	203
第 1 章	災害予防.....	203
第 1 節	災害応急対策への備え.....	203
第 2 章	災害時の応急活動対策.....	204
第 1 節	災害発生直前の対策.....	204
第 2 節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	204
第 3 節	活動体制の確立.....	205

第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動.....	205
第5節	避難対策.....	206
第6節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動.....	208
第7節	飲料水・食料及び生活必需品等の調達、供給活動.....	209
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	209
第9節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	210
第10節	被災者への的確な情報伝達活動.....	210
第11節	自発的支援の受入れ.....	210

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

第1章 計画の目的及び性格

1 計画の目的

三浦市地域防災計画「風水害等災害対策計画編」（以下「本計画」という。）は、市内の地震災害を除く、風水害等の災害全般（以下「災害」という。）に関して、総合的な対策を定めたものであり、本計画に基づき事前の対策を推進して災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生した際の応急活動対策や、復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく三浦市地域防災計画のうち、風水害等災害対策に関する計画として三浦市防災会議が定めたものです。
- (2) 本計画は、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との整合性、関連性を有する連携した地域計画であり、本市の総合計画と連携した分野別の計画としても推進され、市内の風水害全般に関して、総合的な指針となるものです。
- (3) 本計画は、別に定める地震災害対策計画編とともに、三浦市地域防災計画を構成し、本市の防災対策の根幹をなすものです。
- (4) 平成29年4月1日から横須賀市との事務委託方式による消防広域化（消防団及び消防水利事務を除く。）を実施し、三浦市域における消防事務（消防団事務及び消防水利事務を除く。）については横須賀市消防局が担うため、本計画においてもそれを反映しています。

3 計画の着実な推進

本計画を推進するためには、各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国の財政措置を活用することはもとより、県の財政的支援を得て、防災対策の第一線機関としての防災力の一層の向上を図ります。

4 計画の修正

本計画は、地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正に当たっては、県、関係機関等と協議、調整を行います。

第2章 本市の特質

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、北は横須賀市に接し、西は相模湾に、東は東京湾、南は太平洋に面しています。面積は31.44 km²であり、東西の距離は6.8 km、南北は9.4 kmです。

2 気象

本市は、三方を海で囲まれ、暖流黒潮により温暖でおだやかな気候であり、年間の平均気温は、16.4℃平均風速は、3.5m/s、平均降水量は、1,638 mmとなっています。(※1)

※1 気象データは過去10年間の平均値

3 地形

本市は、その主要部分が三浦半島の宮田台地・三浦海食台地からなり、これらの台地の間を縫うように低地が併走しています。

海岸線は総延長57.257km余りで、屈曲に富み、いたるところにリアス式海岸が発達しています。

4 地盤

本市の地盤は、三浦半島として丹沢層群とほぼ同じくして堆積した葉山層群と、これを不整合に覆う中新世後期から鮮新世にかけて堆積した三浦層群が分布しています。葉山層群・三浦層群ともに凝灰質の泥岩及び砂岩を主とする層で、丹沢層群に多くみられるような火山砕屑岩類の分布は少なくなっています。海岸線の低地は、第四紀完新世で堆積した沖積層により構成されており、沖積層の地盤の中には砂層の分布もみられるため、地盤の液状化を起こす可能性があります。

第2節 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和4年4月1日現在、41,115人（男19,653人、女21,462人）です。

人口密度は、1km²当たり約1,307人（※1）です。

地区別の人口分布状況は、三崎地区16,260人（39.6%）、南下浦地区14,809人（36.0%）、初声地区10,046人（24.4%）となっています。

また、令和2年国勢調査の結果では、昼間人口は36,860人、常住人口は42,069人となっており、昼夜間人口比率は87.6%です。

更に、市外を従業地・通学地として本市から流出している人口（15歳以上）は9,639人（うち通勤8,624人、通学1,015人）、本市を従業地、通学地として市外から流入している人口は4,478人（うち通勤4,174人、通学304人）となっています。

※1 人口密度は、令和4年4月1日現在の人口41,115人を都市計画区域面積31.44km²で除して得た数値

2 土地利用

本市は、三方が海に囲まれた中で、漁業と農業を基幹産業として自然発生的に市街地形成が進んできました。

都市計画区域は、本市全域が指定されており、総面積3,144haのうち、市街化区域は729ha、市街化調整区域は2,415haが指定され、市街化区域は、市域の約1/4を占めます。

3 交通

本市は、半島先端部に位置することから、市北側から市中心地点（引橋交差点）にかけて、隣接する横須賀市と繋がっている一般国道134号（市内総延長距離8,136m）が、市の中心地点（引橋交差点）から南側及び東側の海岸線に沿う形で主要地方道26号（横須賀三崎線）及び一般県道215号（上宮田金田三崎港）が通り、国道134号を通じて隣接の横須賀市に繋がっています。

市西側には一般県道216号（油壺線）が延び主要地方道及び一般県道の市内総延長距離は21,088mとなっています。

また、市道（総延長距離500,139m）が国県道等に連絡する形で通っています。

4 鉄道

鉄道は、私鉄（京浜急行線）1路線があり、市域内延長3.3km、駅数2駅であり、令和3年度における一日の平均乗車人員は、三崎口駅12,642人、三浦海岸駅8,390人、合計21,032人となっています。

5 漁港

本市には、船舶の寄港が可能な港として、県が漁港管理者となっている三崎漁港区域を中心として、周囲海岸域市営漁港区域5区域、6地区があります。

また、緊急物資や避難者の輸送のため、三崎漁港の一部を耐震岸壁として整備しています。

6 都市構造

本市は、古くから漁港を中心に事業所や住宅が自然発生的に市街地を形成してきたため、既成市街地の多くに木造家屋の密集や住工の混在がみられます。

住宅地は、既成市街地である三崎漁港を中心とした三崎下町地区や幹線道路沿線及び、都市部のベッドタウンとして整備されてきた上宮田、初声地区の京浜急行沿線に集中し、中でも上宮田地区には中高層建物が多く建設されています。

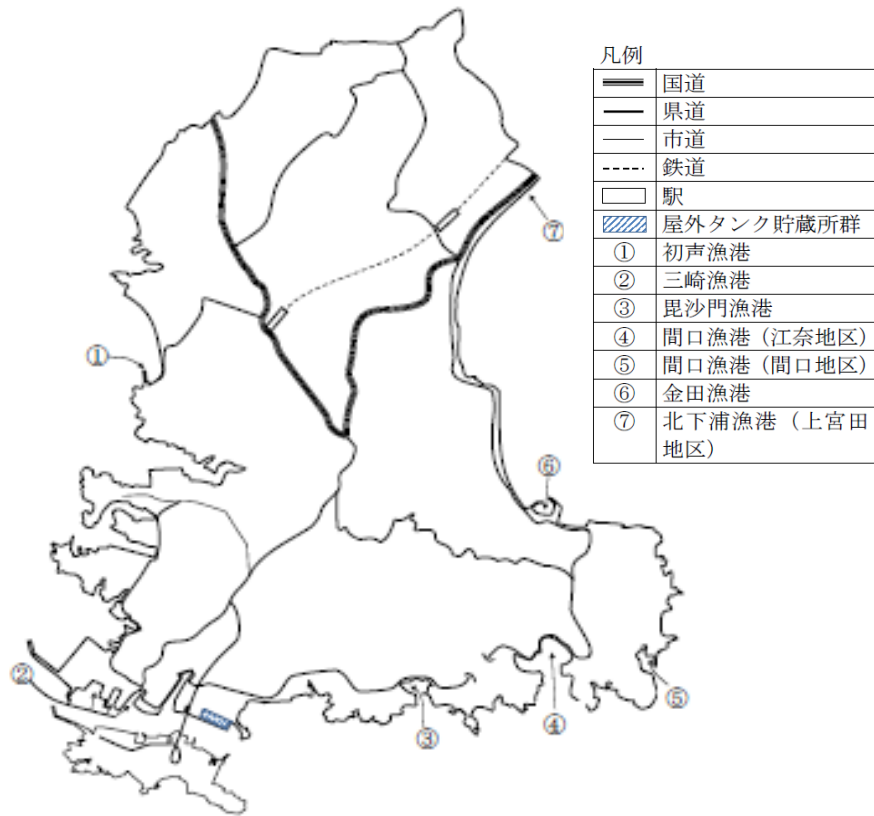
7 観光客

本市は、首都圏から近く、三方を海に囲まれた風光明媚な地域であり、年間を通じ温暖な気候と、自然を身近に感じられる地域として、毎年多くの観光客が訪れています。

令和2年中に市内の主要な観光地点（三浦海岸、城ヶ島、三崎港、油壺等）に訪れた観光客は4,018,000人に上り、特に海水浴シーズンの7月、8月が多くなっています。

8 危険物施設

平成 31 年 4 月 1 日現在における本市の屋外タンク貯蔵所、各所に点在する給油取扱所、一般取扱所等の危険物施設は 92 施設があります。



第3章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

1 計画の進め方

(1) 防災力の向上に向けた取組及び連携

ア 地域の防災力を向上させるためには、市民、事業所、市、県、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。

イ 本計画には、長期的な視点では災害に強い安全なまちづくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、更に災害復旧・復興を考慮し、総合的に展開することが求められています。

ウ これらの諸対策の推進に当たっては、市民、事業所等の主体的な取組とともに地域住民と最も密着した市の役割が大きくなります。そのために、市は国や県の支援を得ながら円滑な推進に努めます。

エ 特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、市民、地域の主体的な取組と、市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減させることとなります。

そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守るという「自助」、皆のまちは、皆で守るという「共助」が大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等のローリングストックや防災訓練への参加など事前の準備を行うことが重要です。

また、災害時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者（※1）等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、地域防災委員、消防団等と連携した防災活動を実施することが重要です。

オ また、市は、本計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進します。

カ このように本計画のいずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで平常時においては、三浦市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、市の災害対策本部において県や関係機関等と応急対策活動の調整を行います。

※1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方

(2) 市民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家族、地域、企業、NPO・ボランティア団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する市民運動を展開する必要があります。

(3) 男女共同参画等の推進

本計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点到配慮して進めることが重要です。市、県等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程において、女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

また、市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みます。

なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市民に向けて広報するなど周知啓発を図ります。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するに当たって、市、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。(※1)

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施します。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

※1 市及び県施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、市及び県は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

第3節 市民等の責務

1 市民

- (1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水のローリングストック、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、自動車へのこまめな満タン給油、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 隣近所が助け合い、要配慮者の救助・救援活動に努めます。
- (6) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- (7) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。
- (8) 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ります。

2 事業所

- (1) 日ごろから、食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、また、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

3 災害救援ボランティア

- (1) 災害ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力し、災害救援ボランティア自らが関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害救援ボランティアは、災害時の活動の際には、食料、飲料水の携行など、自己完結型の活動に努めるとともに、被災者の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) 市、社会福祉協議会及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。
- (4) 災害時の災害救援ボランティアの拠点施設は、三浦市社会福祉協議会安心館となります。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 三浦市

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 自衛隊及び各種応援協定等に基づく要請
- (15) その他の災害応急対策
- (16) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災施設の整備
- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (14) 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整
- (15) 被災施設の復旧
- (16) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 県出先機関

- (1) 横須賀三浦地域県政総合センター
 - ア 災害時における管内の県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整
 - イ 災害時における情報の収集伝達等
- (2) 横須賀土木事務所
 - ア 災害時における市内の県管理道路・橋りょう及び土木施設等の応急対策
 - イ 市内の県管理道路・橋りょう及び土木施設等の被害調査及び災害復旧
- (3) 鎌倉保健福祉事務所三崎センター
 - ア 災害時における医療救護及び保健衛生対策
 - イ 災害時における医療・保健活動の総合調整
- (4) 東部漁港事務所
 - ア 災害時における漁港施設の応急対策
 - イ 漁港施設等の被害調査及び災害復旧
- (5) 水産技術センター
 - ア 災害時における漁業者等の情報の収集伝達等
 - イ 非常無線通信訓練の計画と実施
 - ウ 非常無線通信の実施

4 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
 - イ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会い
 - ウ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
 - エ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
 - オ 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- (2) 関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急用食料等の支援に関すること
 - ウ 食品の需給・価格動向等に関すること
- (3) 関東森林管理局
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (5) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保
 - イ 鉱山における災害時の応急対策と保安確保
- (6) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 災害時における応急海上輸送対策
 - イ 代替輸送の輸送機関への指導調整
 - ウ 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (7) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (8) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
 - ウ 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底
- (9) 第三管区海上保安本部（出先機関：横須賀海上保安部）
 - ア 大規模災害対策訓練等の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 港湾の状況等の調査研究
 - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
 - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - カ 活動体制の確立
 - キ 船艇、航空機等による海難救助等
 - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - サ 排出油等の防除等
 - シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - セ 海上における治安の維持
 - ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限又は禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
 - タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
 - チ 災害復旧・復興に係る工事に係る海上交通安全の確保
- (10) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (11) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (12) 神奈川労働局
 - 工場事業場における労働災害の防止
- (13) 関東信越厚生局
 - ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること
- (14) 国土地理院（関東地方測量部）
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視
- (15) 関東地方整備局
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 水防に関する施設及び設備の整備
 - ウ 災害危険区域の選定
 - エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - オ 災害に関する情報の収集及び広報
 - カ 水防活動の助言
 - キ 災害時における交通確保
 - ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - ケ 災害復旧工事の施工
 - コ 再度災害防止工事の施工
 - サ 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
 - シ 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
 - ス 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策
- (16) 南関東防衛局
 - ア 所管財産の使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (17) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援（東日本大震災による福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）
 - エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

5 指定公共機関

- (1) 電信電話機関（東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (2) 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分

- カ その他応急対応に必要な業務
- (3) 日本放送協会（横浜放送局）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (4) KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (5) 日本通運（横浜支店）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 東京電力パワーグリッド(株)横須賀制御所
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の被害調査及び復旧
- (7) 東京ガスネットワーク(株)神奈川導管事業部
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 災害時における都市ガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (8) 日本郵便株式会社（三浦市内郵便局、久里浜郵便局）
 - ア 災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
 - オ 為替貯金及び簡易保険業務の非常取扱い
 - カ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資
- (9) 運輸機関（佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）
 - ア 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送
 - イ 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - ウ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (10) (株)イトーヨーカ堂、ユニー(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート
 - ア 災害時における生活必需物資の調達
 - イ 生活必需物資の確保

6 指定地方公共機関

- (1) 京浜急行電鉄(株)
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 自動車運送機関（京浜急行バス(株)、(一社)神奈川県トラック協会）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ 災害対策用物資の輸送確保
- (3) (一社)三浦市医師会、(一社)横須賀市歯科医師会、三浦市薬剤師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (4) 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川、湘南ケーブルネットワーク(株)）
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安

- (5) 新聞社（㈱神奈川新聞社）
災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) （公社）神奈川県 LP ガス協会横須賀三浦支部
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 三浦市農業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災農家に対する融資のあっせん
- (2) みうら漁業協同組合及び三和漁業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (3) 三浦商工会議所
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (4) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
- (5) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設（利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等）の整備、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施
 - イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (6) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (7) 市立学校
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

8 神奈川県警察（三崎警察署）

災害時における警備・救助対策及び交通対策

9 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
- (6) 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去

10 自主防災組織、地域防災委員及び自治会等

- (1) 地域における災害予防に関すること。
- (2) 避難時における地域活動に関すること。
- (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。
- (4) 避難所運営に関すること。

第5節 防災組織

市及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図ります。

1 市の防災組織

(1) 三浦市防災会議

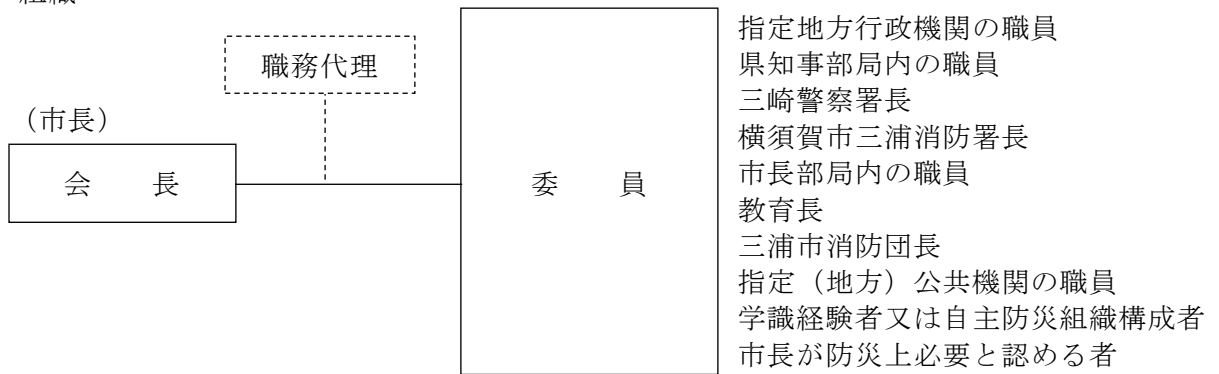
ア 設置の根拠

災害対策基本法第16条第1項

イ 所掌事務

- (ア) 三浦市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (イ) 市長の諮問に応じて、地域の防災に関する重要事項を審議すること。
- (ウ) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (エ) その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 組織



(2) 三浦市災害対策本部

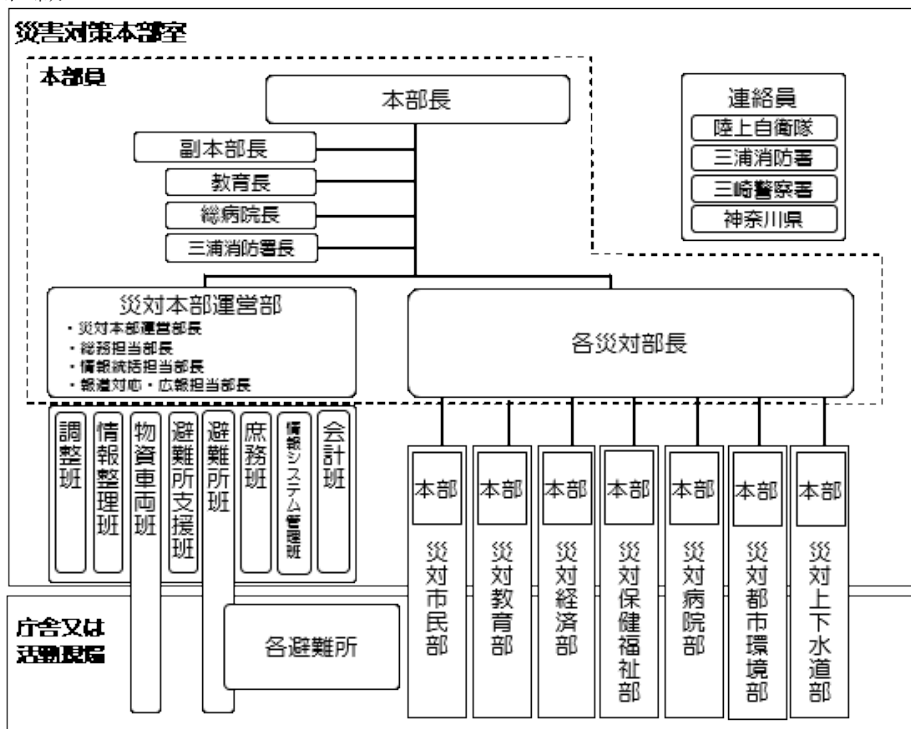
ア 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2第1項

イ 所掌事務

地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施

ウ 組織

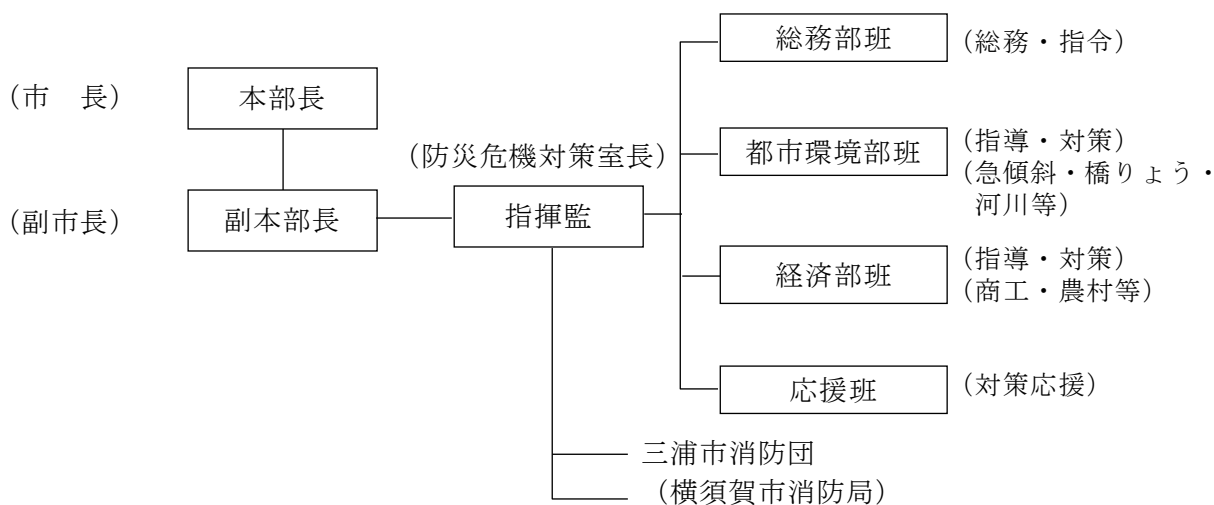


(3) 三浦市の水防組織

ア 所掌事務

市内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御及びこれによる被害の軽減

イ 組織



2 防災関係機関の防災組織

市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第 47 条に基づき、防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図ります。

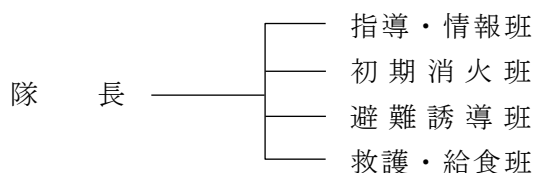
3 自主防災組織

(1) 設置の目的

災害対策基本法第 5 条に基づき、市民が自ら防災活動の推進を図るため、区等（町内会、自治会等）を単位として設置します。

(2) 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによりますが、例示をすると次のとおりです。また、具体的編成及び活動基準は第 2 編 第 2 章 第 15 節「市民の自主防災活動の拡充」のとおりです。



4 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の規定に基づき、その施設の用途規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図ります。

第2編 風水害対策編

序章 神奈川県水防災戦略

1 趣旨

近年、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂災害が発生しています。特に、平成30年には、平成最悪の豪雨災害と言われる「平成30年7月豪雨」が発生し、情報の受伝達や住民の避難の在り方などに教訓が得られ、国を挙げて改善策を講じてきました。

そうした中、令和元年に発生した台風第15号及び台風第19号は、いずれも首都圏を直撃し、東日本の広範囲に記録的な豪雨や暴風により甚大な被害をもたらす事態となり、本市においても重軽傷者が発生し、住家等の建物被害や停電、土砂崩れの被害が発生しました。

世界に目を向けても、熱波、洪水、海面上昇などによる多くの被害が発生しており、その要因は地球温暖化など気候変動の影響ともいわれています。今後もこうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念される中、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を県下各市町村、企業、団体、県民などと共有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。

このような状況を踏まえると、水害等の災害は、忘れたころに発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要があります。

そこで、県は台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進め、水害や土砂災害による被害の最小化を目指しています。

2 対象とする災害

台風や豪雨による災害、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害とします。

3 戦略の目標

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定めます。

「水害からの逃げ遅れゼロ」

「市民の命を守り、財産・生活等の被害を軽減」

4 戦略の対象とする対策

令和元年台風第15号及び第19号における被害等を踏まえ、今後、頻繁に発生することが危惧される水害の発生を防止し、遅らせ、その影響を最小限に留めるためのハード対策及び市民の避難を中心としたソフト対策の強化により目標の達成を目指します。

(1) 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策 ～ すぐ調べ、すぐ対応 ～

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年内に緊急に実施し、危険箇所の解消を図る事業（その後も定期的にパトロールや点検など適切な維持管理を実施）

(2) 中長期的な視点で取組を加速させるハード対策 ～ 加速し、強化する ～

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業

(3) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 ～ しっかり備える ～

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業

第1章 都市の安全性の向上

- 本市は、半島の先端にあって三方が海に囲まれているという地形的条件や道路交通体系の弱さなどの社会的条件から、災害時における孤立性などが指摘されており、南北に連なる都市軸の形成を基本にして、開発すべき地域と、自然を保全、活用すべき地域とに分け、計画的な市街地整備を図りながら、各地域の特性を生かした都市づくりを進めてきました。
- 「安全な都市づくり」は、市民社会を支える基礎的な条件です。本市としては、市政全般にわたって、常に「安全なまちづくり」という視点を重視し、各種の取組みの蓄積によって実現していくものとして、長期的、総合的な視点に立って、積極的に取り組んでいきます。
- 将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりに取り組んでいきます。
- 市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

【現状】

- 本市は、漁業と農業を基幹産業として市街地が形成されて来ました。恵まれた地域資源である海と大地を生活や産業の基盤として、また「人・まち・自然の鼓動を感じる都市」を三浦の都市づくりの目標として、自然環境の保全を図りつつ、地域の特性や農・漁業等経済的、社会的、文化的条件に配慮した、安全で住み良い市街地の整備を図るため、適正な土地利用の誘導に努めています。
- 盛土による災害を防止するため、都市計画法をはじめとする土地利用規制に関する法令に加え、県では、土砂の適正な処理を推進するための条例を定め、盛土の形状をはじめ排水施設や擁壁等について安全基準等に基づく審査及び指導を行っています。

【課題】

- 市民の生活、生産活動の前提は、都市の安全性が基本です。主に農地と市街地による三浦の都市の安全性を高めるため、「人・まち・自然の鼓動を感じる都市」を重視し、「創造的な環境」と「自然的な環境」をバランス良く配置し、都市の質の向上を図ることが必要です。
- 災害に強い都市づくりとして、地震、土砂災害、洪水等の災害情報を踏まえて都市計画を行うことが必要です。
- 市は、都市防災を考慮して住民主体のまちづくりを推進していく必要があります。
- 市の丘陵部は農地の拡大が進んでいますが、農用地からの流出土砂が中小河川の川床に溜まり、市街地にも流入しているため、農用地の管理が重視されます。
- 密集市街地は、火災発生時に延焼の危険性が高いことから、それを防止するため、道路や広場等の空間の確保が必要とされています。
- 盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、県条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。

【取組の方向】

- 本市の、地域特性を踏まえ、市街地整備や都市基盤整備に当たっては、今後の大規模地震等の災害発生に備えて、防災機能の強化を目指します。
- 市は、自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、風水害等の発生が予測される区域など、災害に関する情報を市民に提供し、土地利用の規制・誘導、市街地の面的整備等、都市全体の視点から、常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進していきます。
- 市は、低地地域における安全性の向上のため、冠水等の被害が発生する地域では、排水・遊水・貯水機能向上を促進するとともに、適正な土地利用の誘導を図り、総合的な治水対策の推進に努めます。
- 市は、宅地開発事業者等への安全対策推進を啓発していきます。
- 農用地からの流出土砂を抑制するために管理者への啓発に努めます。
- 密集市街地においては、建て替えが困難な建築物が多いため、これらに対応した延焼防止策や建て替えが容易になる独自のルール等の検討をしていきます。
- 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めます。
- 県又は市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。
- 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。
- 盛土による災害防止のための総点検の結果、必要な災害防止措置が確認できなかった盛土については、県が行う災害防止措置に協力していきます。
また、引き続き関係法令等に基づき、土砂の適正処理が図られるよう努めていきます。

[主な事業]

1 計画的な土地利用の推進

- (1) 市は、市域の安全性を高めるため、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- (2) 市は、河川の整備や低地地域の安全性の向上のため、治水機能の向上を図ります。
- (3) 市は、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り、街区内のオープンスペースの確保を図ります。
- (4) 農地の適切な管理を徹底し、流出土砂の抑制を図ります。

2 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定

市は、防火地域・準防火地域について、延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送路、防災拠点などを考慮し、指定（拡大）の検討に努めます。

3 災害に強いまちづくりの促進

市は、「三浦市国土強靱化地域計画」に基づき、災害リスクや地域の特性に応じた市街地整備に関する各種施策を推進します。

4 危険を回避した土地利用

市は、風水害等の発生が予想される区域や危険個所など、災害に関する情報を市民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生危険を回避した土地利用を促進します。

5 市街地の整備

市は、既成の市街地については、市街地開発事業、住環境整備事業、地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進します。

第2節 治山・造林

【現状】

- 本市の山林は、地形が急峻で複雑なうえ、地質が脆弱であるため、集中豪雨、地震等で荒廃しやすい状況にあります。
- 本市の山地災害危険地区は山腹崩壊危険地区 16 箇所のうち、9 箇所において県の治山事業が既成となっておりますが、7 箇所では未着手となっております（平成 30 年 10 月末現在）。

【課題】

- 私有林においては、樹木の適切な管理が行われていないために倒木の危険性が生じている場合があることから、所有者に対して管理の徹底するよう啓発する必要があります。
- 法面の低木の管理が不十分なことから、斜面土が流出する箇所もみられており、管理の徹底が必要です。

【取組の方向】

- 山腹崩壊危険地区の整備を促進するとともに、私有林における適切な管理等について啓発を図ります。
- 健全な森林を維持することは本市の保全機能を十分に発揮させることになるため、適切な管理が行われるよう努めます。

【主な事業】

- 1 県が設定した「山地災害危険地区」の情報について、地域住民への周知や山地災害に関する防災知識の普及等、県と連携したソフト対策の取り組みに努めます。また、緊急性の高い箇所については、県と情報共有を図り、必要に応じて治山事業を要望していきます。
- 2 私有林において、樹木の適切な管理が行われるよう、所有者に対する啓発を行います。

第3節 治水対策

【現状】

- 本市の特徴は、起伏に富んだ地形であり、台地畑と海との勾配がきつく雨水が海に流れ込む勢いが強いいため、その軽減策として沈砂池を設置し対応に努めています。
- 近年は1時間当たり100mmを超える集中豪雨が発生しています。河川改修計画では経済効果も考慮し総合的に時間50mm(10年確率)に対応できる改修を実施していますが、今後は計画の再検討をする必要があります。
- 国と県は、洪水予報河川や水位周知河川等について、「想定しうる最大規模の降雨」により河川が氾濫した場合に、想定される浸水の範囲と水深を表した洪水浸水想定区域図を令和2年までに作成、公表しています。

【課題】

- 農地よりの土砂流入に伴い、河川及び水路の川底の浚渫を強化実施するとともに、土砂流入を抑制する流域の適正な農地整備等総合的な治水対策の検討が急がれます。
- 地形的な特徴をも考慮した改修整備を、早急に実施できるよう検討が必要です。
- 集中豪雨に備え、河川及び水路の整備を検討しておりますが、用地問題や経済情勢等により整備が遅れているのが現状です。
- 都市化の進展や、気候変動による集中豪雨などが頻発する状況の中、土地利用に当たっても、治水施設設備とともに、河川流域において適正な保水・遊水機能を持たせることが必要であり、河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換が必要です。

【取組の方向】

- 市は、河川及び水路の川底の浚渫等の管理を計画するとともに、流域の適正な農地整備等総合的な治水対策を検討します。
- 本市の低地地区については、引き続き地下雨水貯留施設の管理を実施していきます。

【主な事業】

1 治水施設等の整備

本市の低地地区については、引き続き地下雨水貯留施設の管理を実施していきます。

2 安全性に配慮した行政指導の実施

- (1) 市は、開発事業等において、地域の状況に合わせ、調整池の設置による流出抑制を事業者へ指導します。
- (2) 市は、農地造成事業や土地区画整理事業においても、沈砂池・遊水地の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性を考慮した抑制対策を実施するよう、事業者を指導します。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の規定により三浦市地域防災計画資料編に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。
- (4) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。
また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

第4節 河川改修

【現状】

- 近年、河川及び水路流域の土地改良事業の進捗は著しいものがあり、従来保有していた保水・遊水機能の減少に伴い、河川への直接土砂流入量が増大しています。また、従来の降雨量をはるかに上回る集中豪雨の発生が多くなる傾向にあります。
- 改修規模の目標設定に当たっては、河川及び水路の危険減少度を重視するとともに既往浸水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して決定することとしています。
- 市内の主要な河川及び水路の位置づけとしては、河川法（昭和39年法律第167号）の規定による準用河川1、河川法の規定によらない普通河川26、計27河川があり、維持管理等も危険回避度を重視して進めていますが、経済情勢等により遅れがちです。
- これらの治水対策としては、河道拡幅等の改修が基本ではありますが、用地問題や財政効果等を考慮した計画では、地下調整池、遊水池などの雨水貯留方式等も検討し、早急に改修できるよう進めていきます。

【課題】

- 近年の河川及び水路流域の農地造成の進捗に伴い、土砂流入による河川及び水路の川底の浚渫を強化実施するとともに、土砂流入を抑制する流域の適正な農地整備等総合的な治水対策の検討が急がれます。
- 近年は、従来の降雨量をはるかに上回る集中豪雨の発生が多くなる傾向にあり、改修計画を見直すことも検討する必要があります。

【取組の方向】

- 市が管理する河川については、総合的な治水対策を考慮した改修計画を作成し、維持管理を進めていきます。

【主な事業】

- 近年、地下調整池、遊水地、沈砂池等の施設改修の進捗により、通常時の降雨による浸水被害は概ね解消しつつありますが、今後も台風や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、引き続き河川及び水路の維持管理及び開発時の指導を推進し、水害防止に努めます。

第5節 公共下水道整備

【現状】

- 公共下水道は「浸水防除」「公衆衛生の向上」及び「公共用水域の水質保全に資する」ことを目的としており、平成3年度から東部処理区の整備に着手しました。
- 東部処理区の事業計画面積は約235haで、令和3年度年度末の汚水排水整備面積は約216ha、水洗化率は90.3%、雨水排水整備面積は約155ha、整備率は66.0%となっています。
- 市全体の普及率は、令和3年度末で35.6%となっています。

【課題】

- 東部処理区では、雨水管渠^{きょ}の整備に加え、供用開始から約20年が経過し、汚水処理施設の老朽化に対応するため施設の改築も必要となってきました。
- 西部処理区・南部処理区では、効率的な排水処理計画の策定が課題です。

【取組の方向】

- 東部処理区では、汚水処理施設の改築とバランスのとれた雨水排除施設管渠等の整備を推進していきます。
- 西部処理区・南部処理区では、効率的な排水処理計画の検討を継続していきます。

【主な事業】

- 1 東部処理区の事業計画区域約235haについて、整備及びストックマネジメント計画に基づいた汚水排除施設の改築を優先して、順次実施します。
- 2 西部処理区・南部処理区の効率的な排水処理計画について、具体的な検討を実施します。

第6節 高潮対策

[現状]

- 本市の三方を囲む海岸線は、リアス式海岸や砂浜海岸などで全長 49.682km あり、沿岸部には市街地が広がっており、相模湾側と東京湾側の海水浴場は毎年合わせて数十万人が利用しています。また、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用しています。
- 県の高潮対策事業で、昭和 40 年代から三浦海岸をはじめとする海岸保全区域で防潮堤等を整備しています。
- 市は、市が管理する漁港区域内の海岸における防潮扉について、みうら漁業協同組合及び三和漁業協同組合に門扉の開閉及び維持補修に係る業務を委託しています。
- 県は、県が管理する三浦海岸保全区域内の防潮扉について、市と管理委託協定を締結し、門扉の管理を行っています。
- 横浜地方気象台は、予報区内を代表する横浜港(横浜・川崎)、油壺港(三浦半島)等の高潮に注意・警戒が必要な時間帯を可能な限り日時を明示して提供するとともに、高潮の程度を表現する際には、従来からの県内における東京湾平均海面上の予想だけでなく、過去の観測記録を示すなど、きめ細かい高潮の予測情報を提供しています。
- 県は、平成 31 年 4 月に東京湾沿岸(神奈川区間)、令和 3 年 5 月及び令和 3 年 8 月に相模灘沿岸において、高潮浸水想定区域の指定並びに高潮特別警戒水位を設定しました。

[課題]

- 海岸高潮対策として、県において計画的に三浦海岸をはじめとする海岸保全区域で防潮堤等の整備をしていますが、今後も引き続き危険箇所に対する措置等を、それぞれの関係機関と連携して積極的に推進する必要があります。
- 県が高潮浸水想定区域を指定したときは、市民に高潮浸水想定区域の周知徹底を図る必要があります。

[主な事業]

- 1 市内に設置されている防潮扉について、台風等異常気象により高潮、波浪又は津波の気象警報が発表されたときは、次表に掲げる区分に応じて門扉を閉鎖します。

防潮扉の区分	管理者	門扉閉鎖の基準	門扉の開閉を行う者
間口漁港(江奈地区)の防潮扉	市	高潮及び波浪警報又は津波の注意報若しくは警報が発表されたとき	みうら漁業協同組合
北下浦漁港(上宮田地区)の防潮扉	市	高潮及び波浪警報又は津波の注意報若しくは警報が発表されたとき	三和漁業協同組合
三浦海岸保全区域内の防潮扉	県	高潮及び波浪警報が発表されたとき又は津波注意報若しくは警報が発表されたとき	三浦市
		波浪警報が発表されたとき	県横須賀土木事務所

- 2 市は、海浜利用者等に対し防災行政無線等を利用して周知を図り、安全な避難誘導を行います。
- 3 高潮対策として、危険箇所を検討し、県に要望していきます。
- 4 防潮扉の管理や危機管理体制を徹底し、機能確保を図ります。
- 5 市は、県が市内に高潮浸水想定区域を指定したときは、市民への周知を図ります。

第7節 水害予防施設の維持補修

【現状】

- 流域の開発により風水害のおそれがあるため、点検と安全対策を実施して水路の機能が有効にはたらくようにしています。
- 農地周辺の宅地化が進むにつれ、土砂崩れ等の災害による人家等への二次災害のおそれがあるため、点検と安全対策を定期的の実施しています。
- 農道、漁港、海岸の各施設について管理点検と維持補修を定期的かつ計画的に実施しています。
- 市が管理する主要な河川は27河川ありますが、その他に雨水調整池や沈砂池があり、各施設について、浚渫、管理、点検を行っています。

【課題】

- 農地の崩壊、土砂崩れ、湛水等による周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性により一層の向上が必要となっています。
- 農道、漁港、海岸の各施設に対するきめ細やかな点検管理のパトロール体制を強化する必要があります。
- 河川改修の推進に伴い、河川施設の整備が図られていますが、時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 市は、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修、補強工事を計画的に推進し、地域の安全性を確保します。
- 市は、パトロールなどで明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持補修を行い、施設の機能を保ちます。
- 市は、既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的・重点的に風水害対策を実施するものとします。また、基準に適合しない占用工作物等は管理者に必要な措置を勧告します。

【主な事業】

- 1 市は脆弱化した水路等の機能を維持するため、農業用施設の改修工事を計画的に推進します。
- 2 市は、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入を生ずる地域において、排水整備工事を計画的に実施します。
- 3 市は、河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施します。
- 4 市は、急傾斜地帯の農地において、降雨による浸食等の被害防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施します。
- 5 市は、農道、漁港、海岸の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。

第8節 がけ崩れ対策等の推進

【現状】

- 本市は、三方の海岸線となだらかな丘陵地の畑地と斜面の自然緑地からなり、地震や風水害による崩壊の危険のあるがけが多くあります。市は、県と連携し急傾斜地崩壊危険区域における対策工事を促進するとともに、防災パトロール等を定期的を実施し、急傾斜地崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導しています。
- 県は、平成24年1月、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、三浦市において急傾斜地の崩壊による災害への注意が必要となる土砂災害警戒区域を指定しました。
また、令和3年3月、本市を含む横須賀土木事務所管内（横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町）の土砂災害特別警戒区域の指定が完了しました。

【課題】

- 市内の急傾斜地崩壊危険区域は42区域あり、地震や大雨によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害危険箇所の整備を推進するとともに、市は、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所、避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制を整備していく必要があります。
- 市内の土砂災害警戒区域は179区域、うち土砂災害特別警戒区域は169区域あり、地震や大雨によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、指定された箇所を市民に周知徹底を図り、啓発に努めるとともに、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制を整備していく必要があります。
- 急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域に指定された箇所以外にも、本市の地域的特性により山地を削って宅地を開発するケースが多く、宅地の後背地ががけになっている箇所が多数あります。
また、古くに宅地化された法面は未整備のままになっている箇所が目立っています。

【取組の方向】

- 土砂災害ハザードマップの公表、市民への避難情報の発令時にとるべき避難行動の事前周知、避難情報の伝達手段の多様化等により、警戒・避難体制の整備を図ります。
- 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止を図ります。
- 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策を進めます。

【主な事業】

1 市民への啓発

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知と円滑な警戒避難を確保するため、ハザードマップによる啓発を行います。
- (2) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。また、警戒区域に居住する地域住民や観光旅館、要配慮者利用施設の関係者等に対してそれらの周知に努めます。

2 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

- (1) 市は、急傾斜地崩壊危険区域の未整備箇所について、発災の危険性の高いところについて県へ災害防止工事を要望します。
- (2) 市は、がけ地の所有者に対して、がけ崩れ防止工事等法面の整備等を啓発していきます。
- (3) 市は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

3 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

三浦市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する

る事項等を定めた計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告します。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、結果を市に報告します。

第9節 農用地対策

【現状】

- 本市は三浦大根をはじめ、農産物のブランド化を促進しています。夏作（3月～7月）は、かぼちゃ・すいか・メロン等が中心で、冬作（9月～3月）は、大根・キャベツ等を作付けしています。

【課題】

- 近年の農業は、耕作用農業機械の大型化により、畑の法面を削ってしまい、降雨時に畑の土砂が道路や河川、海、住宅地に流入することが目立っています。
- また、作付けの時期（9月、畑によっては6～7月）や端境期（畑が空いている時期）に台風や大雨により土や種が流出する事故が増加しています。
- 本市の特徴として、山地を開拓して畑地を開墾することが多く、畑の管理を適切に行わないと法面ごと崩落するケースもあります。

【取組の方向】

- 降雨時の、河川等、道路、住宅地への農用地の流出土砂を抑制するため、土地所有者、耕作者、県農業技術センターその他関係機関と連携して課題の解決に努めます。

【主な事業】

- 1 土地所有者及び耕作者に農用地からの土砂の流出防止の意識を啓発することにより、畑の適切な管理を促し、河川や住宅地、道路等への影響の軽減を図ります。
- 2 台風等の降雨時に、市による巡回パトロールの強化を図るとともに、農協等の農業関係機関と連携し、情報提供と注意喚起を積極的に行います。

第 10 節 道路・橋りょう、漁港等の安全対策

[現状]

- 本市では、国道 134 号、県道 26 号が南北の主要幹線であり、これが途絶すると孤立する可能性があります。また、沿岸部も県道 215 号が途絶すると主要な幹線がなくなります。
- 災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動の迅速、円滑な実施を図る道路ネットワークを整備するため、市内における「連携の交通ネットワーク」を促進しています。
- 耐震性の強化に当たっては、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に沿って耐震基準の見直しを行い、耐震改修を進めています。
- 道路整備事業による防災空間の確保や防災性を重視した都市基盤の整備に取り組んでいます。
- 自然災害に対する安全度を高めるため、市が管理する橋りょうの耐震補強や、道路の法面の防災工事の実施に努めています。
- 県が管理する漁港施設については、災害時における海上輸送路の確保を図ることに留意しながら整備が進められています。なお、三崎漁港は既に耐震強化岸壁の整備が完了しており、今後とも災害時における海上輸送路の拠点として、周辺の整備や活用方法の検討を進めています。

[課題]

- 道路利用者を災害から守るためには、橋りょう及び道路法面の安全対策工事などのハード対策とともに、気象や災害発生などの情報を提供し、注意を促すソフト対策が必要です。
- 特に、道路利用者等に対して、災害時の情報をいち早く提供できるよう努める必要があります。
- 道路、橋りょう、漁港、鉄道の被災、更には電柱類の倒壊などは、災害時の住民の避難、救助・救急、消火活動や医療活動等の初動体制の確保、各種の応急対策活動を著しく阻害します。
- 漁港や鉄道の被災は、主要幹線が少ない本市においては物資等の輸送の途が閉ざされることになり、市の機能を不全にし、応急活動はもとより、迅速な復旧・復興対策にも影響を及ぼす可能性があります。
- そこで、防災都市づくりの骨格として、都市の構造物の安全性の一層の向上を図るとともに、多重性を高めることが大きな課題となっています。

[取組の方向]

- 道路、橋りょう、漁港等の整備や補強・補修に当たっては、国等が定める耐震基準等に基づき、地形、地質等に留意し、安全性の向上に一層努めます。
- 主要な鉄道、道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、それぞれの実施主体が各施設等の耐震設計やミッシングリンク(※1)の解消等によるネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより、災害対応力の一層の充実を図ります。
- 災害から道路利用者の命を守るため、災害発生時に一刻も早く安全な場所に避難を促すための情報発信を行います。
- 鉄道事業者は施設の安全性の向上に配慮していきます。

※1 主要都市間等を連絡する幹線道路等のうち、未整備の部分

[主な事業]

1 道路、橋りょうの整備

- (1) 市は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、国道 134 号、県道 26 号、県道 215 号並びに都市計画道路西海岸線の整備を国・県に対し要望します。
- (2) 市は、緊急輸送路への結節となる防災上重要な市道の整備を進めます。
- (3) 市は、集落の孤立化を防ぐため、県と連携して、緊急避難路や迂回路にもなる管理道路及び橋りょうの安全確保に努めます。

2 漁港の整備

漁港施設については、緊急物資や避難者の輸送のため三崎漁港の一部に耐震岸壁が整備されました。更に今後、主要な陸揚げ岸壁についても耐震強化対策・液状化対策の検討が行われます。また、市営漁港においては、道路が寸断された場合に市内の輸送を確保するために海路を利用した輸送ルートへの検討に努めます。

第 11 節 観光客対策

[現状]

- 本市の沿岸部には、三浦海岸海水浴場等の海水浴場があり、海水浴客やマリンレジャー等の観光客をピーク時には1日数万人と数多く迎え入れています。しかし、これらの観光客は、各種気象予報や警報が発表された際に、避難経路などの地理的な知識及びその場の被害想定などの情報が市民よりも不足していると考えられるため、観光客の安全対策を重視した体制を構築し、推進しています。

[課題]

- 本市では、観光客に対する情報提供体制は整っているものの、観光事業者との連携や帰宅することが困難になった観光客への対応や避難誘導體制の構築が必要となっています。

[取組の方向]

- 観光は本市の主要産業の1つであるため、観光地としての安全対策と避難対策の向上を図ります。
- 本市の避難地や避難経路に関する情報について、観光客の周遊ルートに避難地案内板や標高シールの掲示すること等により、観光客への周知を図ります。

[主な事業]

1 観光客への警報等の情報提供

防災行政無線や市の広報車及び観光協会や観光事業者の協力を得て、気象予報・警報等の情報を提供します。

2 避難情報の発令基準等

高潮警報が発表された場合、被害の発生のおそれのある地区に対して避難指示等を発令します。
また、沿岸部以外の観光客には、各種気象予報・警報の発表時に、観光の中止や早期の帰宅を呼びかけます。

3 沿岸部観光客の避難対策

沿岸部にいる観光客の避難を迅速に行うために、「避難地案内板」や沿岸地域の標高 30m以下のカーブミラー等に設置した標高シールの活用について啓発を図ります。

4 観光事業者への啓発

- (1) 市は、観光協会等の団体と連携し、パンフレット等を活用して、災害予防や災害時の応急対策等の啓発に取り組みます。
- (2) 観光客の帰宅困難者に対しては、市内の民間施設の借用等、一時的な帰宅困難者の避難施設を協定等により確保します。

第 12 節 孤立化対策

[現状]

- 近年の地震及び台風等の災害を考慮すると、孤立化を前提にした対策が必要になります。

[課題]

- 平成 16 年に発災した中越地震では、旧山古志村等の山間部町村で、道路寸断による孤立状態が発生しました。本市においても主要幹線の寸断により、市域内の沿岸部等急峻な山地を背負った地区などが孤立化する可能性があります。

[取組の方向]

- 市内で道路が寸断された場合等、孤立化が想定される地域を検討し、この地域に対して急傾斜対策や道路等の保全事業を促進していきます。

[主な事業]

1 孤立化予防対策

- (1) 孤立化が想定される地区への道路の整備
道路の寸断により孤立化する地域に対して、県と連携して整備を図ります。また、市道についても計画的な整備に努めます。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域等における対策
主要幹線沿いの急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所について、県と連携して対策工事の推進に努めます。

2 孤立化対策

- (1) 市及び県は、連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。
- (2) 市は、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。
- (3) 防災倉庫等の整備
孤立化が予想される地域には、必要な資機材を格納した防災倉庫の整備を図ります。
- (4) 住民の備蓄の促進
市民には最低 3 日間分、推奨 1 週間分の食料等の備蓄を目標とするよう指導していますが、孤立化が予想される地区では自主防災組織が主体となって備蓄を促進します。
- (5) 臨時ヘリポート等の計画
学校のグラウンドや公園等、離着陸が可能な空地等をあらかじめ検討します。
- (6) 漁業協同組合との連携
市内漁業協同組合と災害時における支援協定等の締結を促進します。

第 13 節 建物等の安全対策

【現状】

- 本市は、自然的な条件から風が強い地域です。過去の台風では、住宅の瓦や看板等が飛散する被害が多数発生しました。

【課題】

- 過去の台風により被害を受けた住宅等には、老朽化した空き家も多く含まれており、所有者の適切な管理が必要となっています。
- また、屋外広告物も飛散の可能性があるため、空き家と同様に適切な管理が必要となります。
- 近年、1時間当たり 100mm を超すような局地的集中豪雨の発生回数が増加傾向にあります。

【取組の方向】

- 市内で少しでも被害を減少させるため、屋外広告物や老朽化した空き家の所有者に対して、適切な管理や改善を指導します。
- 市は、大雨等に備え、建築物等への浸水予防に周知を図ります。

【主な事業】

- 1 各関係課と連携して、老朽化した空き家や屋外広告物の把握に努めます。
- 2 老朽化した空き家の所有者に対して、文書等で通知し、適切な管理や改善に向けた周知を図ります。
- 3 市は、駅等の不特定多数が利用する施設、学校、行政関係施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する安全性の確保に関する対策を進めるよう努めます。

第 14 節 ライフラインの安全対策

【現状】

- 上水道については、主要水道施設の耐震化を実施しており、老朽管更新事業として、布設後 40 年を経過した配水管を順次更新しています。
また、水道管等が地震により損傷した場合に備え、主要配水池に緊急遮断弁を設置するほか 4 基の 100t 型飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進めてきました。
- 下水道については、令和 3 年度末で 35.6%の普及となり、耐震性を考慮した施設づくりなどを進めています。
- 電話・通信については、東日本電信電話(株) (神奈川事業部)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店において、通信設備ビル等の耐震化、通信ケーブル地中化の推進、伝送路の多ルート化・ループ化及び災害対策機器類の事前配備を行っています。
また、災害発生直後は、電話が輻輳し被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供します。
なお、提供条件等については、報道機関を通じてお知らせします。
- 電気については、東京電力パワーグリッド(株)が、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化や設備の耐震化を進めています。
- 都市ガスについては、東京ガスネットワーク(株)が、ガス供給設備の耐震性強化を進めるとともに、大地震発生時にはご家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度 5 程度以上の揺れを感じガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けています。さらには供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きい地域（ブロック）のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次災害を未然に防ぎます。またガス供給停止地域では、IT システム等により最適な復旧方法を判断し、被害のない地域では安全かつ速やかに供給を再開します。（各ご家庭ではガス漏れ等の異常がなければ、お客さまによるマイコンメーターの簡単な復帰操作でガスをご使用できます。）
- LP ガス（液化石油ガス）については、(公社) 神奈川県 LP ガス協会横須賀三浦支部において、容器の転倒防止を徹底するとともに、ガス放出防止器及び S 型メーター等防災機器の設置推進などの安全対策を進めています。

【課題】

- 電気、ガス、電話、通信についても、より一層の安定した供給が求められています。

【取組の方向】

- 電気、ガス、水道、通信サービス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であることから、災害時においてもライフライン機能を確保できるよう、各事業者は、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進めます。
- 電気、ガス、通信サービスについては、それぞれの事業者において、浸水防止対策等、安全強化対策を更に推進するよう要請していきます。

【主な事業】

1 上水道施設

- (1) 市上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設や水道管路の耐震化を進めます。また、災害時に異なる配水系統の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進めます。
- (2) 市は、水道配水池における応急給水用飲料水の確保、非常用発電装置等の整備等を行っています。
また、災害時等に重要となるデータの集積のためマッピングシステムの整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進めます。

2 下水道施設

市は、下水道終末処理場における、非常用発電装置等の整備や耐震診断等を行っています。ま

た、施設整備に当たっては「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公共財団法人日本下水道協会）に基づき、主要下水道施設の耐震化や液状化などに配慮した施設整備を進めます。

3 電気、ガス、電話・通信

- (1) 電気、ガス、通信サービス事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。
また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。
- (2) 市は、電気、ガス、通信サービス事業者に対して、より一層の安定した供給を実現するため、被災時における施設の継続稼働について方策を講じるよう要請します。また、浸水防止対策等、安全強化対策に推進するよう要請します。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

- 風水害については、発災直前・直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害が発生するおそれがある場合、あるいは災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。
- こうした体制を有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、具体的で、実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、更には広域応援体制の充実を図る必要があります。
- 引き続き、市は、県の支援の下応急活動の事前準備について、広域的処理の必要な緊急輸送道路の確保、広域的支援体制の運用等の強化充実を図るとともに、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害救援ボランティアの充実強化を図ります。
- 令和2年春から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になっています。今回のコロナ禍における災害対応の経験を、今後災害対策の強化に繋げる必要があります。
- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難情報の見直しや広域避難に関わる仕組みが導入されました。近年頻発する大規模風水害等の災害の課題や教訓を踏まえた、法令等を含む制度改正などを踏まえ、適切かつ速やかに対策の充実を図る必要があります。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

【現状】

- 災害発生時に、その被害を最小限に止め、迅速・的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。
- 市は、情報収集・伝達手段として、県機関、県内市町村及び防災関係機関を結ぶ「県防災行政通信網」を県と共同で整備し、運用しています。県は、被害状況等の収集・共有用に「県災害情報管理システム」を整備するとともに、市との情報収集・伝達を密にし、更に連携・協力体制を強固にするため、被災市町村に連絡員を派遣することとしています。また、市ではこれらの通信手段を補完するため衛星携帯電話を導入しています。
- 市は、情報収集・伝達手段として市防災行政無線を整備するとともに、防災情報メール、市ホームページ、ツイッター（以下「防災情報メール等」という。）及び広報車による情報伝達に努めています。
- 市は、観光客等沿岸にいる滞留者向けには、海岸域に防災行政無線の屋外子局を整備するとともに、聴覚障害者にはFAXにより情報を提供しています。
- 県は、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めています。
- 県は、民間気象会社と共同で、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト「かながわ減災プロジェクト(※1)」を開設し、県民自らが災害を回避し、被害を軽減する取組を進めています。
- 市は、県と協力し、市が発信する避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の緊急情報を、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて迅速に伝達するLアラート（災害情報共有システム(※2)）を導入し、運用しています。
- 県は、令和2年2月に、本県における防災行政分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するための先行実証モデルとして、産官学からなる任意団体「AI 防災協議会」とともに、「防災チャットボットSOCDA（ソクダ(※3)）」の実証実験を行いました。

※1 県と民間気象会社が共同で開設した、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト

※2 市町村が避難指示などの情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステム。総務省が全国普及を進めています。

※3 住民一人ひとりの避難と災害対応機関の意思決定を支援することを目的に、AI防災協議会等が中心となり、開発を進めているシステム。

【課題】

- 災害対策に関する各種システムが市庁舎等の施設の被災、停電等により十分機能しないと、迅速な初動体制や復旧活動に支障が生ずるため、システムの安全性の強化と多重化が必要です。
- 日ごろの災害対応では、確定被害情報を中心に情報収集を進めていますが、大規模災害の発生時には、迅速な初動体制確保や被災者の支援のために必要となる被害状況や応援部隊などの活動状況などの情報を集約し、関係機関で共有する必要があります。
- 市災害対策本部と避難所や病院、診療所など救護活動拠点との情報伝達体制の確立が求められます。
- 災害時に情報の収集・提供を円滑に行うためには、システムや体制の整備だけでなく、常にそれらを適切に運用できるように訓練を行う必要があります。
- 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等の情報が入手困難な被災者に対しても、情報提供を行う必要があります。
- 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要があります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要があります。

- 現在、国が開発を進めている SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）などの積極的な活用を見据えつつ、災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能（AI）を活用するなど防災・減災における DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進する必要があります。
- 「神奈川防災行政通信網」は稼働から 10 年以上が経過し、設備や通信機器の老朽化により維持管理が困難であることから、再整備が必要です。再整備に当たっては、ICT 技術革新に合わせた対応が必要となります。

【取組の方向】

- 市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、事業所、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の確保に努めます。
また、災害情報収集や避難対策など災害対応における AI やデジタル技術の活用など、防災・減災における DX の推進に努めます。
- 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
- 市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。
- 市は、高齢者、障害者等の要配慮者に対する情報提供体制について検討を進めます。
- 県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及び SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めます。
- 県及び市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努めます。また、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に活かします。
- 県及び市は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めます。
また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築・拡充について推進を図ります。
- 県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。
- 県は、「防災行政通信網」の安定的な運用を継続するため再整備を行います。再整備では、最新の通信技術を導入し、災害時における県機関、市町村及び防災関係機関との確実な情報受伝達の確保に努めます。

【主な事業】

1 災害情報受伝達体制の充実

- (1) 市は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び Lアラート（災害情報共有システム）の適切な運用に努めます。
- (2) 防災行政無線を中心として、多様な情報提供媒体が求められているため、ホームページや携帯電話の防災情報メール等を活用した情報の提供を推進します。

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- (1) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。
- (2) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。
- (3) 市及び県は、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。
- (4) 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。

3 報道機関との協力体制の確立

市は、報道機関の協力の下災害時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

- (1) 市は、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保に努めます。
- (2) 市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めます。

5 システムの適切な管理及び操作の習熟

市は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

【現状】

- 市は、県及び气象台から気象情報を受信した場合、速やかに初動体制がとれる体制をとっています。
- 市内に、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報及び高潮警報のいずれかが発表された場合などは、災害事前体制をとります。更に大規模な災害が発生した場合などは、防災担当部門で被害状況を把握した上で、市長を本部長とする「災害対策本部」を設置し、災害応急活動体制をとることとしています。
- 災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う指令統制機関であり、国、県、防災関係機関と相互に協力して、災害応急対策を実施することとしています。
- 市は、災害等が発生した際に、災害応急業務に全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても中断することなく継続して遂行するため、「業務継続計画(BCP)」を策定しています。

【課題】

- 大規模な風水害の場合、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部室等そのものが被災することを想定した体制の整備や業務継続性の確保が必要です。
- 刻々変化する被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能、県等との連携、連絡体制の拡充が求められます。
- 災害時に災害対策本部機能が十分発揮できるよう、日常的に訓練を行っておくことが必要です。
- 同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害により、事態が深刻化することを想定しておく必要があります。
- 大規模風水害等の災害時に人的資源が制約される中、災害対応のための体制が確保できるよう、実効性のある業務継続体制と職員の配備体制の整備が必要です。

【取組の方向】

- 市は、災害対策本部機能を確保するため、適切な職員数の配備体制を整えるとともに、災害や職員の参集状況に応じた組織体制をとります。
また、災害時において迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、関係マニュアルを整備するとともに、複合災害など、様々な場面を想定した、より実践的な訓練を実施します。
- 市は、災害対策本部室が被災した場合に備えて、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。
- 市は、県及び隣接市町や防災関係機関との連絡体制を拡充します。
- 市及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行います。
- 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう努めます。
- 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。

【主な事業】

1 災害対策本部の組織体制の充実等

- (1) 市は、災害時における災害対策本部要員の参集体制を確立するため、情報伝達体制の充実、参集場所の多元化に努めるとともに、非常時における職員の参集状況に応じた人事配置に留意します。

- (2) 市は、災害対策本部組織や業務マニュアル等を検証し、必要に応じて見直すとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定しておきます。
- (3) 市は、県、防災関係機関と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。
- (4) 市は、県の現地対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めるため、災害対策本部の機能を強化します。

2 災害対策本部の代行機能の整備

市は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替の庁舎等に通信機器等を整備するほか、参集するための交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。

3 市、防災関係機関の組織体制の充実

市及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

4 業務継続体制の確保

- (1) 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。
- (2) 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

- 救助・救急、消火活動は、本部長の指揮の下に、市に協力する消防機関が中核となり、状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 平成29年4月1日から、市と横須賀市は消防体制の強化と消防部隊の効率的な運用を図るため、事務委託方式による消防広域化の運用を開始しました。これにより、市境における災害現場への到着時間の短縮、運用車両の増加等、災害対応力が向上しました。
- 市の消防水利は、令和4年4月1日現在、消火栓、防火水槽、その他水利を合わせて709基を整備しています。
- 県は、大規模な火災や土砂災害など、単独の消防本部では対応できない災害等の発生時に、県及び県内消防本部が、これをいち早く覚知し、その被害状況等を把握・共有することで、県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の初動対応力を強化する仕組み（以下「Kアラート」という。）を構築するとともに、様々な自然災害現場を再現する実践的で大規模な消防訓練施設（以下「かながわ版ディザスターシティ」という。）を整備しています。

【課題】

- 大規模風水害等の災害に対応できる消防力を強化するため、施設、設備の整備の充実と資機材・食料・燃料等の確保、消防団員の教育、訓練の充実、消防水利の耐震性の向上、消防水利が被災した場合の代替機能の確保が課題となっています。
- 大規模風水害等の災害により孤立化地域が発生した場合に備えて、県と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。
- 大規模風水害等の災害発生時には、広域応援体制により、他の地方公共団体からの支援が速やかに行われる仕組みが必要となっています。
- 大規模風水害等の災害時におけるエレベーター停止に備えた、救出救助体制の確保が必要です。
- 火災件数が減少傾向となり、消火活動の経験が少なくなる中、消防団員の消火に関する対応力強化が必要です。

【取組の方向】

- 市は、災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保を進めます。
- 市は、救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進します。
- 市は、被災時における火災防止に係る知識の普及に努めます。
- 市は、県と連携し、県警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めます。
- 災害時のエレベーター停止による閉じ込めや、上層階に取り残された方の救出救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連携や訓練の充実に努めます。

【主な事業】

1 ヘリコプターの活用

市は、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等、応急対策における機動性を高めるため、県に対してヘリコプターを要請し、活用します。

2 救助用重機の確保

市は、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時における協定を締結している市内の事業者等から、これら大型重機の確保に努めます。

3 救急救命体制の強化

市は、「神奈川県救急医療情報システム」（※1）を県や医師会など関係機関と協働して運営します。また、横須賀市消防局と協働して救急救命体制の強化を図ります。

※1 「神奈川県救急医療情報システム」とは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムです。

4 消防力の強化

市は、横須賀市消防局と協働し、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利施設の整備を図ります。

5 孤立化対策の推進

- (1) 市及び県は、連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。また、県はアクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路の安全確保に努めます。
- (2) 市は、孤立化対策の検討結果を踏まえ、県の支援を得ながら対策の推進に努めます。

6 資機材・装備の強化

- (1) 市は、災害時の活動に必要な防災資機材の整備や備蓄無線機の増強等、装備の充実を図ります。
- (2) 市は、自主防災組織等に対する消火栓利用型消火資機材及びホースの貸与等により、防災機器の整備を充実させるとともに自主防災組織の育成を図ります。

第4節 警備、救助対策

[現状]

- 三崎警察署は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、三崎警察署の総力を挙げて、人命の安全を第一とする各種応急対策を迅速、的確に実施し、市民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなど、市民の社会生活の安定に努めています。
- 海上においては、横須賀海上保安部が、災害が発生した場合における人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たることとなっています。
- 各種災害訓練には、三崎警察署、横須賀海上保安部が積極的に参加し、防災機関との連携の強化に努めています。

[課題]

- 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難措置、救出救助活動等を迅速・的確に実施するために、情報収集用資機材、救出・救助用資機材等を更に一層充実させていく必要があります。

[取組の方向]

- 三崎警察署は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との定期的な災害警備訓練を行うなどして連携強化を図り、警備体制を強化します。
- 横須賀海上保安部は、気象情報の伝達、災害情報の収集、広報、避難の勧告等を実施するとともに、海上における救助、救援活動を実施します。

[主な事業]

1 救出救助用資機材の整備

三崎警察署は、災害発生時における迅速、的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資等の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

第5節 避難対策

【現状】

- 平成25年の災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により、市は、災害から迅速に避難するための指定緊急避難場所、避難者が一時的に滞在するための指定避難所を指定し、住民に周知することが義務付けられました。
- 平成25年の災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、国において、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。
また、令和3年5月の一部改正においては、市町村の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が市町村の努力義務とされました。
- 市は、指定避難所として、小・中学校等の公的施設を中心に、19施設（令和4年4月1日現在）、指定緊急避難場所として校庭や公園等を中心に、高潮・土砂災害時に20箇所（令和4年4月1日現在）の指定を行い、施設の整備や備蓄の増強を図っています。
- 市は、大規模風水害等の災害時に避難住民の安全確保を図るため地域住民と行政機関等が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、避難所運営マニュアル等を策定しています。
また、令和2年11月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、集団感染の発生が懸念される避難所における感染対策に万全を期すため、「避難所運営マニュアル別冊 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の開設・運営のポイント」を作成しました。
- 市は、避難行動要支援者の安否の確認、避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成しています。
- 平成30年7月豪雨では、様々な防災情報や避難情報が避難に活かされなかった事例が指摘されています。この教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組みを強化する方向で、平成31年3月に、避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供し、避難行動等を支援することなどが示されました。
- 県は、令和2年6月より、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、県所管域の市町村に対して、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者の避難対策に向けた情報提供や必要に応じて、事前に県の宿泊療養施設に搬送、避難させる仕組みを構築し、運用しています。

【課題】

- 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努める必要があります。
- 近年、各地で発生している風水害等において、避難情報が適切なタイミングで適当な対象区域に発令されていないことや、住民への迅速・的確な伝達が難しいこと、あるいは避難情報が伝わっても住民が避難しないことが課題となっています。
- 市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。
- 大規模風水害等の災害時には、想定を上回る大量の被災者の発生や、避難生活が長期にわたる場合が想定され、避難所の不足、ごみ・し尿の堆積、災害対策本部との情報の途絶、食料や生活必需物資の管理の問題や、配布の遅れなどが生ずるおそれがあります。
- 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者や性的マイノリティへのケア、避難者のプライバシー確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な要求への可能な範囲での反映をするなど、避難所の運営には十分な配慮をする必要があります。
- 更に、大型集客施設等の不特定多数が利用する施設において、施設内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等の安全確保対策を市と連携して効果的に行う必

要があります。

- 応急仮設住宅の供給に当たっては、必要な戸数を必要な場所に迅速かつ的確に供給することが必要です。このため、応急仮設住宅の建設とあわせて、公営住宅や民間賃貸住宅なども活用して、被災者のニーズに配慮した多様な対策をとれるよう、県や関係団体との連携による供給体制や事前対策が必要となります。
- 大規模風水害等の災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策も必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難誘導體制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。

[取組の方向]

- 市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めます。
- 市は、指定した指定緊急避難場所及び指定避難所について、地域住民への周知を行う必要があります。
また、随時指定の見直しを行い、地域住民の安全な避難先の確保に努めます。
- 住民等は、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す警戒レベル相当情報等に十分留意し、災害が発生する前に、自らの判断で自発的に避難を行うことが必要です。そのため、市は県の支援を得ながら、平時における防災意識の普及、災害時には避難行動を支援する情報の提供を行います。
- 市は、ごみ、し尿処理の体制の整備を図ります。
- 市は、高齢者、障害者等の要配慮者に対する支援及び男女双方の視点等に配慮した避難対策を充実します。また「三浦市避難行動要支援者支援マニュアル」等を参考に避難行動要支援者に対する支援について、関係機関や自主防災組織を中心とする地域住民等との連携強化対策を推進します。
- 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図ります。
- 市は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。
- 市は、県の協力を得ながら、避難場所の指定拡大を図ります。
- 駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、各施設における風水害時の安全性の確保対策、風水害時の応急体制の整備を進めます。
- 県及び関係団体と連携し、被災した犬猫等のペットの救護に努めます。

[主な事業]

1 避難情報の発令基準の作成

- (1) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とします。
- (2) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とします。
また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。
- (3) 市は、急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。
- (4) 市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとします。
また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知します。
- (5) 避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動要支援者に配慮するため、高齢者等避難を位置づけます。

2 避難情報の住民への伝達と周知

- (1) 市は、「避難指示等の発令基準」に基づき、災害時の適時適切な避難情報の発令や伝達について、地域の実情に応じ、防災行政無線や消防団、自主防災組織など、効果的かつ複合的に活用し、避難対象区域住民に迅速かつ的確に伝達するよう努めます。
- (2) 市は、避難行動要支援者の迅速な避難のために、「三浦市避難行動要支援者支援マニュアル」等の周知に努めます。

3 避難指示等の伝達

- (1) 市は、避難指示等の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動が分かるようにする（表1参照）とともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達できるよう周知します。
- (2) 市は、住民が迅速・的確な避難行動に結びつけられるよう、気象警報、避難指示等の伝達内容等について、あらかじめ検討し、周知します。（表2参照）

【(表1) 避難情報の発令により住民等に求める行動等】

警戒レベル、避難情報	住民に求める（住民がとるべき）行動
【警戒レベル1】 早期注意情報（警報級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表） ※高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の確認、避難情報の把握手段の確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難（市長が発令）	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等(※1)は危険な場所から避難（立退き避難(※2)）又は屋内安全確保(※3)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示（市長が発令）	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保(※4) （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 立退き避難の避難先例

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設・場所。小中学校、公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル等)

(2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。

- ※3 屋内安全確保の行動例
- 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある。）
 - 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる。（待避）
- ※4 緊急安全確保の行動例（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）
- 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
 - 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等のがけから少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。
- 注：居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要です。

【(表2) 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報】

警戒レベル1 (※1) (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報			
	洪水に関する情報	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	【水位情報がある場合】 ・氾濫注意情報(危険度分布：黄(氾濫注意水位超過(※2)) 【水位情報がない場合】 ・洪水キキクル(※3)が「注意(黄)」		・土砂キキクル(※3) (注意(黄))	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	【水位情報がある場合】 ・氾濫警戒情報(危険度分布：赤(避難判断水位超過相当(※2)) 【水位情報がない場合】 ・洪水警戒 ・洪水キキクル(※3)が「警戒(赤)」		・大雨警戒(土砂災害) ・土砂キキクル(※3) (警戒(赤))	・高潮警戒に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4 (避難指示)	【水位情報がある場合】 ・氾濫危険情報(危険度分布：紫(氾濫危険水位超過相当(※2)) ・洪水キキクル(※3)が「非常に危険(うす紫)(※4)」		・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(※3) (非常に危険(うす紫)(※4))	・高潮警戒 ・高潮特別警戒
警戒レベル5 (緊急安全確保)	【水位情報がある場合】 ・氾濫発生情報(危険度分布：黒(氾濫している可能性(※4)) 【水位情報がない場合】 ・大雨特別警戒(浸水害)	・大雨特別警戒(浸水害)	・大雨特別警戒(土砂災害)	・高潮氾濫発生情報

- ※1 警戒レベル1については、相当情報がないため省略
- ※2 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示
- ※3 洪水キキクル：洪水警戒の危険度分布
土砂キキクル：大雨警戒(土砂災害)の危険度分布
- ※4 令和4年度以降「うす紫(非常に危険)」と「濃い紫(きわめて危険)」を「紫」に一本化し、「危険度分布(黒)」を5相当に位置付け
- 参考：「国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)」について
国管理河川では、数km～数十kmの予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位(水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ200mごとの洪水の危険度分布(水害リスクライン)を令和2年より提供している。200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色(警戒レベル5相当情報)で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。
<https://frl.river.go.jp/> (一般向けに現況値を提供)
※市町村向けサイトでは、6時間先までの水位予測や危険度分布を提供

4 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

(1) 市は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む。）を指定し、日頃から住民等への周知徹底や災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めます。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができますが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めます。

(2) 市は、県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。

(3) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努めます。

(4) 市は、現在避難所等に4基の100t型飲料水兼用耐震性貯水槽を整備していますが、今後も避難所機能を向上させるため、避難所として備えるべき備蓄品等の整備に努めます。

(5) 市は、大規模風水害時において、市単独では避難場所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合における市町村域を超えた広域的な避難について、県や関係市町村と共同して体制の整備を図ります。

(6) 市は、要配慮者の二次的避難のため、市内の福祉施設等と連携して避難場所の確保を図ります。

(7) 市は、観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者の避難所を確保するため、ホテル等の宿泊施設の一部を借り上げるなどの連携を図ります。

(8) 市は、し尿等については、仮設トイレの備蓄以外に市内事業者等が保有する仮設トイレを活用できるように連携して確保を図ります。

(9) 市は、避難所に指定されている公共施設のバリアフリー化に努めます。

(10) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所等について、住民への周知を図るものとします。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努めます。

(11) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、要配慮者に配慮した福祉避難所も確保するよう努めます。

5 避難計画等の策定

(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の項目についてあらかじめ避難計画を策定します。

ア 避難指示を行う基準

イ 避難指示の伝達方法

ウ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難所への経路及び誘導方法

オ 避難所等の整備に関する事項

(ア) 収容施設

(イ) 情報伝達施設

カ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 市は、県の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。

(3) 社会福祉施設及び学校・幼稚園・保育園等（以下「社会福祉施設等」という。）は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、県及び市町村はその支援に努めます。

- (4) 施設管理者等は、気象庁等から発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。また、市や消防団、地域社会とも連携し、避難時に地域の支援が得られるよう工夫に努めます。
- (5) 市は、県から浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。
- (6) 市は、災害発生情報、避難指示等について、水防管理者、国（気象庁等）の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努めます。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めます。
- (7) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとします。

6 避難所の運営

- (1) 市は、「三浦市避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、避難所での生活環境を常に良好なものとするための各課題について十分配慮した避難所の円滑な運営を行います。
- (2) 市は、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。更に、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供に配慮します。
- (3) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性トイレ・更衣場所等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置することや、照明を増設するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めます。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。
- (4) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

7 避難所外避難者への対策

市は、関係省庁と連携し、県避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて検討に努めます。

8 住民への周知

- (1) 市は、災害時に安全かつ迅速に避難できるよう、地域内の避難所、避難経路、及び避難指示方法について、あらかじめ住民に周知します。
- (2) 市は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を住民に周知するよう努めます。
- (3) 県は、市町村と連携して、住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成の促進に努めます。
- (4) 市は、日頃から住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

9 避難場所の選定等

- (1) 避難所の選定基準
 - ア 避難民1人当たり最低2㎡以上が確保できる施設とします。
 - イ 要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置します。
 - ウ 大規模ながけ崩れや浸水などの危険がないところとします。

エ 安全な経路が確保できる場所に設置します。

(2) 避難地区分けの実施

避難地区分けの境界線は、区単位を原則とし、学区、主要道路等を境界の目安とします。

(3) エコノミークラス症候群への対応

本市では、避難は定められた避難地への避難を基本としていますが、平成16年に発生した中越地震等でみられた、狭い車中での避難生活によるエコノミークラス症候群の発生を最小限に抑えるため、市民に対して車中での避難生活の注意事項を周知します。

10 避難訓練

市は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

11 応急仮設住宅等

(1) 市は、県が迅速に応急仮設住宅を供給するために必要な建設可能地調査等の事務に協力します。

(2) 市は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。

(3) 市は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備します。

(4) 市は、住家被害調査や罹災証明書交付の担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後、早期に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努めます。

12 ペット対策

(1) 市は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する課題などから、生活スペースから離れた場所等で飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所ごとにペットの飼育ルールを策定します。

(2) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

13 土砂災害警戒区域等の対応

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」等の避難対策は、同法に基づき区域毎に警戒避難体制の整備を進めます。

14 集客施設等の対策

市は、施設の管理者に対して、施設利用者の避難に係る安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。

15 感染症対策

(1) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。

(2) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

第6節 帰宅困難者対策

【現状】

- 大規模風水害等の災害により公共交通機関等の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生すると予想されます。
- このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定されます。
- 帰宅困難者対策については、東日本大震災で大量の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、風水害等の災害も含めた帰宅困難者対策を行政、防災関係機関、民間などあらゆる主体が協力して、一層具体化していく必要性があります。
- 県は、令和2年6月より、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、県所管域の市町村に対して、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者の避難対策に向けた情報提供や必要に応じて、事前に県の宿泊療養施設に搬送、避難させる仕組みを構築し、運用しています。

【課題】

- 帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、安全な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたりますが、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が想定される中において行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が必要です。
- 帰宅困難者対策を更に推進するためには、国、地方公共団体、企業等(団体を含む。以下同じ。)がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが必要です。
- 一斉帰宅を抑制するとともに、従業員等の安全を確保するためには、地震が発生し交通機関が当分の間復旧の見通しが立たない場合に、企業等は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要があります。
- 本市においても、災害時には多くの観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者の発生が予想され、帰宅困難者に対する情報の提供や家族の安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保など、多岐にわたる対策が必要となります。

【取組の方向】

- 帰宅困難者対策を更に推進するためには、国、地方公共団体、企業等(団体を含む。以下同じ。)がそれぞれ実施するだけでなく、連携して取組を進めるよう理解を得る必要があります。
- 市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、県と連携しつつ、事業所・市民等に対し、一斉帰宅抑制の周知に努めます。
- 市が開設する、一時滞在施設の不足に備えて、県は駅周辺の県有施設を一時滞在施設として提供することとし、そのための整備に取り組みます。
- 市は、帰宅困難者のための一時滞在施設運営のための飲料水等の物資について、県の支援を得て整備に努めます。
- 一斉帰宅を抑制するとともに、従業員等の安全を確保するためには、災害が発生し交通機関が当分の間復旧の見通しが立たない場合に、企業等は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう、理解を得る必要があります。
- 市は、災害発生時の交通機関停止時に、駅周辺における滞留者の発生や混乱の状況などを速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努めます。

【主な事業】

1 一斉帰宅抑制の周知

- (1) 市は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速かつ優先に行う必要があることから、帰宅困難者の発生による傷病者等の抑制を図るため、市民、事業所、学校、関係団体などに対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。
- (2) 市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、災害用の携帯電話伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間にあらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。

2 事業所等の取組の促進

- (1) 市は、事業所等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や、大型の什器・備品の固定の促進を図るための啓発を行います。
- (2) 企業のための帰宅困難者チェックシートの活用など、帰宅時、通勤時の対応も含めた事業所等の帰宅困難者対策の促進を図ります。

3 避難対策

- (1) 市及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進めます。
- (2) 市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用した正確な情報提供ができるよう、対策の検討を行います。

4 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。

第7節 要配慮者に対する対策

【現状】

- 社会福祉施設の管理者は、定期的な防災訓練教育の実施や、災害時に適切な行動がとれるよう利用者及び施設の実態に応じた防災訓練を実施しています。
- 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、避難場所、避難標識等の災害に関する情報の多言語化や外国語ボランティアの登録による支援体制の確立に努めています。
- 市は、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な住民である「避難行動要支援者」の把握に努め、生命又は身体を災害から守るために行う措置の基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

【課題】

- 社会福祉施設や病院、診療所における施設や設備の安全性を確保する必要があります。
- 市は、効果的に避難誘導を実施するため、本計画で定める避難支援に携わる関係者である民生委員児童委員などの避難支援等の実施に携わる関係者(以下この節において「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報を共有し、「個別避難計画」の作成及び活用を図る必要があります。
- 市及び県は、要配慮者への支援のため、緊密な連絡体制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、更には社会福祉施設、病院、診療所等の機能の強化を図る必要があります。
- 災害時には、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在の確認に多くの時間を要することが予測されるため、保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。

【取組の方向】

- 市は、災害発生時、避難誘導、救助等において、要配慮者の状況に配慮した適切な対応を行います。また、各種マニュアルの見直しについて検討します。
- 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。
- 市は、災害時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行います。
- 市は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設や県立特別支援学校等の活用、福祉避難所の指定、病院、診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、更には応急仮設住宅への優先入居に努めます。
- 市は、災害時における外国人への広報や相談など支援体制を検討します。

【主な事業】

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- (1) 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を市地域防災計画で定めます。
- (2) 市は、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、その他避難支援の実施に関し必要な事項を記載します。
- (3) 市は、市地域防災計画に基づき、福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。
- (4) 市は、避難行動要支援者名簿について、状況の変化等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎が被災した場合等においても、支障が生じないよう、適切な管理に努めます。
- (5) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、民生委員児童委員など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提

供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。

- (6) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとしします。
- (7) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。
- (8) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、協定先等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

2 所在情報の把握

- (1) 市は、保育園や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、県や施設管理者と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。
- (2) 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。

3 避難誘導、搬送等

- (1) 市及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- (2) 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めます。
- (3) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとしします。
- (4) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示します。
- (5) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めます。

4 避難対策

- (1) 市は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。
- (2) 市は、高齢者・障害者等が必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所(福祉避難所)の指定に努めます。
- (3) 市は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定の締結を図ります。
- (4) 市は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅(福祉仮設住宅を含む)の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

5 社会福祉施設等の対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者又は所有者は、災害時に迅速・的確な対応を行うため、市の地域防災計画などを参考に、施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。
- (2) 社会福祉施設等の管理者又は所有者は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知

識や災害対応について、理解や関心を深めるため、防災教育や避難教育を推進します。

- (3) 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、市や県との連携の下、災害発生時に必要となる水、食料、物資等の備蓄や電源の確保等に努めます。
- (4) 市は、県が設置する施設団体や職能団体等の関係団体と協働し、要配慮者を広域的に支援する「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」と平常時から連携強化を図ります。
- (5) 要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。

6 医療体制の整備

市は、在宅の人工透析患者等の要配慮者に対する必要な医療体制の確保など、災害時における支援体制の整備に努めます。

7 外国人への対応

- (1) 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、防災対策及び防災意識の向上を図ります。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方についてあらかじめ周知に努めます。

8 避難行動要支援者への対応

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者との情報共有
 - ア 市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。
 - イ 市は、効果的に避難誘導を実施するため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとします。
 - ア 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持している者
 - イ A 判定の療育手帳を所持している者
 - ウ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所持している者
 - エ 要介護 3 級以上の認定を受けている者
 - オ その他の支援を必要としている者で市長が認める者
- (3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ア 避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し必要な事項を記載します。
 - イ 市は災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び三浦市個人情報保護条例第 9 条第 2 号に基づき、市の関係部局及び県知事その他の者が保有する個人情報を収集し、集約します。
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新
市は、避難行動要支援者の支援に支障をきたさないよう、名簿の更新作業を定期的に行います。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
 - ア 市は、避難支援等関係者に対して、提供した避難行動要支援者名簿に登録している情報について、避難行動要支援者の支援関係者以外に漏らすことのないよう求めることとします。また、支援する役割を離れた後も同様とします。
 - イ 市は、提供された全ての個人情報について、適切かつ厳重に管理し、避難行動要支援の目的のみで使用します。
 - ウ 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図れるよう、避難支援等関係者に対して必要な説明及び指導を行います。
- (6) 避難行動要支援者に対する避難支援
市は、避難行動要支援者の避難支援について、「三浦市避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、避難支援等関係者及び地域住民等との連携強化に努めます。
- (7) マニュアルの整備及び修正
市は、避難行動要支援者の避難支援について、「三浦市避難行動要支援者支援マニュアル」を定めるとともに、適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

【現状】

- 災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため、市は、4基の100t型飲料水兼用耐震性貯水槽を整備するとともに、市内主要配水池に緊急遮断弁を設け、飲料水を確保しています。
- 市は、災害時の被災者用の非常食を備蓄しています。また、生活関連物資として、応急医療セット、毛布、紙オムツ等の備蓄も行っています。
- 市は、生活物資の流通在庫を利用した調達、輸送のため神奈川県トラック協会等と協定を結んでいます。
- 更に市は、地元業者や各種組合と生活物資の流通在庫を利用した調達の協定を結んでいます。

【課題】

- 市全般として備蓄は進んでいるものの、備蓄物資を更新していく必要もあり、大量の被災者が集中した場合や孤立化した地域等への供給量及び輸送方法等に課題が残ります。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震では、道路被害や集積場所での人員不足などで、県から市町村の集積場所への輸送や市から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生しました。
- 平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨では、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されました。市は発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受入れる体制を整える必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制を確保する必要があります。

【取組の方向】

- 市は、市民一人ひとりに、災害が起きた時のために、最低3日分、推奨1週間分の飲料水や食料と非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう周知・要請します。
- 市は、市民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食料の備蓄を進めます。
- 市は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築します。
- 大規模風水害等の災害時に、県は広域物資輸送拠点を、市は物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとします。
- 県及び市は、大規模風水害等の災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

【主な事業】

1 飲料水、食料及び生活必需品物資等の確保

- (1) 市は、飲料水や生活用水について、計画的な確保を図ります。また、避難所として指定した施設等には、避難所設置用資機材や水、食料、生活関連物資を備蓄します。
- (2) 市は、市内の流通事業者との協定の拡大に努め、流通在庫の活用を可能にできるよう努めます。

2 要配慮者への配慮及び孤立化地域への支援

市は、食料、生活関連物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児、アレルギーを有する方等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

3 物資の供給体制の整備

市と県は、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資受入体制の確保に努めます。

第9節 医療・救護・防疫対策

[現状]

- 市は、大規模風水害等の災害が発生した場合に、迅速かつ的確に医療救護活動を行うため、市が地域救護病院（災害発生時に治療を行う病院）として指定した市立病院を免震構造とし、災害時にも病院機能を持続して維持できるよう、自家発電機の整備を行い、ライフライン系統の不測の事態に備え、水及び電力等の確保に努めています。
- 市立病院では、医療品及び非常食を概ね1～3日分程度備蓄し、水は受水槽等に3日分程度が確保されています。しかし、医薬分業化から病院での薬品在庫は以前より少なくなっています。
- 市は、三浦市医師会と災害時における医療救護活動に関する協定及び横須賀市歯科医師会と災害時における歯科の医療救護活動に関する協定を結んでいます。
- 市は、三浦市医師会及び横須賀市歯科医師会と協議し、災害の状況に応じて、運営に適した場所及び診療所等が機能する状況等を考慮した上で、診療所等を救護所（※1）として指定します。
- 鎌倉保健福祉事務所三崎センターは、医療情報の収集・提供や衛生指導を中心に、保健や食品衛生、防疫等の公衆衛生活動等を行います。また、地域における医療コーディネートについては、「横須賀・三浦地域災害医療対策会議」が県保健医療調整本部と連携して三浦市を含めた二次保健医療圏内の保健医療活動の総合調整を行います。
- 市は、救護所に必要な医薬品等を供給するため、三浦市薬剤師会と医薬品等の調達協定を結んでいます。また、三浦市医師会に医薬品等の備蓄及び救護所への搬入に関する業務を委託しています。
- 神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」を行い、相互応援体制を確立しています。
- 国は、医療機関の被害状況など、医療救護活動に必要な情報を医療機関や行政機関等で把握することができる「広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）（※2）」を活用しています。
- 県は、災害の急性期（概ね災害発生後48時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的なトレーニングを受けた、医療チーム（神奈川DMAT）を編成する「神奈川DMAT指定病院」を指定し、派遣基準に基づいて派遣することとなっています。また、県内で発生した災害に対応するための専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMAT-L）を編成する「神奈川DMAT-L指定病院」を指定しています。
- 市は、防疫対策として日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、県と連携して患者への適切な療養の指導、消毒等の予防措置を迅速・的確に講じます。
- 県では、避難所において要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより避難生活における災害関連死や体調の悪化といった二次被害の防止を図るための災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）を整備しています。

- ※1 救護所とは、傷病者の応急手当のため、又は医療機関に搬送する前、臨時収容するため、災害現場付近に設置するもので、主にトリアージや応急手当を優先に行います。
- ※2 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）とは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。

[課題]

- 災害時には、医療機関への連絡が取りにくくなり、また、交通渋滞などにより重傷者の後方医療機関への搬送が困難になる可能性が高く、連絡体制、搬送手段など後方支援体制の検討が必要です。
- 三浦市立病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害医療機能の充実が必要です。
更に、三浦市立病院の機能を強化するため、要員の訓練・研修が重要です。
- 災害時に速やかに「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を通じて、各医療機関との情報受伝達を行うため、災害時運用体制の確立が必要です。
- 民間病院等が災害時に十分に機能を果たせるよう、日頃からの防災対策の促進が必要です。
- 医療救護の内容は、大災害の発生時は外科系の処置が主であり、時間の経過とともに感染症な

どの疾患が増加すると言われていています。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや精神的ダメージを訴える被災者が目立つ傾向にあり、精神科系の医療や環境の悪化に起因する疾患や持病の悪化などの慢性期の医療が必要とされています。

このことから、救護班の派遣や医薬品の供給などにも被災者のニーズに合わせた医療救護活動体制が重要になります。

また、被災地における医療機関の機能の保全と速やかな復旧のための準備が必要です。

- 災害時においては、感染症が発生しないよう、予防のための消毒などを実施する体制づくりが必要です。また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、移送体制、医療体制を確保することも必要です。
- 大規模風水害等の災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

[取組の方向]

- 市は、防疫対策として日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、県と連携して患者への適切な療養の指導、消毒等の予防措置を迅速・的確に講じます。
- 市が行う感染症の発生防止等の対応に当たっては、鎌倉保健福祉事務所三崎センターの指導、協力を得ながら防疫活動に取り組みます。
- 市は、災害時の電話回線の不通、輻輳等に備え、三浦市立病院、医療救護関係機関の間の通信手段の多重化を推進します。
- 市は、重篤患者等の被災地外への広域医療搬送が円滑に行えるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保、同乗医師の確保、搬送機関等の連携など具体的な対応方策や、近隣の災害拠点病院をはじめとする市外の医療機関への協力依頼等の連携について検討します。
- 市は、災害時医療救護活動の拠点となる三浦市立病院の環境整備に対し、必要な支援を行います。
- 水、電気、燃料、通信、医薬品、医療材料及びその他の資機材の確保、收容可能人数の想定、提供すべき医療の範囲など、三浦市立病院が行う災害時医療救護活動に必要な事項は、市と協議の上、三浦市立病院において別に定めます。
- 市は、救護所を設置した際における医師等の派遣や医薬品等の搬入に関する必要な事項を、別に定めます。

[主な事業]

1 三浦市立病院等の機能強化

- (1) 三浦市立病院は、三浦市立病院が行う災害時医療救護活動に必要な事項を定め、これに従い必要な医薬品や資機材等の整備を計画的に行います。
- (2) 三浦市立病院が行う災害時医療救護活動に必要な救急医療に要する経費（診療用具等の備蓄に要する経費を含む。）に相当する額は、各年度の「地方公営企業繰出金について（通知）」に基づき定める各年度の予算の範囲において、市が負担します。
- (3) 三浦市立病院は、災害時救護活動が円滑に行われるよう、計画に従い定期的に防災訓練等を行います。
- (4) 病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。

2 医療機関相互の連携強化

- (1) 市は、広域災害・救急医療情報システムの円滑な運営に努めます。
- (2) 市は、災害時における医師会等との医療・救護・防疫に関する情報の共有化に努めます。
- (3) 市は、県が実施する医療従事者を対象としたトリアージに関する研修会等に積極的な参加を呼びかけ、災害時医療の知識の習得や負傷者等の対応の習熟を図ります。

3 「神奈川 DMAT」派遣要請

市は、必要に応じて「神奈川 DMAT 派遣基準」に基づく局地的な災害の発生時、市の対策本部から県知事に派遣を要請します。また、突発的な災害時に的確に対応するため消防機関から直接指定病院に対して「神奈川 DMAT」の派遣を要請することができるので、横須賀市消防局と連携を密にし、その旨、速やかに県知事に報告し指示を仰ぐものとします。

4 保健福祉事務所機能との連携

(1) 鎌倉保健福祉事務所三崎センターは、医療情報の収集・提供や衛生指導を中心に、保健や食品衛生、防疫等の公衆衛生活動等を行います。具体的には、市が設置運営する避難所等における公衆衛生活動等を支援します。

また、「横須賀・三浦地域災害医療対策会議」は、三浦市を含めた二次保健医療圏内の保健医療活動の総合調整を行います。具体的には三浦市を含めた二次保健医療圏内の医療機関の被災状況や医療ニーズ等を適切に把握・分析し、県保健医療調整本部に保健医療活動チーム等の派遣を要請するとともに、その受入れ・派遣調整、傷病者の搬送調整等の地域への医療資源の分配の調整を行います。

(2) 災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応について、さまざまな被災場面を想定した研修などに職員を積極的に参加させます。

5 災害用医薬品等の確保対策の推進

市は、災害時用の医薬品の備蓄について、県の支援を受け医薬品等の確保を図るとともに、三浦市薬剤師会と連携し、医薬品等需要情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。

6 広域火葬体制の強化

市は、災害時における遺体対策を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。

第 10 節 文教対策

【現状】

- 令和 4 年 5 月 1 日現在、市内には小学校で 1,390 人、中学校で 802 人、高等学校合わせて約 3,000 人の児童・生徒等が通学していますが、災害時における児童・生徒等の生命・身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策を実施するための学校防災計画を定め、災害時等への対応を図ることとしています。
- 学校防災計画では、災害時における学校及び教職員の果たす役割を明確にするとともに、学校における対策本部の設置、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講じることとしています。
- この他、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。

【課題】

- 災害に対する日頃からの心構えの大切さと、地域の防災リスクに基づいた防災に関する正しい知識などについて学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。
- 東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。そのため、学校における防災教育の一層の充実を図る必要があります。
- 児童・生徒が在学時に災害が発生する場合を想定した学校等の施設、設備の安全性の確保が必要です。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導が求められます。
- 避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

【取組の方向】

- 市教育委員会は、避難情報の発令基準を周知するとともに、避難情報発令時の対応を学校防災計画に盛り込みます。
- 小・中学校は、防災教育の充実や、家庭・地域と連携した防災訓練を推進します。
- 小・中学校は、学校施設、設備の整備等を図るとともに、通学路の安全点検を推進します。
- 小・中学校は、学校における防災体制の充実を図るため、学校防災計画等の見直しを行います。
- 市教育委員会は、学校の避難所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするるとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。

【主な事業】

1 学校等における防災体制の整備

- (1) 小・中学校は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練を実施します。
- (2) 小・中学校は、児童・生徒の通学路の安全性の点検を行います。
- (3) 小・中学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。
- (4) 市教育委員会は、障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。
- (5) 市教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。
- (6) 市教育委員会は、小・中学校の施設・設備の安全点検を実施します。

2 防災教育の充実

市教育委員会は、学校において、各教科等を通して、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を見学・生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

3 学校における避難所の開設

- (1) 各学校が災害時において避難所として有効に機能するため、各学校と市との役割分担や避難場所開設の方法等について、防災訓練等を通じて確認するなど、連携の強化を図ります。

- (2) 指定避難所を円滑に開設し、運営するため、「三浦市避難所運営マニュアル」等を参考に学校及び教職員の果たす具体的な役割分担を明確にします

4 文化財の保護

市は、文化財の災害対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、具体的な災害対策の検討を連携して進めます。

第 11 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

- 災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入れ港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。
- 県においては、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、県現地対策本部、広域防災活動拠点、市災害対策本部等を有機的に連絡するため、国道や主要な県道等を緊急輸送道路として事前に指定しています。
本市内では、次のとおり指定されています。
第1次緊急輸送道路：国道134号の全線、県道26号(横須賀三崎)の全線、県道215号(上宮田金田三崎港)・県道26号([横須賀三崎]終点～城ヶ島取付道路支線交点)、三崎漁港道路(城ヶ島大橋取付道路及び支線並びに歌舞島新港輸送道路)
第2次緊急輸送道路：県道215号(上宮田金田三崎港)・(城ヶ島取付道路支線交点～国道134号交点[三浦海岸])
- 神奈川県警察及び神奈川県公安委員会においては、救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路指定想定路線として選定しており、災害時に指定します。大規模風水害等の災害時には、被災状況等を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。
このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることとなります。
- 県及び道路管理者並びに県警察は、「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の復旧、緊急輸送の確保に係る手順を整理しました。
- このため、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることとなります。
- 海上からの緊急輸送として、本市では、「三崎漁港」が物資の受入れ港として指定されており、海上からの緊急輸送が可能になるように備えています。
- ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。市は、大規模風水害等の災害発生時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場として、各市立中学校運動場を指定しています。
- 更に、三浦市立病院に緊急時臨時離着陸場を整備しています。
- 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。三浦半島地域においては、横浜横須賀道路及び国道16号線等が指定されています。

【課題】

- 大規模風水害等の災害発生時には、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要となります。
- 現在の緊急交通路指定想定路線や緊急輸送道路は、県が、県外からの支援体制、広域防災活動拠点や市災害対策本部等との連携を考慮して指定していますが、今後は、路線の多重化や代替性を考慮しながら総合的に整備していく必要があります。
- 船舶による海上からの大量輸送は重要になりますが、岸壁など漁港施設の波浪等に対する安全性の確保が課題となり^となります。
- ヘリコプターの緊急輸送は、災害時初期において、その機動力で大きな威力を発揮しますが、そのためのヘリコプター臨時離着陸場の整備、拡充が必要となっています。
特に、大型ヘリコプターによる緊急輸送の場合、かなりの広いスペースが必要であり、市街化の著しい地域ではその確保が難しく、確保できた場合でもそこに多くの避難者がいる状況も考えておく必要があります。
また、市及び県は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ協議しておく必要があります。

- 本市は、沿岸部に観光客が多く、また、市内の幹線道路が寸断された場合は、孤立化する地区もあるため、漁船等を利用した物資等の輸送を検討する必要があります。
- 被災状況により国や関係機関と連携し、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の実施により、交通及び輸送機能の早期回復を図る必要があります。

[取組の方向]

- 市及び県は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。
- 市及び県は、緊急輸送を早期かつ確実に確保するため、主要な市街地と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路の防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図ります。
- 市及び県は、災害時に、漁港、ヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、施設の利用計画について管理者と事前調整を図るとともに、平常時から施設整備や円滑な航行の確保に努めます。
- 市及び県は、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等により、運用方法等を検証します。
- 三崎警察署は、災害時において道路及び交通の状況を早期に把握するとともに、的確な交通情報の提供、迅速な交通規制などを行い緊急交通路、避難路等の確保に努めます。
- 三崎警察署は、緊急時交通路を迅速に確保できるように、交通規制及び検問用資機材の整備に努めます。
- 市は、漁業協同組合や民間の事業者と連携して、物資等の輸送ができるよう努めます。
- 関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント(※1)及び交通需要マネジメント(※2)からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を組織するものとします。
- 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとします。
- 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとします。

※1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

[主な事業]

1 緊急交通路等の耐震化及び復旧体制の整備

市及び県は、橋りょうの耐震性のさらなる向上を図るとともに、一般道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めていますが、あわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

2 緊急交通路等の機能確保のための設備整備

三崎警察署は、道路管理者等関係機関・団体との連携を図り、道路上の問題点等の把握に努めるとともに、交通規制を行うため、装備資機材の整備及び信号機への発電機の設置に努めます。

3 緊急通行(輸送)車両の事前届出

- (1) 市は、公用車の緊急交通路における緊急通行(輸送)車両の事前届出手続の推進を図ります。
- (2) 三崎警察署は、緊急交通路における緊急通行車両が災害時に円滑に通行できるよう、平常時における県公安委員会(警察本部)への緊急通行車両事前届出周知を図ります。

4 ヘリポート等の整備

市は、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。

5 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

市、県及び三崎警察署は、緊急性の高い輸送対象道路の啓開に努め、関係者間で情報の共有化を図ります。

また、緊急輸送道路の道路機能の確保に向けて整備を図るほか、三崎警察署、消防機関、自衛隊等との連携を進めます。

6 船舶を利用した輸送体制

市営漁港については、市内で主要道路が寸断され、孤立する地区に対応するために、市内の漁業協同組合や民間の事業者に対して、応急時の物資等の輸送について連携ができる体制の整備に努めます。

7 漁港の応急復旧等

漁港管理者は、その管理する漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市管理漁港は市災害対策本部へ、県管理漁港は県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、三崎漁港については、市経済部が事務局となる「三崎地域 BCP 協議会」を組織し、対応順序の調整を行う事で、水産物流への影響を最小限に抑えるよう、必要に応じ応急復旧等を行います。

第 12 節 ライフラインの応急復旧対策

[現状]

- 市は、災害が発生した場合に、市民生活に欠かすことができない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復するため、各施設の安全強化対策と併せて、防災関係機関とともに、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を進めてきました。
- 上水道については、台風等により電力の供給が停止した場合に備え、配水池等に非常用発電装置等の設備を配置しています。
また、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定の締結などを進めてきました。
- 下水道については、停電のため、ポンプ場及び処理場においてポンプ機能が停止した場合に備え、自家用発電設備を配置し、機能停止による排水不能事態が起こらないよう努めています。また、管渠の破損等で排水機能が低下又は、不能になった時の応急措置として使用する可搬式ポンプ及び土木資材、作業用具等の備蓄を進めています。
- 電気については、東京電力パワーグリッド(株)において他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。なお、同社は、ヘリコプター、船舶について、非常時緊急出動用として社外と委託契約を締結しています。
- 都市ガスについては、東京ガスネットワーク(株)においてガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散、臨時供給のための移動式ガス設備などの整備、日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努めています。
LP ガス（液化石油ガス）についても（公社）神奈川県 LP ガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への LP ガス（液化石油ガス）応急供給体制の確保などの対策を進めています。
- 通信サービスについては NTT 東日本において停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。
NTT コミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。
NTT ドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備します。
KDDI においては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社とともに電話・通信の輻輳時（電話のかかりにくい状態）における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。
また、災害発生直後は電話回線が輻輳（通話の繋がりにくい状況）し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT 東日本では、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。
なお、提供条件等については、報道機関を通じてお知らせします。

[課題]

- 大規模風水害等の災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道などのライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することが予想されるため、各事業においては復旧用資機材の備蓄強化など応急復旧が迅速に行えるよう対策を進める必要があります。
- ライフライン事業者が個々に進める対策とは別に、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、ライフライン停止時の情報提供や応急復旧活動における連携方策等についての検討が必要です。

[取組の方向]

- 市及びライフライン事業者は、ライフライン施設が、住民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めていますが、災害が発生した場合には、被害を生ずることも想定して、できるだけ早期に、かつ、安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他市町村あるいは応援協力体制の

整備などの応急復旧対策を進めていきます。

- 市は、車両や資機材の保管場所の確保等、初動体制時点でライフライン事業者と連携を行い、一日でも早い復旧を図ります。

[主な事業]

1 上水道対策

市は、上水道について、災害時に様々な団体等と連携するために締結した各種災害協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや、復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。

また、復旧資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な施設に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。更に、災害時における水道水の安定供給を確保するため、配水池等に非常用発電装置等の設備を配置しています。

2 下水道対策

市は、下水道について、復旧用資機材の備蓄強化を進めます。また、災害時、早期に復旧できるよう対策を検討します。

3 電気及びガス対策

- (1) 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や市災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。
- (2) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めます。

4 通信サービス対策

NTT東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。また、NTTドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。

通信設備を収容するNTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのビルは、通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。

災害時には、防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行います。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は報道機関を通じて周知します。

第 13 節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

- 県は、災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を平成 29 年 3 月にそれぞれ策定しました。市においても、災害廃棄物等処理計画の策定など、対策に努めます。
- 市は、「三浦市災害廃棄物処理計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。
- 市は、横須賀市、鎌倉市、逗子市及び葉山町と 3 市 1 町により、一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定を締結しています。
- 市は、令和元年 9 月 2 日に（公社）神奈川県産業資源循環協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」による協定を締結しています。
- 市は、令和 2 年 4 月 1 日に三浦市一般廃棄物協同組合と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」による協定を締結しています。

【課題】

- 災害廃棄物等は一般廃棄物であるため、原則として市が処理を行うため、その基本となる災害廃棄物等処理計画を策定する必要があります。また、処理計画の実効性を確保するためには策定済であっても継続的な見直しを図る必要があります。
- 大規模風水害等の災害発生時など、市単独での対応が困難な場合を想定し、市域を超えた広域的な災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。
- がれきなど、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物が多く発生することが想定され、産業廃棄物処理事業者など民間事業者との連携体制を構築する必要があります。

【取組の方向】

- 市は、災害廃棄物等の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画を策定することなどにより、災害時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備に努めます。

【主な事業】

1 協力体制の構築

市は県と連携し、市における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。

2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は県の支援を受け、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。

3 職員の教育訓練

- (1) 市は、県が実施する県及び市町村等の職員を対象にした災害廃棄物に関する講習会や研修会に参加します。
- (2) 市は、県が市町村及び民間事業者団体等と連携して実施する情報伝達訓練や図上訓練に協力します。

4 一般廃棄物処理施設の浸水対策

市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図るとともに、施設を稼働するために必要な備蓄資機材の確保・充実を図ります。

第 14 節 広域応援体制等の拡充

【現状】

- 市は、発災時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛隊、海上保安庁との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、民間関係機関との業務協定の締結、緊急通行車両の事前届出、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。
また、長野県須坂市及び宮城県南三陸町と災害時の相互応援に関する協定を締結しています。
- 県及び市は、大規模風水害等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 県は、大規模災害時において県内の消防の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県内消防広域応援実施計画」を策定しています。
- 県は、大規模災害時において、県外からの消防の広域応援が円滑に進むよう、受入れのための手順を定めた「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」を策定しています。
- 県は、大規模災害時において、警察、消防、自衛隊等の広域的な応援や他の自治体からの応援が円滑に進むよう、受入れるための手順を定めた「神奈川県災害時広域受援計画」を策定しています。
- 県では、厚木市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の待機場所として活用することとしており、その分散、補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を小田原市の小田原合同庁舎、茅ヶ崎市の衛生研究所、横須賀市の鎌倉三浦地域児童相談所に設置しています。
また、地域の救援等の前線基地として、県内 8 箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内 153 箇所（令和 2 年 3 月 1 日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。
更に、国等から供給される物資を受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための広域物資輸送拠点を指定するとともに、発災後、民間等の物資拠点から同拠点を確保できるよう、防災協定を締結しています。
- 市は、自衛隊、警察及び消防等の応援部隊の広域応援活動拠点として、県立三浦初声高等学校（入江キャンパス）を確保するなど、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

【課題】

- 災害時における広域的な応援は、救援・救護、応急・復興対策に多大に貢献するものと期待されています。しかし、広域応援が効率的に機能するためには、応援に来る機関職員の受入体制が重要な要素となります。
- 大規模風水害等の災害時には、各関係機関による「救助・救急・消火」、「医療・救護」、「支援物資」等の多岐にわたる支援が長期間実施されます。関係機関の応援は、発災直後から実施され、被災自治体は混乱の中で、応援機関・部隊との調整等が必要となるため、県と市町村が連携した被災地域への応援体制の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に他機関からの応援を受けられる、受援体制を整備する必要があります。
また、長期にわたる応援が実施された場合に備えて、その活動を支えるための後方支援を充実させる必要があります。
- 自衛隊、海上保安庁等が円滑に応援活動を実施できるように平常時から訓練等による連携を図っておくことが必要です。
- 広域応援活動が円滑に進むためには、応援の拠点となる施設について、その役割に応じた機能の充実が必要であるとともに、あらかじめ、発災時における連携方策を構築しておく必要があります。
- 防災対策の推進に当たっては、防災関係機関との一層の連携強化が必要であるとともに、より幅広い連携が必要となっています。

- 東日本大震災を機に制度化された国によるプッシュ型支援や、平成 30 年 3 月に制度化された国の応急対策職員派遣制度が定着しています。こうした支援を円滑に受入れるためには、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速に対応する必要があります。

[取組の方向]

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携強化に努めます。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模風水害等の災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します。
- 市は、応援機関とともに訓練を実施し、計画の検証を行っていきます。
- 市は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進めます。また、他県等への支援の経験を活かして本市の広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図ります。
- 市は、平時から、防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図ります。
- 市が職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めます。
- 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努めます。

[主な事業]

1 広域応援の受入体制等の強化

- (1) 市は、ヘリコプター等により上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上への施設名の表示に努めます。
- (2) 市は、県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や部隊の効率的運用方法等について検討していきます。
- (3) 市は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。

2 応援機関との連携の強化

- (1) 市は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的な要請内容を想定した訓練を実施します。
- (2) 市は、平時から、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図ります。

3 市町村との応援体制の強化

- (1) 市及び県は、大規模風水害等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な対応ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。
- (2) 市は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

第 15 節 市民の自主防災活動の拡充

【現状】

- 本市では、令和 2年 4 月 1 日現在、消防団が 1 本団、12 分団（定員 225 名）により組織されています。
- また、地区・自治会などの自主防災組織が 54 組織あり、消防機関と協力して各種防災活動を積極的に展開しています。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、市町村内の一定の地区内の住民や事業者が、地区における防災力の向上を図るため、訓練や物資の備蓄などなどの自発的な防災活動に関する計画を、地区防災計画の素案として、市防災会議に提案することができるようになりました。

【課題】

- 大規模風水害等の災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 災害時においては、火災予防活動、消火、被災者に対する救援活動などに市民、消防団、自主防災組織、地域防災委員が大きな役割を果たし、その重要性が再認識されていますが、本市の場合、自主防災隊員及び消防団員の高齢化、あるいは被雇用者が多いことなど、消防団員の確保が困難で活動力の低下が懸念される地域があります。
- 東日本大震災においては、地域の人々の呼びかけにより津波からの避難を行っており、多くの尊い命が救われました。このことから地域の防災リーダー等の育成が再認識されています。一方で、住民の避難誘導を行っていた消防団員が津波に巻き込まれ、犠牲となったケースが多発し、活動時における安全確保が課題となっています。
- 自主防災組織については、担い手の高齢化が進み、若年層を含めた担い手の育成が課題であり、あらゆる年代層を対象に自主防災活動への理解の促進や、防災意識の向上を図る必要があります。
- 消防団員の活動や確保に関して、雇用者である事業者の理解と協力が必要です。また、消防学校における団員教育の受講者確保も困難になってきており、団員の災害対応力の強化も課題です。

【取組の方向】

- 市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る」という「自助」[共助]の考え方を持つことが大切であるため、市は県とともに、こうした自主防災意識の向上及び自主防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や訓練の実施を促します。その際には、女性の視点を取り入れられるよう、女性参画の促進に努めます。
- 市は、自主防災組織の担い手の育成や活動の促進を図る方策の検討に取り組みます。
- 市は、地域防災の要となる消防団員の確保や災害対応力の強化に努めます。

【主な事業】

1 市民等への周知等

- (1) 市は、県や防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策として、最低 3 日分、推奨 1 週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、ブロック塀の倒壊防止等の実施、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。
- (2) 市及び自主防災組織等は、大規模風水害等の災害を想定した広域防災訓練、市総合防災訓練、地域コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に市民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

2 自主防災組織の育成

- (1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るため、県の支援によるリーダー研修等に努めるとともに、必要な防災資機材等の整備に努めます。
- (2) 市は、自主防災組織の育成に当たっては、女性の視点が取り入れられるよう、組織への女性参画の促進に努めます。
- (3) 一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認められるときは、市地域防災計画の中に位置付けます。

3 消防団の機能強化

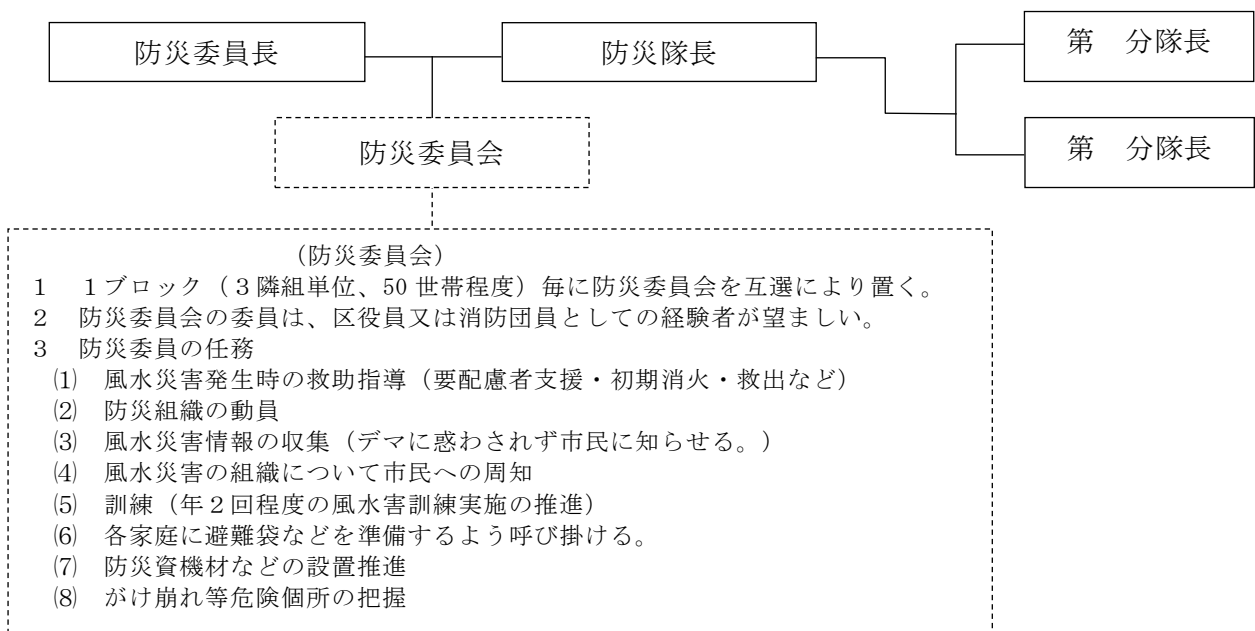
- (1) 市は、消防団への入団促進を図るため、県と協力し、市民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めます。
- (2) 市は、消防団員の確保及び防災資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- (3) 市は、県が実施する消防団員に対する教育訓練（県消防学校及びWEBでの団員基礎教育講座の動画配信など）の参加を促進し、教育機会の確保を図ります。

4 事業所等の防災体制の確立等

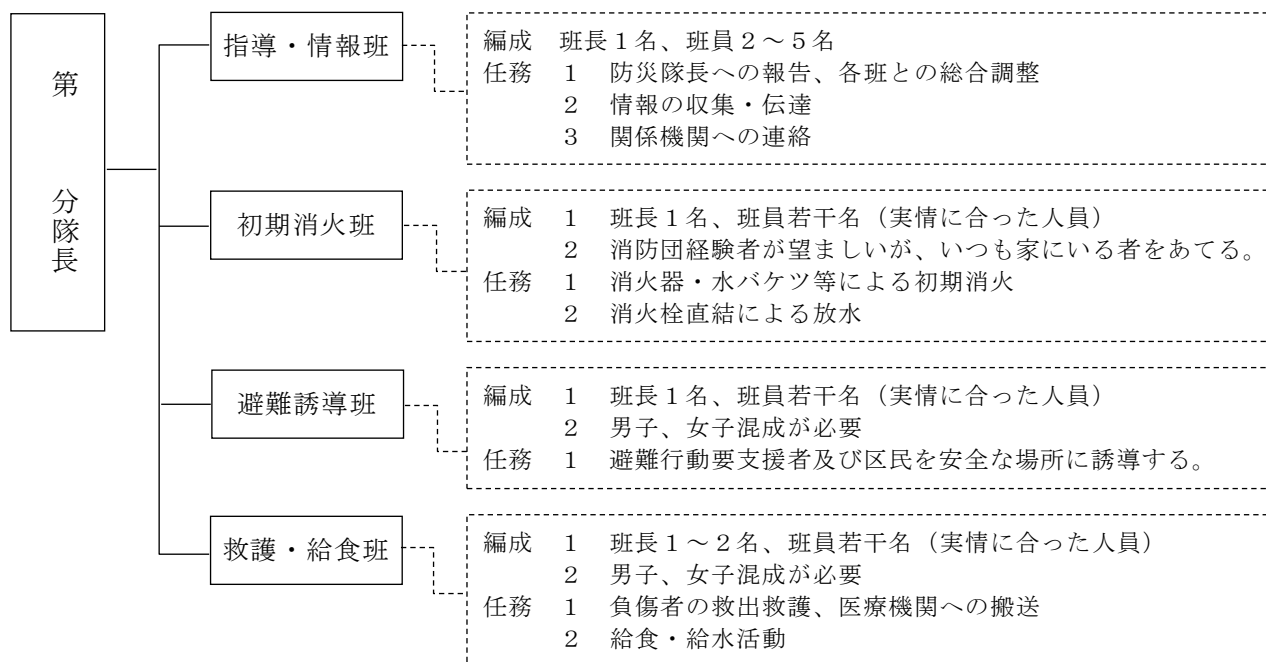
- (1) 事業所は、災害時の事業所の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- (2) 社会福祉施設等の管理者又は所有者は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画(BCP)の作成に努めます。
- (3) 市は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、更には経済活動の維持等を目標とした事業所ごとの防災マニュアルや業務継続計画(BCP)の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄など防災体制の確立、各種訓練の実施を地域の経済団体と協力して周知・徹底します。

5 自主防災組織の編成基準

- (1) 自主防災組織の編成(例)
 - ア 区の実情に合った部隊編成
 - イ 隣組3～10組で1部隊(指導・情報班、初期消火班、避難誘導班、救護・給食班)の編成



(2) 自主防災組織の部隊編成 (例)



(3) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営するにあたり基本的な事項については、規約を設けて明確にします。

6 自主防災組織の活動基準

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害への備えと災害時の的確な行動がとれるよう、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図ります。

イ 防災訓練の実施

災害発生に備えて繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得します。訓練の種類は、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練、総合訓練とし、地域の特質を考慮した内容で実施します。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域において、期日を定めて一斉に防災点検を実施します。

エ 一時避難場所、避難地、避難所、避難路の確認をします。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集伝達

市及び他の公的機関からの情報を地域内住民に的確に伝達し、市民の不安感を取り除くとともに、地域内に発生した被害の状況を市等に報告し、的確な応急活動を実施します。

特に、避難行動要支援者には避難行動要支援者支援マニュアルに基づき的確に伝達できる体制の整備に努めます。

このため、あらかじめ以下の事項を定めておきます。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡手段

(ウ) 地域住民に連絡するルートと責任者

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、避難時にブレーカーを落とす、感震ブレーカーの導入を勧めるなど、災害発生時又は避難時における出火防止を呼び掛けるとともに、火災が発生した場合は相互に協力して初期消火及び周囲への声掛けを行います。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等で負傷者が発生したときは、速やかに 119 番通報し、到着までの間には、自らに危険の及ばない範囲において、救出活動を実施します。負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の手当てを必要とする場合は、救護所へ搬送します。

エ 避難の実施

避難情報が発令されたときは、市民に対し周知徹底を図り、迅速に避難場所へ誘導します。避難の実施に際しては、次のことに留意します。

- (ア) 誘導責任者は、火災、落下物、危険物、がけ崩れ等がないか確認しながら誘導します。避難路は、あらかじめ検討しておいた避難路によるが、状況に応じ適切な判断により、より安全なルートを選択します。
- (イ) 携帯品は、必要最小限の物とするよう指導します。
- (ウ) 避難行動要支援者に対しては、他の市民の協力を要請し、円滑に実施されるように配慮します。

オ 給食、物資の配布

避難所において又は援助を必要とする者がある時において、必要品目、必要数の把握、自主調達、市民への配布を行い、市の実施する救援活動に協力します。

第 16 節 災害救援ボランティア活動の充実強化

[現状]

- 県内では、大規模風水害等の災害の発生に備えて、「特定非営利活動法人神奈川災害救援ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が活動しています。

[課題]

- 大規模風水害等の災害時には、全国から多くのボランティアや NPO、NGO が被災地支援に駆けつけますが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化、育成したボランティアの活用、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等が課題となります。
- ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要です。

[取組の方向]

- 市は、地域の実情に応じて、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との連携の促進を図ります。
- 市は、災害時における市民ボランティア活動及び他都市からの救援ボランティアの受入れ等を目的に、三浦市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」を締結し、各種災害救援ボランティア団体の活動拠点となる、災害ボランティアセンターを、三浦市社会福祉協議会安心館に設置することを位置付けています。
- 県及び市は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。
- 県及び市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。

[主な事業]

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- (1) 市は、三浦市社会福祉協議会の協力の下、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について定めます。
- (2) 市は、県との協力の下、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。

2 ネットワークづくりの推進

市は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、災害時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用

市は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等

市は、大規模風水害等の災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、社会福祉協議会等と協働して災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成に努めます。

~~(2) ーまた、市は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練の実施に努めます。ー~~

第 17 節 防災知識の普及

[現状]

- 市は、防災講演会・総合防災訓練の開催、各地区の防災訓練等における防災講座の実施、各種普及啓発資料の作成・配布等を通じて、市民に対する防災知識の普及を図っています。
- 市内事業者等に対しては、自衛消防組織等の整備など、企業防災についての啓発を行ってきました。

[課題]

- 大規模風水害等の災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、市は、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、市民の防災意識の向上を図ることが必要です。
- 避難情報について、周知徹底を図る必要があります。
- また、避難生活を行う上での健康管理に関する知識の普及も必要です。
- 市及び防災関係機関の職員に対して、防災教育を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図ることが必要です。
- 事業所の自主防災の徹底を図るとともに、社会施設、福祉・医療施設など防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があります。

[取組の方向]

- 市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る」という「自助」・「共助」の考え方を持つことが大切であるため、市は、あらゆる機会を通じてこうした自主防災思想の向上に県とともに努めます。
- 避難情報の発令基準について、市民、職員及び防災関係機関に周知徹底します。
- 市及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動についてより一層の周知徹底を図ります。
- 市は、事業所の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、福祉や医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。
- 市は、避難情報の種類、発令基準、発令時に市民がとるべき行動等について、周知徹底を図ります。
- 県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。
- 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組を推進します。

[主な事業]

1 市民等への防災知識の普及

(1) 市民への防災知識の普及

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

また、国土地理院関東地方測量部と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

県及び市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図ります。

- ・ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バ

- ・ イアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ・ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- ・ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 家庭における身近な防災対策等の普及

ア 市は、県や防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

イ 市及び県は、横浜地方気象台と連携して竜巻等の突風災害について、竜巻注意情報等の意味や内容、被害の特徴、身の守り方などの普及・啓発を行います。

ウ 市は、地域防災的見地からの防災アセスメント（※1）を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 帰宅困難者に関する普及啓発

市及び県は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑止するため「むやみに移動しない」という基本原則の市民、事業所、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。

(4) 市は、水防、土砂災害防止、道路災害防止に関する総合的な知識の普及を図るため、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「水防月間」（5月1日～5月31日）、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）等を通じ、県及び防災関係機関と協力して各種講演会、イベント等を実施します。

(5) 市は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、県及び防災関係機関と協力して講演会等の行事を実施します。

※1 防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱基盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のことです。

2 事業所等の防災体制の確立等

(1) 事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

(2) 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

(3) 市は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、更には経済活動の維持等を目標とした事業所ごとの防災マニュアルや業務継続計画（BCP）の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄など防災体制の確立、各種訓練の実施を地域の経済団体と協力して周知・徹底します。

3 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

- (1) 小・中学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進めます。
- (2) 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、風水害等災害に関する基礎知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため、防災教育を推進します。

4 職員に対する研修

- (1) 市は、職員に対して、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。
- (2) 市は、災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。

第 18 節 防災訓練の実施

[現状]

- 市は、大規模風水害等の災害等の発生を想定して、毎年、防災関係機関及び市民その他関係団体の協力を得て、通信、参集、本部運営、消防、災害警備、避難、救助、応急復旧等さまざまな形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施しています。
- 市は、災害時応急活動を迅速かつ的確に行うため、大規模風水害等の災害の発生等を想定した各種対策本部の運営訓練や職員の緊急参集訓練、津波対策訓練、防災気象情報等の情報受伝達訓練及び図上訓練等を実施しています。
- 市は、通年、自主防災組織や防災関係機関等と連携し、地域密着型の防災訓練を実施しています。

[課題]

- 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、地域住民の主体的な参加を求めるとともに、市、県、防災関係機関、事業所、地域住民、NPO・ボランティア等の連携により防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。
- 国のプッシュ型支援や応急対策職員派遣制度の定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、防災関係機関の活動支援や物資の受入調整等、現地災害対策本部の新たな役割を踏まえた訓練や、災害対策本部の運営訓練の充実により、対応力を強化する必要があります。
- 複合災害など、多様な場面を想定した職員の緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。
- 各種防災訓練の成果を着実に蓄積するには、訓練目的の明確化や目的達成に必要な具体的な訓練実施項目の設定など適切な訓練の管理を行うとともに、市災害対策本部と県災害対策本部、県現地災害対策本部との連携を図ることも大切になります。
- 大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要があります。

[取組の方向]

- 市は、地域防災計画の習熟、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、更には事業所、市民の防災意識の向上等を図るため、大規模災害を想定した防災訓練を実施します。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。
- 市は、夜間等様々な条件を想定し、地域や職場、学校等と協調した、きめ細やかな訓練を定期的実施するとともに、関係機関との訓練とも協調し、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- 市は、災害時における迅速、的確な災害対策本部活動を実施するため、その意思決定から現地での救助、救援など一連の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施します。
また、過去の災害対応の教訓の共有を図り、各地域における発生の可能性の高い災害を想定した訓練、地域防災計画、各種マニュアル、応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施により地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。
- 市は、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的達成のための実践的、合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積により防災力の向上を図ります。
- 市は、応援機関とともに訓練を実施し、広域応援体制の在り方の検証を図っていきます。

[主な事業]

1 多様な訓練の実施

- (1) 市は、地域の実情を踏まえ、大規模風水害等の災害を想定した広域防災訓練や市域、コミュニティレベルで多様な場면을想定した防災訓練を実施します。
また、不特定かつ多数の者が利用する施設等の防災訓練、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。
- (2) 市及び防災関係機関は、様々な場면을想定した災害対策本部の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変に対応できるよう努めます。

2 実践的な訓練の実施

- 市及び防災関係機関は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練の目的を設定した上で、その被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、避難所設置訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努めます。
- また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

3 広域応援機関と連携した訓練の実施

市は、横須賀市消防局及び県と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施します。

4 地域特性に応じた訓練の実施

- (1) 市及び県は、避難訓練、海上からの救出・救助訓練等を、県警察、自衛隊、第三管区海上保安本部や民間の救護組織と連携して実施します。
- (2) 市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。
- (3) 市は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

第 19 節 災害救助実施体制の充実

[現状]

- 避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には市町村が主体となって実施しますが、被害が複数市町村にまたがるような大規模風水害等の災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、県が救助の実施主体となり、市町村は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、市町村が救助を実施する体制となります。
- 災害時に市町村と連携して円滑に災害救助が実施できるよう平成 30 年 11 月、市町村への事務委任に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしました。

【災害救助事務の委任に関する事前の取決め】

救助の内容	実施期間
1 避難所の設置	市町村
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村
4 飲料水の供与	市町村
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村
6 医療、助産	県・市町村
7 被災者の救出	市町村
8 被災した住宅の応急修理	市町村
9 学用品の供与	市町村
10 埋葬	市町村
11 死体の搜索	市町村
12 障害物の除去	市町村

※上記を基本に、災害の規模・態様及び地域の特性等により、委任する事務の範囲を調整する。

- 平成 30 年 6 月、災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により政令指定都市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の 3 つの政令指定都市は、平成 31 年 4 月救助実施市に指定されました。
- 救助の実施主体が複数になることで、県内で公平な救助を実施することが課題となるため、同法改正で、適切で円滑な救助を実施するため、県が救助実施市や関係機関との広域調整を行うことが明記されました。県はこの法改正を受け、平成 30 年 12 月に県の広域調整の下で災害救助を実施するための資源配分計画を全国に先駆けて策定し、本計画に基づき災害救助を実施することに関して、3 政令指定都市と覚書を締結しました。
- 資源配分計画では、県の地震被害想定に基づく資源配分の目安や災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置して配分調整を行うこと、災害救助に係る連絡会議を設置し、平時から関係機関の連携を確保することなどを定めています。
なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分のための個別計画がある分野は、それぞれの計画に従い対応します。応急仮設住宅に関しては、平成 30 年 12 月に応急仮設住宅に関する資源配分計画を策定しています。
- 応急仮設住宅に関する資源配分計画では、資源配分の対象、資源の事前配分、建設型応急仮設住宅の設置計画の事務オペレーション、特別基準の協議などについて定めています。
- 建設型応急仮設住宅の事前配分では、発災後速やかに建設に着手するため、関係団体においては発災 1 ヶ月後までに供給可能な建設戸数について、人口割合に応じた配分戸数を設定しています。
- 令和 3 年 5 月、災害救助法が改正され、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになりました。

【課題】

- 大規模風水害等の災害時に円滑に災害救助を実施するためには、資源配分計画に基づき、県の広域調整権の下で、救助実施市や国、物資の供給や輸送、保管などを担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平時から確保しておく必要があります。
- 県は、救助実施市以外の市町村に対し、事務委任の事前の取決めに基づく救助の実施体制を確保するほか、県と救助実施市が連携して市町村を支援する体制を整える必要があります。
- 県は、市町村支援の体制強化として、市町村の被災状況や支援ニーズを迅速に把握し、県内外からの応援につなげるための県の体制を充実させる必要があります。
- 災害救助の実務について、県、市町村職員の対応力を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 市は、災害救助に係る連絡会議等を通じて、国や救助実施市、物資や応急仮設住宅の供給、輸送、保管を担う事業者、医療関係団体などとの顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 県は、災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの運営や市町村への応援活動が円滑にいくよう、運営マニュアルの整備・充実を図り、研修や訓練を充実させます。
- 県は、被災市町村に近い現地災害対策本部が災害対策本部を補完することで一元的に情報収集を行う体制の充実を進めます。
- 県は、災害救助の実務や各救助内容の専門的な知識やノウハウの習得を図るための県・市町村職員向けの研修の充実を図ります。

【主な事業】

1 関係機関との連携確保

- (1) 市は、物資等の供給や輸送、保管等に関して、民間団体等との協定の充実を進めます。
- (2) 市は災害救助に係る連絡会議や、県や救助実施市、協定事業者が連携した研究会等を通じ、連携体制の一層の強化を図ります。

2 災害救助の運用体制の充実

市は、災害救助の事務手続や、避難所や物資拠点の運営など、災害救助の実務に関する研修を実施し、県や市職員の対応力強化を図ります。

第3章 災害時の応急活動対策

- 風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、気象庁等からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動など、災害発生直前の対策が重要です。
- また、災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
市は、様々な種類の通信手段を活用し、被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- 応急対策活動の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止といった二次災害の防止や、救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。
- 更に、避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を県と共同して進めます。
被災後の時間経過に沿ったライフラインの応急復旧活動、更に被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間的経過に沿った対策を進めます。

第 1 節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要です。その際、要配慮者及び市民にとって、わかりやすい情報伝達に努めます。

また、情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促します。

1 警戒及び注意の喚起

- (1) 横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に原則として、市町村単位で警報又は注意報を発表し、市民や防災関係機関の警戒や注意を喚起します。また、県くらし安全防災局から直ちに県防災行政通信網を通じて伝達されます。

【警報及び注意報】

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

- ・特別警報は大雨や強風等の気象現象により予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。
- ・警報は、大雨や強風等の気象現象により、重大な災害が起こる発生するおそれがあるときに発表します
- ・注意報は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときに発表します。
- ・特別警報の種類は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、波浪特別警報及び高潮特別警報です。
- ・警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報です。

なお、大雨警報発表中において大雨による土砂災害の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合には、横浜地方気象台と神奈川県が共同で土砂災害警戒情報を発表し、土砂災害の警戒を呼びかけています。

- ・注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、なだれ注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報です。

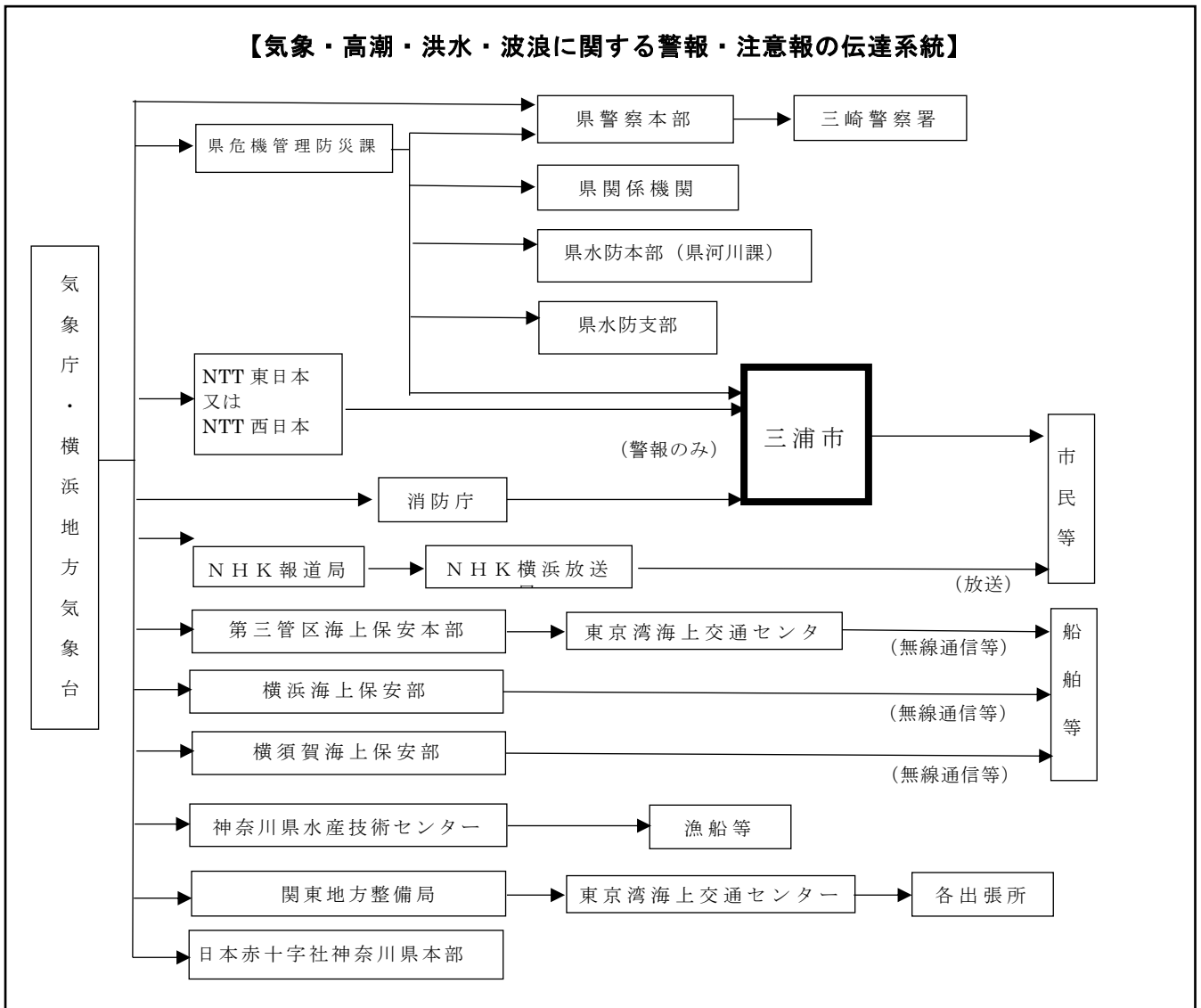
【特別警報】

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。平成 25 年 8 月から、これに加えて、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることになりました。

特別警報が対象とした現象は、18,000 人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000 人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100 人近い死者・行方不明者を出した「平成 23 年台風第 12 号」の豪雨等が該当しています。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市から発令される避難情報に留意し、直ちに命を守るための行動をとってください。

【気象・高潮・洪水・波浪に関する警報・注意報の伝達系統】



【水防活動の利用に適合する警報及び注意報】

大雨、洪水、高潮により、重大な水害及び被害の発生するおそれがある場合に行うこととなっている水防活動用の気象警報及び注意報は、1の大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、1の大雨に関する特別警報、警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報は、1の洪水警報の発表をもって代え、高潮に関する警報は、1の高潮に関する特別警報及び警報の発表をもって代えます。

【土砂災害警戒情報】

気象業務法（昭和27年法律第165号）、災害対策基本法に基づき、横浜地方気象台及び神奈川県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表します。

土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報（土砂災害）の発表後、横浜地方気象台が作成する降雨予測に基づいた指標が、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されたときに発表します。

また、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要があります。

【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】

〈キキクル等の種類と概要〉

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

【地方海上警報】

気象庁は、船舶の安全に資するため、神奈川県沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表します。発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報します。

【気象情報】

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表します。

発表された情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達します。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

2 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。気象の予報等については、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。

3 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表されます。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間です。

【火災気象通報及び火災警報】

1 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準によりに神奈川県知事に対して通報します。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合があります。

- (1) 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき
- (2) 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき。実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。

2 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができます。

2 避難情報の発令

- (1) 市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができます。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町内に設けます。これらの措置をとったときは、その旨を県知事に報告します。
- (2) 水防管理者（市長）は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、広報車、ラジオ又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅滞なく三崎警察署長に通知します。
水防管理者は、関係者と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講ずるものとします。その主な内容は、次の事項を具備するものとします。
 - ア 避難場所及びその責任者並びに収容人員
 - イ 避難の経路及び誘導方法
 - ウ 避難場所への経路の標識及び照明設備
 - エ 給水、食料配給、休養等の設備
- (3) 市は、避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めます。
- (4) 市は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物へ「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めます。
- (5) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。
- (6) 住民への避難情報の伝達に当たっては、市町村防災行政通信網をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めます。
- (7) 県は、市がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行えないときは、市に代わってLアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行います

3 指定避難所の開設

市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ指定避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防管理者は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

5 広域避難

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

第2節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置基準、配備動員職員の範囲等

市は、次の基準により必要な配備態勢をとります。

設置体制	設置基準	配備動員職員の範囲	発令者
災害情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪及び高潮警報、警報に切り替える可能性の高い高潮注意報のいずれかが三浦市に発表されたとき ○台風接近のおそれがあるとき ○その他気象状況等の変動が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災危機対策室職員 ○その他、関係する職員（関係する職員の所属部長等が指名） 	防災危機対策室長
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の状況かつ市内で災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき ○市に影響を及ぼす風水害以外以外の災害（船舶災害・航空災害等）が発生し、災害応急対策の検討が必要となる時 	<ul style="list-style-type: none"> ○副市長 ○防災危機対策室長 ○関係部長 ○災害情報センター構成員 ○その他関係する職員（関係する職員の所属部長等が指名） 	副市長
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○1号配備（警戒体制） 課長級以上 ○2号配備（準非常体制） 主査級以上 ○3号配備（非常体制） 全職員 	市長

2 災害情報センターの開設

(1) 災害情報センターの開設

- ア 市長は、設置基準に基づき災害情報センターを開設し、災害に関する情報収集等を行います。
- イ 災害情報センターが開設された場合は、その旨を各部局及び関係機関等に連絡します。

(2) 災害情報センターの閉鎖

- ア 三浦市に発表された気象警報が解除される等、災害に関する情報収集が不要と認められる場合、災害情報センターを閉鎖します。
- イ 災害情報センターを閉鎖した場合は、(1)イに準じて各部局及び関係機関等に連絡します。

3 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置

- ア 市長は、設置基準に基づき災害警戒本部を設置し、災害に関する情報収集及び必要な災害対策等を行います。
- イ 災害警戒本部が設置された場合は、その旨を各部局及び関係機関等に連絡します。

(2) 災害警戒本部の廃止

- ア 気象状況等の好転により、災害発生のおそれがないことが認められる場合又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害警戒本部を廃止します。
- イ 災害警戒本部を廃止した場合は、(1)イに準じて関係先に連絡します。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、災害対策本部（本部長は市長）を設置します。

イ 市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに県知事及び関係機関に連絡するとともに報道機関を通じて発表します。

ウ 本部長に事故がある場合には、副市長がその職務を代行します。更に、副市長に事故があるときは、防災危機対策室長が順次その職務を代行することになります。

エ 災害対策本部は、特別の場合を除き横須賀市三浦消防署会議室に設置します。

(2) 関係職員の参集・配備

災害対策本部の設置を決定した場合には、本部長は、直ちに各部長に通知し、各部長は「配備及び動員計画」に基づき、職員を配備します。また、勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、防災所管課等から配信される防災情報メールを活用した職員参集及び各部長等からあらかじめ定めている連絡体制により職員を招集します。

なお、災害対策本部長は現地災害対策本部を設置した場合には、現地災害対策本部に関係職員を参集、配備させます。

(3) 各種被害情報の収集・分析、応急対策の方針を決定

市災害対策本部及び防災関係機関は、各種の被害情報等を県災害対策本部に県防災行政通信網及び県災害情報管理システムにより報告します。

(4) 指定行政機関又は指定地方行政機関職員の派遣要請

市長は、応急対策上必要と認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めます。

(5) 災害対策本部会議への防災関係機関職員の出席要請

本部長は、応急対策上必要と認めるときには、災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めます。

防災関係機関の災害対策組織指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

(7) 災害広報の実施

災害時には、被災地住民をはじめとした市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要があります。

(8) 災害対策本部の廃止

ア 市長は、災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、市災害対策本部を廃止します。

イ 市長は、災害対策本部を廃止したときは、前記 2 (2)イに準じてその旨を連絡及び発表します。

第3節 災害時情報の収集・伝達

災害発生後、市は速やかに災害情報を収集・伝達するとともに、市及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・伝達し、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進めます。

災害対策本部設置後、市及び防災関係機関は、被害規模等の情報の収集・伝達を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等によって県へ報告します。その他の防災関係機関においても各種の被害情報等を県防災行政通信網、県災害情報管理システム等によって県へ報告します。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ連絡します。
- (3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村で住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村(外国人旅行者等の住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は都道府県に連絡します。
- (4) 市及び防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- (5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告します。
- (6) 市、県、指定地方行政機関、地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互の被害状況等について情報の交換を行います。
- (7) 全国的な統一基準が策定されるまでの間、県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表します。
- (8) 市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。
- (9) 市町村は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣(消防庁経由)に報告します。

【市の広報】

市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、防災行政無線、防災情報メール等、広報車及び自主防災組織との連携等により、住民等に対して、次の事項等について広報活動を行います。

1 災害の状況に関する情報

2 避難に関する情報

- (1) 避難の準備、勧告又は指示に関する情報
- (2) 避難施設に関する情報

3 応急対策活動の状況に関する情報

- (1) 救護所の開設に関する情報
- (2) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (3) 電気、水道等の復旧に関する情報
- (4) 電話の利用と復旧に関する情報

4 その他住民生活に必要な情報

- (1) 給水、食料の配給に関する情報
- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関する情報
- (3) 防疫に関する情報
- (4) 臨時災害相談所の開設に関する情報
- (5) その他安心情報

【防災関係機関の広報】

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市及び報道機関に広報を要請します。

2 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するために、災害時優先電話、地上系無線、衛星電話と有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときは、速やかに施設の復旧を行うため、必要な職員を直ちに現場に配置します。

(1) 災害時の通信連絡

ア 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政無線、加入電話機等により速やかに行います。

イ 県との情報受伝達は、原則として、有線通信（加入電話）県防災行政通信網及び県災害情報管理システムを使用します。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話(株)が指定した災害時優先電話を利用します。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

【県防災行政通信網の運用】

1 災害時の通信連絡

県は、気象予報、警報及び災害時における災害情報の伝達、被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等、県主要機関、市及び防災関係機関に整備した県防災行政通信網を有効に活用して行います。

2 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」及び「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行います。

【県災害情報管理システムの運用】

1 被害情報の収集・伝達

県災害情報管理システムは、市町村や県の各機関と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を災害発生当初の速報から、その後の詳細な被害内容までリアルタイムで県災害対策本部に提供するシステムです。

これらの情報はコンピュータ処理により必要な形に加工でき、これらの情報に基づき、災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 県災害情報管理システムの運用

県災害情報管理システムの運用は「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行われますが、利用できる情報は次のとおりです。

- (1) 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報）
- (2) 被害情報、被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）
- (3) 応援要請情報、応急措置情報（自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊要請、各機関の応急措置）
- (4) 災害状況資料（被害情報等を基に加工した災害状況資料）

【東日本電信電話(株)の措置】

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信を確保するための措置を行います。

(2) 各種通信施設の利用

ア 非常無線通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(3) 既設無線局の活用

災害時の通信連絡の確保のため、既設無線局の活用を図ります。

ア 市内通信系

(ア) 三浦市防災行政無線

市役所送信所から、市内 100 箇所を受信所を操作して、地域住民に対する広報通信を構成

(イ) 県防災行政通信網

市役所と県水産技術センター、鎌倉保健福祉事務所三崎センターとの有線系及び衛星系回線を備えた通信網

(ウ) 警察無線

無線中継所経由、三崎警察署無線局と移動局及び移動局相互間の通信系を構成

(エ) 漁業無線

県水産技術センターと在港漁船無線局との通信系

(オ) 電力用

東京電力パワーグリッド(株)横須賀制御所を基地局として車両移動局との通信系

イ 市外通信系

(ア) 県防災行政通信網

市町村、県機関（県庁、地域県政総合センター、土木事務所等）、国機関、その他防災関係機関を結ぶ有線系及び衛星系回線を備えた通信網を構成

(イ) 非常用

県水産技術センターと全国（他県漁業無線局）主要無線

(ウ) 警察無線

各無線中継所経由、所属移動局と県警察本部、県下警察署、所属移動局との間の通信系

(エ) 電力用

東京電力パワーグリッド（株）横須賀制御所を基地局として、車両移動局との通信系

第4節 水防対策

市は、水防法第3条の規定に基づき、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有していることから、水防対策を定めています。

1 水防対策の目的

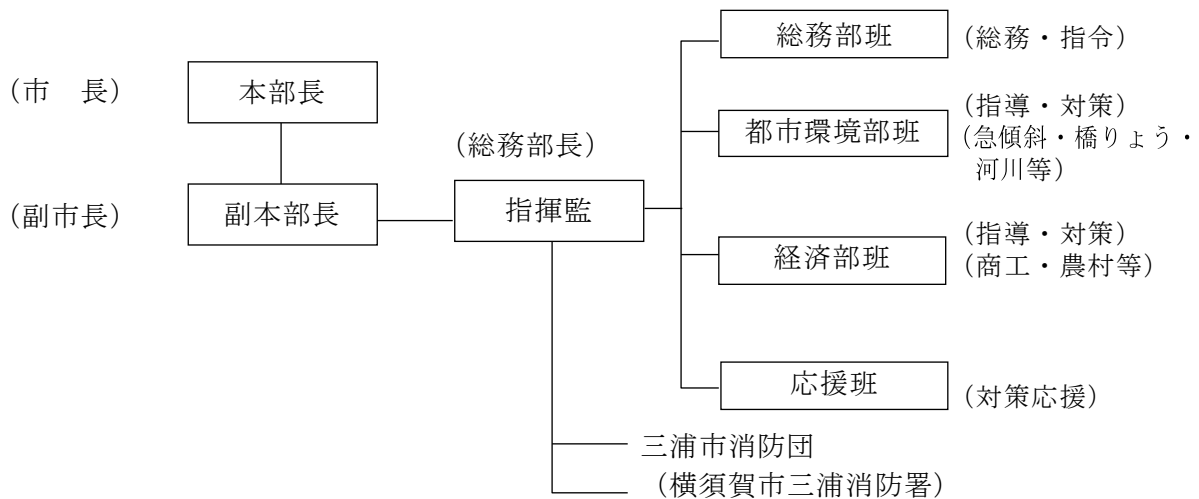
市内の河川及び海岸の洪水等又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的としています。

2 水防責任（市）

市は、管轄区域内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、消防団の整備、水防倉庫、資機材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川、海岸の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任があります。

3 市の水防組織

市の水防組織は、市長を水防本部長として、総務部班、都市環境部班、経済部班、応援班の4班を中心とする班構成としています。



4 監視警戒及び重要水防区域

(1) 常時監視

市長は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければなりません。

(2) 非常警戒

市長は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じなければなりません。

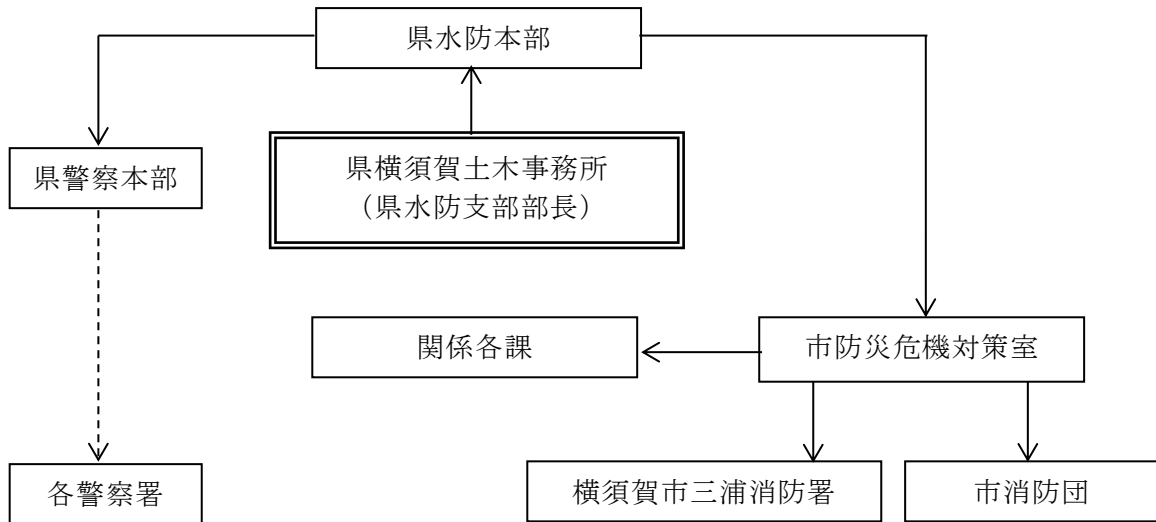
(3) 水防が必要な区域及び箇所

県内の河川の内、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めていますが、市内にはこれに該当する区域はありません。

しかし、市内にも浸水の可能性のある地区や、沿岸部では相模湾側や東京湾側で津波や高潮等の可能性があります。また、市内の中小河川でも沈砂による河床の上昇などで注意や対策が必要な箇所があります。

5 通信連絡

市は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、「災害時における通信連絡系統」を水防時にも活用することとします。



6 気象予警報等

(1) 水防活動用の注意報、警報、特別警報及び波浪警報

水防本部長は、横浜地方気象台から水防活動用の注意報、警報、特別警報及び波浪警報の通知を受けたときは、これを「災害時における通信連絡系統」により通信連絡します。

7 水防警報

(1) 水防警報の発表者

県水防支部は、洪水又は高潮により水害を生ずるおそれのあると認定した河川等について、水防警報を発します。

ア 国土交通大臣が行うもの

6 河川（多摩川、鶴見川、矢上川、早淵川、鳥山川、相模川）で、市内にはありません。

イ 知事が行うもの

108 河川、12 海岸（18 地区海岸）、4 港湾で、市内では三浦海岸が該当します。

・ 県水防本部長が行う河川

相模川本川（国管理区間を除く。）、中津川、酒匂川本川、河内川（三保ダム上流部を除く。）

・ 県水防支部長が行う河川

上記以外の河川

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は次表のとおりです。

【水防警報の種類、内容及び発表基準】

種類	内 容	発表基準
待機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出水あるいは水位、潮位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの ・ 水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を報告するもの 	気象予報、警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの 	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの 	洪水注意報等により、水位が上昇したとき、又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの 	洪水警報等により、又は既に水位が危険な状況に達し、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解消する旨を通知するもの 	水位が危険な状況から下降したとき、又は水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

備考：市内には水位を観測している河川がないため、ここでは「警戒水位」等の観測用語は使用していません。

8 水防配備

市の水防本部の配備基準は、第2編 第3章 第2節「災害対策本部等の設置」の配備基準に準じます。

第5節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

河川、砂防、海岸、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、市民の安全、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとします。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとします。

1 橋りょう被害対策活動

被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期架橋を実施するものとします。

2 浸水被害対策活動

河川や海岸等が被災し、流水や海水が浸水し大きな被害を与え、又はそのおそれがある場合には、仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施するものとします。

3 土砂災害対策活動

- (1) 地盤の緩みにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとします。
- (2) 地すべりなどの二次災害の危険性の有無について迅速・的確に判断を行い、土砂災害緊急情報等により被害の拡大や避難対策を図ります。

第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市、県及び防災関係機関は、一体となって被災者の救出・救護、消火及び医療救護活動を行います。なお、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行うとともに、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

1 救助・救急、消火活動

(1) 市民及び自主防災組織の役割

ア 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。

イ 市民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、災害時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

事業所等の自衛消防隊は、災害時の初期活動として事業所等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市による救助・救急、消火活動

ア 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力の下、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用して、広域的な救急活動を実施します。

イ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、横須賀市消防局と連携し、各種消防活動を行います。

ウ 市及び横須賀市消防局は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。更に、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

エ 市は、大規模風水害等の災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

2 医療救護活動等

(1) 医療機関による医療救護活動

ア 市は、市立病院、市内医療機関及び三浦市医師会等の協力を得て医療救護活動を行います。

イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に市立病院は中核的役割を果たします。

ウ 市は、医療救護活動の支援が必要な場合、鎌倉保健福祉事務所三崎センターに救護班の派遣要請をするとともに、県は、原則として、要請に基づき災害拠点病院等に対し救護班の派遣を、神奈川 DMAT 指定病院に対して神奈川 DMAT の派遣を要請します。

エ 市は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。

オ 市は、重篤者の迅速な搬送に際し、県に対して航空機等を活用した広域医療搬送を要請します。

カ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じ、ライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。

キ 市及び県は、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川 DMAT を確保します。

(2) 救護所等の設置

市は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所等を設置できるよう、三浦市立病院・三浦市医師会等と調整を行います。なお、状況に応じ横須賀・三浦地域災害医療対策会議に必要な支援を要請します。

(3) 保健活動班の編成

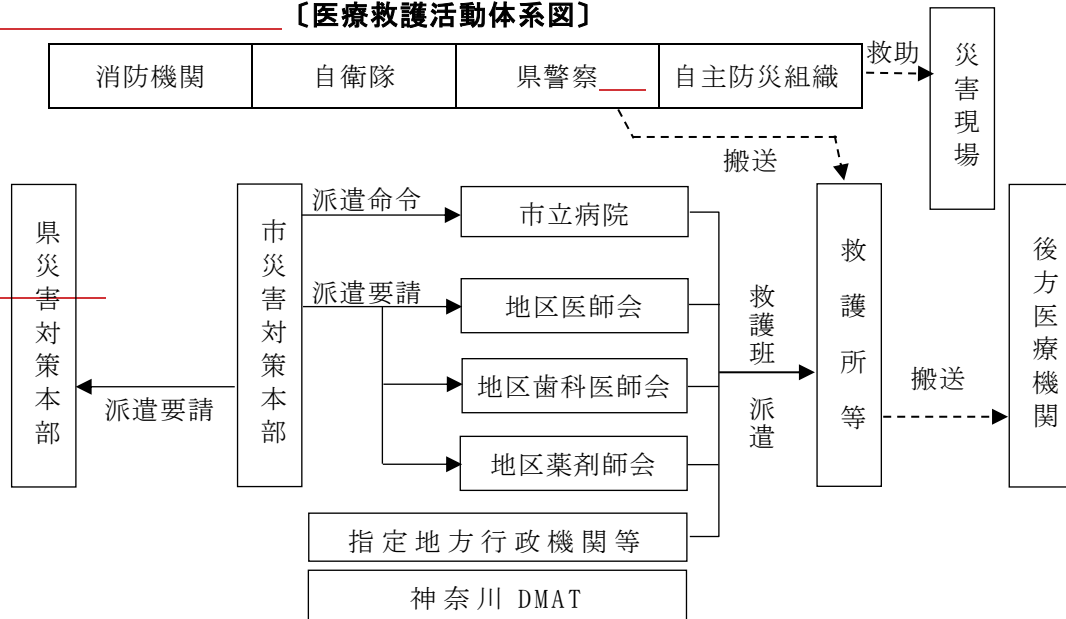
避難所が開設された場合、避難所班と連携、保健活動班を編成して避難所の巡回を行い、避難者の健康状態の把握や健康管理、応急処置を行います。

【医療救護活動体制】

1 医療救護対策

市の災害発生時における医療救護を実施するための活動体制は、次のとおりとします。

【医療救護活動体系図】



2 医療救護活動

(1) 市

ア 市は、三浦市医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行います。また、市は、災害の程度により必要と認めた時は、県及びその他の関係機関に協力を要請します。

イ 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定(トリアージ)
- (ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- (エ) 助産
- (オ) 死亡の確認
- (カ) 遺体の検案

ウ 市は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めた時は、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(2) 県

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、災害医療拠点病院等から救護班を、特に災害発生直後においては、神奈川 DMAT 指定病院から神奈川 DMAT を派遣するとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請します。

(3) 重症者等の搬送方法

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施します。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び救護班等で確保した車両により搬送します。

イ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプターやドクターヘリにより実施します。ただし、ドクターヘリについては、「神奈川県ドクターヘリ運用要綱」に基づき搬送します。

3 医薬品等の確保

市は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達しますが、不足が生ずる時は、県及び関係機関に応援を要請します。

第7節 避難対策

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難指示等が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、特に安全に十分配慮します。

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難情報の発令等の措置を行います。

(1) 市長の措置

市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立ち退きの指示を行います。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができます。また、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけます。災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることが、かえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。

市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとします。

(2) 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において市長が避難のため立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）、又は市長から要求があったときは、立ち退きの指示、緊急安全確保措置及び警戒区域の設定をすることができます。この場合、その旨を市長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は、又はその委任を受けた職員、市長からの要求により市長の職権を行うことのできる警察官又は海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これらの避難措置をとった時は、直ちにその旨を市長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。この場合は、本市を管轄する三崎警察署長にその旨を通知します。

また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難情報の発令、警戒区域の設定を市長に代わって行います。

県、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言します。

なお、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとします。

2 避難指示の内容

市長等、避難指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達し、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

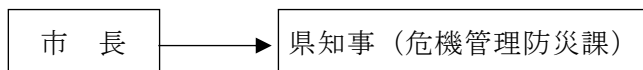
- ・警戒レベル
- ・避難を要する理由
- ・避難指示又は指示の対象地域
- ・避難先とその場所
- ・避難経路
- ・注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

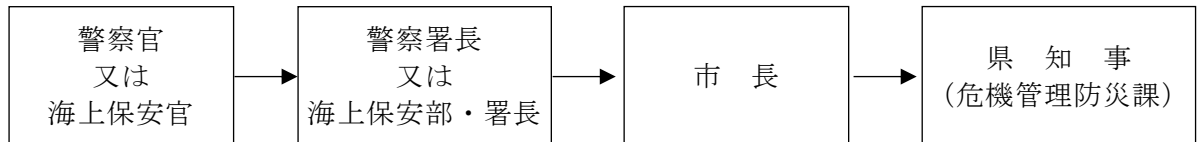
避難指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

ア 市長の措置



イ 警察官又は海上保安官の措置

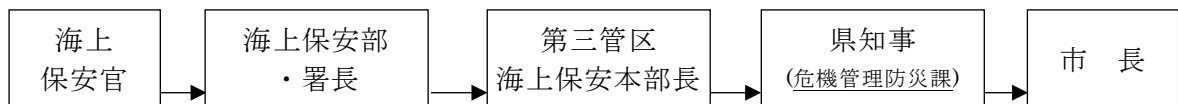
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



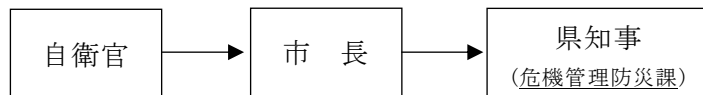
(イ) 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）に基づく措置



(ロ) 海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）に基づく措置



ウ 自衛官の措置（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づく措置）



(2) 市民への周知

ア 市長は、自ら避難情報を発令した場合又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線や広報車、防災情報メール等により市民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

イ 市は、避難情報を発令したときは、アによる周知のほか、Lアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民への迅速な周知に努めます。

ウ 県は、市がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行えないときは、市に代わってLアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行います。

4 指定避難所の開設

市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所を開設します。

更に、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

ア 市は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ三崎警察署、自衛隊（東部方面混成団本部、第31普通科連隊、横須賀地方総監部）、横須賀海上保安部等関係機関に連絡します。

イ 市は、平時から避難施設の情報を掲載し、災害時には混雑状況をリアルタイムに発信できるシステム「VACAN Maps（バカンマップス）」を活用して避難所の開設・混雑状況を市民等に対し周知します。

(3) 避難所の運営管理

ア 市は、「三浦市避難所運営マニュアル」を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 市は、被災者を一時入所避難させるため、あらかじめ指定した県有施設についても可能な範囲で提供するよう県に協力要請します。当該施設管理者は、市長が行う避難所の設置運営に協力します。

ウ 市は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を行い、必要な対策を講じます。

また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めます。

また、要配慮者や妊産婦、母子等の要配慮者のための専用スペースの確保に努めるとともに、男女ペアによる巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。

更に、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。

エ 市は、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回など、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康測定・健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。

オ 市は、避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

カ 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

キ 市は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。

ク 市は、各避難所と連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成します。

なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力の下、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握や、応急仮設

住宅の建設候補地のリストアップに努めます。

ケ 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。

コ 災害の規模等を鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせんなどの活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とします。

サ 市は、避難所における避難者の避難生活が長期化に及ぶ場合には空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

(4) 避難所における感染症予防対策

ライフラインの途絶や集団生活など厳しい条件が重なる避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症や食中毒等のリスクが高まるため、市は衛生管理の徹底を図り予防に努めます。

ア 避難所運営職員等の対応

(ア) 避難所運営職員等は、定期的に自己の状態確認に努め、感染症状・兆候が出現した場合は速やかに上司等に報告します。

(イ) 避難者の体液、排泄物等との接触が予想される場合又は発熱等の症状がある避難者と接触する際には、適切な個人用防護具を着用します。

(ウ) 避難者と接触又は感染予防上汚染されていると考えられる物品に触れた前後の手指消毒等を徹底します。

イ 避難者受付時の対応

(ア) 避難者に負担とならないように配慮しながら、発熱、咳、発疹、炎症、嘔吐、下痢などの避難者の状態確認に努めます。

(イ) 健康状態に変化があった際等における積極的な申し出の周知啓発を行いません。

ウ 対策の徹底

(ア) 頻繁な手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

(イ) 定期的及び目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境に十分配慮します。

(ウ) 食料の清潔な保管要領に留意するとともに、作業台や食器類の食事の前後に適切な洗浄・消毒を実施します。

エ 発熱等の症状がある避難者への対応

(ア) 発熱、咳等の症状がある避難者に対して可能な限り専用の個室スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保するように努めます。

(イ) やむをえず同じ症状等がある避難者を同室とする場合には、パーティション等で区切るなどの工夫をします。

(ウ) 症状がある避難者専用のスペースやトイレは、一般の避難者とゾーンや動線を分けるようにします。

オ 三密の回避

(ア) 密集の回避として、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、被害を受けていない親戚や友人の家等への分散避難を促進します。

(イ) 密接の回避としてパーティション等を用いたゾーニングを行い、飛沫感染防止を図ります。

(ウ) 密閉の回避として、定期的に窓を開けるなど、十分な換気を行いません。

5 帰宅困難者への対応

(1) 市及び県の対応

ア 市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。

イ 市は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行います。

また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。

ウ 県は、市の要請等を受けて、施設管理者と調整の上駅周辺の県所管施設を帰宅困難者用一時滞在施設として開設し、帰宅困難者に対して飲料水等の提供をします。

エ 県は、帰宅困難者が発生した場合、市と協力して一時滞在施設等に関する情報や鉄道等の運

行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。また、徒歩帰宅が困難な要配慮者の一時滞在施設内のスペース確保や輸送対策等に努めます。

オ 県は、協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求めます。

カ 県は、災害時帰宅支援ステーションについて、平時には広報物等を活用し、また、災害時に協定事業者が当該ステーションを開設した際には、ホームページや SNS を活用し、周知を図ります。

(2) 事業所等の対応

ア 事業所は、災害時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、施設の安全が確保できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底します。

イ 旅館、ホテル等の宿泊施設及び商業施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとします。

ウ 発災後において、駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。なお、避難行動要支援者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

6 広域一時滞在

(1) 市町村は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めることができます。

(2) 県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行います。

(3) 県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

(4) 県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外への市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

7 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

市は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を調査します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

また、県は、改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議の上、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定します。また、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行います。

(3) 応急仮設住宅への入居者募集及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居者の募集について、県と協力して行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(4) 公営住宅等への一時入居

市及び県並びに県住宅供給公社は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

- (5) 民間賃貸住宅等の活用
民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。
- (6) 応急仮設住宅の建設
- ア 入居対象世帯
災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次の全てに該当する者とします。
(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
(イ) 居住する住家がない者であること。
- イ 建設方法
(ア) 建設地は、原則として飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の利便、教育の問題等を考慮して、市長が選定します。なお、私有地については所有者と十分協議の上実施することとします。
(イ) 応急仮設住宅の構造は、原則として軽量鉄骨組み立て方式とし、その仕様は「応急仮設住宅内訳」のとおりとします。
- ウ 規模及び費用
一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和 40 年神奈川県告示第 561 号）に定める基準によります。
- エ 建設用地
応急仮設住宅の建設予定地は、災害時の状況により決定します。
(ア) 公園、緑地、広場
(イ) 市有施設及び県有施設敷地内空地
(ウ) 国有地、私有地
(エ) その他
- オ 着工及び完成の時期
(ア) 着工の時期
災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設します。
(イ) 着工時期の延期
大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがあります。
(ウ) 供与期間
完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は 4 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とします。

8 住宅の応急修理

災害救助法が適用されたときは、市は県と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分について応急修理を行います。

- (1) 応急修理を受ける者
ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者
イ 自らの資力では、応急修理ができない者
- (2) 応急修理実施の方法
応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行います。
- (3) 修理の範囲と費用
ア 居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分で最小限に限ります。
イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。
- (4) 応急修理の期間
原則として災害発生の日から 1 月以内に完了します。
- (5) 建築材料の調達方法
応急仮設住宅及び応急修理に必要な建築資材の調達は、市長が県に要請するほか、建築業者及び建築材料業者に協力を要請して、速やかに行うものとします。

9 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者

に十分配慮します。特に福祉避難所の指定、要配慮者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮します。

- (2) 市は、要配慮者に対して、必要に応じ社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力の下に実施します。また、在宅の要配慮者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。
- (3) 市は、避難所の運営に当たっては、要配慮者の健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。
- (4) 市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たっては、市内に居住している留学生などの外国人に十分配慮します。
- (5) 市及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。
- (6) 県や市等は、災害時に身体障害者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受入れることとします。

10 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市は、「三浦市避難所運営マニュアル」を参考に、女性用トイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- (3) 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないように、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

市は、被災者の健康保持のため、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

1 保健衛生

- (1) 市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等について情報提供に努めます。
- (3) 市は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわ DPAT や医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。
更には、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 市は、感染症が発生した場合には、必要に応じ、発生場所及びその周辺の消毒を実施します。
- (3) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条に規定された感染症について、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（中東呼吸器症候群（MERS）、急性灰白髄炎等）又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (4) 市は、県の指示に基づき次の防疫対策を実施します。
 - ア 感染症予防上必要と認めた場合の清掃及び消毒
 - イ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ウ 予防接種の実施
- (5) 市は、災害に即応した防疫対策に基づき、鎌倉保健福祉事務所三崎センターと密接な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
鎌倉保健福祉事務所三崎センターは、被災地等において積極的疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断又は必要な検査を行います。
- (6) 県は、市に対し、必要に応じて薬品、器具等の調達をあっせんします。

【防疫実施の方法】

1 防疫体制の確立

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図ります。

2 治療勧告及び入院措置

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、市は県からの指示により感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施します。

3 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施します。この際、個人情報の保全に留意します。

4 清潔方法及び消毒方法の指示

市は、感染症予防上必要と認めるときは、県から清潔方法及び消毒方法の指示を受けます。

(1) 清潔方法

ア 市は、清潔方法の実施に当たっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行います。

イ 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市長は的確な指導又は指示を行います。

ウ 市は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をします。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。

(2) 消毒方法

ア 市は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行います。

イ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い便宜の場所に配置します。

5 ねずみ族、昆虫の駆除

(1) 市は、県により必要と認められた場合には、法令の定めるところにより、ねずみ族、昆虫の駆除について県の指示を受けます。

(2) 市は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

6 予防接種の実施

(1) 市は、県の指示に従い予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条の規定による臨時の予防接種を実施します。

(2) 市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失さないように措置します。

3 遺体対策等

市は、遺体対策については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

【遺体の処理方法】

1 広報

市及び三崎警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに三崎警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市は、遺体を取扱った場合には三崎警察署に通報します。

3 検視・調査等

三崎警察署は、遺体の検視・調査等を行います。

4 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。なお、検案後、市は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

(1) 遺体安置所の開設

市は、三崎警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、調査等及び遺族などへの引渡し等、実施のための施設を選定の上、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。市は、搜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送します。なお、大規模な災害による多数の遺体の収容施設として、三浦市勤労市民センターを指定しています。

(2) 遺体の収容

ア 収容された遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存します。

イ 家族などから遺体の引取りの希望があった場合には、死体処理台帳（第6号様式）によって整理の上引き渡します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市は、三崎警察署、三浦市医師会、横須賀市歯科医師会及び区長会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引渡し

三崎警察署は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市に引き渡します。

この際、市と三崎警察署は遺体の引渡し作業を協力して行います。

8 遺体の埋葬

(1) 遺体の引取人がいないとき、又は引取人があっても災害による混乱のため遺体の処理ができ得ないときは、市長が埋葬台帳(第7号様式)を作成の上市営火葬場へ搬送し実施します。また、被災状況により火葬場能力を超えた場合は、広域応援体制に基づき他市町の火葬応援を要請し、対応します。

(2) 遺骨及び遺留品については、所定の保管所へ一時保管します。

(3) 家族その他遺骨及び遺留品の引取りを希望するものがある場合、整理の上引渡します。

9 身元不明遺体の対応

市は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)」に基づき埋葬又は火葬を行います。

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

市民の非常用備蓄等にかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、市は備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用、更には広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとします。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努めます。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 市は、飲料水の確保のため、100t型飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しています。

イ 上下水道部は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

市は、給水班を組織し、上下水道部が確保した飲料水ほか100t型飲料水兼用耐震性貯水槽等から給水用タンク等を積載したトラックにより、応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣は水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に必要な支援を要請します。

イ 応急復旧

(ア) 市は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。

(イ) 市は、市内関係事業者の全面協力の下、災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定等を活用し、応急復旧に当たります。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、防災指定井戸等の活用など、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

市は、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。

(2) 食料の調達・供給活動

ア 市の対策

(ア) 備蓄食料等を活用した食料等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。

(イ) 必要な食料等の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請します。

(3) 調達食料等の集配と配分

市は、県から配分される主要食料等を受入れ、被災者等に対して応急給食を実施します。

ア 食料を供給するときは、各避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入れ、確認及び受給の適正を図ります。

イ 住民への事前周知を徹底させ、公平な配分を図ります。

ウ 要配慮者への優先配分を図ります。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

市は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した生活必需物資広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資を被災者に供給します。

イ 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

市は、県から配分される生活必需物資等を受入れ、被災者に対して配分します。生活必需品を配分するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて受入れの確認及び配分の適正を図ります。

第10節 文教及び保育対策

災害時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

風水害については、天気予報や気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となります。登校前に、教育委員会で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童・生徒等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とします。また、児童・生徒等の在校時における下校の判断は、様々な情報を踏まえ、早い段階で決定し、実施します。

1 児童・生徒等保護対策

校長は、災害時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

(1) 市立学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。

イ 児童・生徒等の生命・身体的安全確保を図るとともに、安全が確保されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に保護者に引き渡します。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。

ウ 校長は、市教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行います。

(2) 市立学校教職員の対処、指導基準

ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。

イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。

ウ 児童・生徒等の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。

エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たります。

(3) 放課後児童クラブの対応

放課後児童クラブの担当者は、各クラブの緊急時の対応マニュアルに基づき、近隣の学校等の決められた場所に入所児童を引率し避難します。

2 学校等における避難場所の開設

(1) 避難場所等に指定された市立学校等は、市と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図ります。

(2) 避難場所に指定されていない県立学校等においても、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市と連携して対応します。

3 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

市教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

小・中学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告します。

また、市教育委員会は、被災状況を取りまとめの上、湘南三浦教育事務所を通じて県教育委員会に報告します。

(3) 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

- イ 市立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた市立学校施設を相互に利用します。
 - ウ 仮校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。
 - エ 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図ります。
この場合、市と県相互に協議して、利用についての総合調整を図ります。
- (4) 教員の確保
- 市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。
- ア 臨時参集
教員は原則として各所属に参集するものとします。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中学校）に参集します。
 - (ア) 参集教員の確認
各学校において、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握します。
 - (イ) 参集教員の報告
各学校で把握した参集教員の人数等について、市教育委員会に報告します。また、市教育委員会は、参集教員の人数等について取りまとめの上、湘南三浦教育事務所を通じて県教育委員会に報告します。
 - (ウ) 県教育委員会からの指示
県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、市教育委員会等(湘南三浦教育事務所を通じ)に対し教員の配置等を適宜指示連絡します。
 - (エ) 臨時授業の実施
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。
 - イ 退職教員の活用
災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を講じます。
- (5) 学用品の確保のための調査
- ア 市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査します。
 - イ 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会に対して協力要請をします。
- (6) 児童・生徒等の心的症状の対応
- 校長は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により校内相談を実施します。
- (7) 応急保育の実施方法
- ア 幼児等の安全措置
保育所の長は、保育中に災害にあった場合、幼児等の安全を確保するため、保護者が来所するまでの間、幼児等を保護するものとします。このため保育所においては幼児等のために最低1日分の食料を備蓄しておきます。
 - イ 幼児等の把握
保育所の長は、被災した幼児等を把握し、災害対策本部に報告します。
 - ウ 応急保育の実施
市は、保育所の長からの報告をもとに応急保育の実施を検討するものとし、実施に当たっては、保育する施設については適切な場所を選定するものとします。
- (8) 保育料減免等
- 被災によって保育料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じます。

(9) 衛生管理

応急教育、応急保育の実施における衛生管理は、次により行います。

- ア 幼児、児童、生徒等に対し、飲料水の使用上の注意を促します。
- イ 幼児、児童、生徒等の健康観察を強化し、必要に応じ健康診断を行います。
- ウ 保健所の指導を受けて、実施場所の清掃及び消毒を行います。
- エ その他必要なことについては、関係機関と協議し適切な処置を講じます。

(10) 給食

文教施設及び保育施設の被害状況、停電、断水、学校給食の稼働状況等を把握し、給食の実施の検討をしますが、被災者等に対する食料供給に支障がない範囲内において実施します。

第 11 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期段階では、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、県公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがある場合において必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるときは、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合に当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、三崎警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急警戒等必要な対策の実施について、県警察、交通機関等への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市の協力を求めます。

- (3) 道路の応急復旧等
- ア 市は、計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。
 - イ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。
 - ウ 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。
- (4) 航路の障害物除去
- ア 漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。
 - イ 横須賀海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。
- (5) 漁港の応急復旧等
- ア 漁港管理者は、その管理する漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧を行います。
 - イ 横須賀海上保安部は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。
- (6) 海上交通安全の確保
- ア 横須賀海上保安部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。
 - イ 横須賀海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。
 - ウ 横須賀海上保安部は、水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。
- (7) 物資受入港の確保
- 東部漁港事務所は、災害時の海上輸送を円滑に行うための物資受入港として、三崎漁港の機能を確保します。
- (8) ヘリコプター臨時離着陸場の確保
- 市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。
- (9) 鉄道の応急復旧等
- 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、市災害対策本部等に報告するとともに応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

- (1) 市の緊急輸送
- 市は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保します。
- ア 車両の確保
- (ア) 市が所有又は管理する車両の把握等

災害時に使用できる市所有の車両を把握し、配車計画を立て、必要に応じ輸送に供するものとします。
 - (イ) 車両の調達

市所有の車両をもって輸送に応じきれないときは、次の方法により車両を調達するものとします。更に、不足がある場合には、県、他市町に対して応援要請を行うものとします。

 - a 一般車両

神奈川県トラック協会、タクシー会社その他の運送業者等への協力要請
 - b 特殊車両

建設業者等への協力要請
 - (ウ) 燃料の調達

市有車両その他の災害応急対策実施のために使用する車両の燃料に不足を生じたときは、市内及び近隣市町の業者等から調達します。

イ 船舶の確保

- (ア) 各漁業協同組合に対する協力要請
- (イ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する県を通しての要請

ウ 航空機(ヘリコプター)の確保

- (ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用
- (イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する県を通しての要請

(2) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとします。

(1) 第1段階(発災直後から2日目までの間)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階(発災後3日目から概ね1週間の間)

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階(発災後概ね1週間以降)

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 応援要請

市が所有又は管理する車両及び調達車両をもってしても、なお、必要な輸送力を確保できない場合又は舟艇、ヘリコプター、鉄道車両等による輸送を必要とする場合は、次のとおり応援等を要請します。

(1) 舟艇、ヘリコプター

緊急輸送の必要があるときは、県を通じて自衛隊に対し応援を要請します。

(2) 鉄道車両

大量輸送の必要があるときは、鉄道事業者へ協力を要請します。

(3) 応援等の要請手続

応援を要請するときは、業務の目的、積載内容、台数、期間、場所等を明らかにして行うものとします。

(4) 経費の負担

調達車両、応援車両の費用については、原則として市が負担します。

5 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両(確認対象車両)

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の防御、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認及び同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に規定する標章並びに証明書の交付手続は、次によります。

ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（危機管理防災課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。

イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行います。

6 障害物の除去

(1) 実施機関

ア 市は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。

イ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げとなる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。

ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む。）除去の対象は、概ね次の場合とします。

ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行います。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者が考慮しますが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管します。なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。

ただし、災害の状況によっては、海岸、緑地帯等を一時使用します。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てます。

(6) 障害物の除去に関する応援、協力要請

市は、県に対し住民の生命、財産の保護のため、必要に応じ障害物の除去について、応援、協力を要請します。

第 12 節 消防対策

火災、その他の災害が発生し、又は発生が予想される場合は、市民の生命、身体及び財産の保護に努めるとともにその被害を防御し、又は軽減するため横須賀市消防局と綿密に連携し消防力の整備強化を図ります。

1 火災対策

(1) 大規模な火災対策

大規模な火災が発生し、横須賀市消防局及び消防団の現有能力で対応が困難な場合は、横須賀市消防局長は県広域応援基本計画等に基づく広域応援を要請するものとします。

また、市は所要の手続を経て自衛隊等の派遣協力要請を行うものとします。

(2) 延焼予防対策

ア 消防力の整備強化

(ア) 防災組織の拡充、強化に努め災害時の火災に備えます。

(イ) 消防機械器具の近代化及び貯水槽等消防水利施設の充実に努めます。

イ 災害時の消防警備計画の策定

(ア) 横須賀市消防局との連携

市は横須賀市消防局からの応援要員の活用等により横須賀市消防局との連絡体制を確立します。

(イ) 消防水利の確立

災害時における消火栓等の使用不能に備えて貯水槽、自然水利等水利体制を確立します。

(ウ) 救助体制の確立

災害時における市民救出及び避難行動要支援者の救助体制を確立します。

(エ) 初期消火の徹底

市民に対する災害時の火気の取扱い、初期消火の重要性の事前啓発を徹底します。

(オ) 火災の早期覚知

災害時における火災の早期覚知体制を確立します。なお、消防法第 9 条の 2 により「住宅用火災警報器の設置」が義務付けられています。(※ 1)

(カ) 危険区域の調査把握

災害時に特に大きな被害が予想される区域を調査把握します。

※ 1 消防広域化に伴い消防事務に係る例規等は、横須賀市の関係例規等を適用します。

第 13 節 警備・救助対策

災害発生時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想されます。このため、人命の安全確保、被災地における社会秩序の維持に万全を期す必要があります。

1 陸上における警備・救助対策

三崎警察署は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 三崎警察署は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、三崎警察署に警察署長を長とする三崎警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、三崎警察署と三浦市災害対策本部は、必要に応じて所要の要員を相互に派遣し、協力・連絡体制を強化します。

イ 三崎警察署は、警備部隊等の編成を行うほか事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 陸上の災害応急対策

三崎警察署は、市災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施します。

ア 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行います。

また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力します。

イ 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

ウ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。

また、三崎警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

エ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

オ 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 危険物等対策

大規模災害発生時に、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、横須賀市消防局と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

キ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送道路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的にを行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

更には、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

ク ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行います。

2 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

三崎警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

(2) 相談活動の実施

三崎警察署は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応ずるため、行方不明者相談所等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

3 事前対策

(1) 三崎警察署は、平素から市に対し、死体調査場所、遺体安置場所、部隊等の宿泊に要する拠点施設の確保及び応急対策活動に必要な装備資機材、防災関係機関との情報通信ネットワークシステム等の通信資機材の整備について、働き掛けを行うものとします。

(2) 三崎警察署は、防災訓練等を通じて、地域住民等に対し、災害に関する知識、避難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について周知徹底を図るものとします。

4 消防団の運用

(1) 消防団員の招集及び警戒体制

消防団長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、緊急に消防警備力を必要とするときは、三浦市消防団出場基準の定めるところにより消防団員の非常招集を発令します。

(2) 招集場所及び人員

原則として、消防団員は所属する分団詰所に集結し、消防団長は非常招集発令から完了までの間、適宜に状況を市長に報告します。

(3) 被災地への動員

消防団長は、災害対策本部長から災害の発生、消防部隊の出動の指令を受けた場合は、被災状況を勘案し、必要な分団に出動を命令します。

(4) 解散

出動した分団は、活動の目的を達成したときは、消防団長の命令を受け解散します。この際、状況により、分団長は残留警備を担当します。

5 海上における警備・救助対策

海上においては、横須賀海上保安部は、台風等の災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

(1) 警報等の伝達

ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知します。

ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

- (3) 活動体制の確立
必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。
- (4) 海難救助等
船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。
- (5) 緊急輸送
傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。
- (6) 物資の無償貸与又は譲与
物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」（平成 18 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与します。
- (7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。
- (8) 排出油等の防除等
防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。
また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 41 条の 2 に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。
- (9) 海上交通安全の確保
船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。
- (10) 警戒区域の設定
人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。
- (11) 治安の維持
海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。
- (12) 危険物の保安措置
危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行います。

第 14 節 ライフラインの応急復旧活動

発災後、直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐために、連携を図りながら復旧するよう調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を市民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

1 上水道施設（上下水道部）

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画により要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、配水機能の支障及び二次災害のおそれがある場合については応急復旧を行います。
- (2) 水道施設の損壊等により断水するとき、又は減水の必要が生じたときは、市民及び県その他の関係機関に対して、影響区域や復旧時期について速やかに周知します。
また、復旧の時期についても随時、県その他の関係機関に情報の提供を行います。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の水道事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- (4) 被災状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- (5) 送配水管等の復旧については、配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって、仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設します。

2 下水道施設（上下水道部）

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。
- (2) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の下水道事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- (3) 施設の被災状況及び復旧見込み等について、市民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド(株)横須賀制御所）

- (1) 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電気供給施設としての機能を維持します。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について、報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。
- (3) 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 災害時における復旧資材を次により確保します。
 - ア 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
 - イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。
 - ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。
- (5) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガスネットワーク(株)は、風水害等による非常事態が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、引火等の二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。

ガス漏洩により被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動について報道機関を通じて行うほか、地方公共団体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

- (2) LPガス(液化石油ガス)事業者は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動について報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。

5 電気(通信)施設(NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI(株))

- (1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が困難になる等、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、緊急通話の優先確保、無線設備による措置、避難所等への災害用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」の運用を開始します。

- (2) 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先します。
- (3) 災害復旧等の実施に当たっては、原則として、治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関を優先します。

第 15 節 災害廃棄物等の処理対策

市及び県は、神奈川県災害廃棄物処理計画及び三浦市災害廃棄物処理計画等に基づき、連携してし尿処理施設及び生活ごみ処理施設等の被災状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理体制の整備を図り、適切かつ円滑・迅速な処理を行います。

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

市及び県は、神奈川県災害廃棄物処理計画及び三浦市災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、県市相互間及び自衛隊との連絡体制を確立します。

2 被害情報の収集等

市は、発災後速やかにし尿処理施設及びごみ処理施設等の被災状況を把握し、その状況を県へ報告します。

県は、市町村の被害情報や災害廃棄物の発生状況を把握し、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

3 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

市は、し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

(2) し尿の収集・処理

市は、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

県は、市町村の収集・処理状況を把握します。

(3) 支援要請

市は、仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、把握した情報をもとに支援の必要性を検討するとともに、市町村から支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

4 生活ごみ処理

(1) 収集・処理体制の整備

市は、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

(2) 避難所ごみへの対応

市は、発災後、速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せず可能な限り既存処理施設で処理を行います。

(3) 支援要請

市は、収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体等に支援を要請します。

県は、市町村の処理状況等を把握し、支援の必要性を検討するとともに、支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や他都道府県等に支援を要請します。

5 災害廃棄物処理

(1) 市は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計し、推計した発生量をもとに、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置します。

(2) 損壊した建築物等の解体撤去及びそれに伴い発生するがれきの処理は、原則として建築物等の所有者が行うものですが、被害状況によりそれが困難だと認められる場合や、がれきが道路等に散在し、緊急に処理する必要がある場合は、市が収集し、運搬を行うものとします。

なお、「災害廃棄物処理事業に係る特例措置」が講じられた場合は、国・県と協議し、対応を行うものとします。

(3) がれきについては、可能な限り分別・減量・再利用を目指し、市民や事業者に対して排出方法等の必要な事項について協力を求めます。

(4) がれきの円滑な処理を推進するため、収集運搬機材、選別・保管のできる仮置き場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村等と連携し、処理体制の確保に努めます。

- (5) がれきの処理については民間事業者の協力も必要であることから、あらかじめ応援能力について調査するとともに、支援についての協定書の締結等の体制を整えます。
- (6) アスベスト等の有害廃棄物を含むがれきの搬出については、中間処理段階で適正に分別するよう指導し、安全確保に努めます。
- なお、搬出等処理に当たっては国・県等の関係機関と綿密な連携を図り、柔軟に対応することとします。

第 16 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等に配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

1 被災者等への情報提供

- (1) 市は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資などが提供されるよう努めます。

- (2) 市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市民に対して次の事項等について広報活動を行います。

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民・利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県及び報道機関に広報を要請します。

ア 市の広報内容

- (ア) 災害の状況に関すること
災害の規模等の情報
- (イ) 避難に関すること
避難情報及び避難所開設情報
- (ウ) 応急対策活動の状況に関すること
救護所開設状況及び交通、道路、電気、水道等の復旧状況
- (エ) 住民生活に関すること
 - a 給水、食料の配給
 - b 水道、電気、ガス等の二次災害の防止
 - c 防疫
 - d 臨時災害相談所の開設状況
 - e 安心情報
- (オ) 出火防止・初期消火に関すること

イ 集配郵便局等

市民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市から提供された情報を必要に応じて広報します。

ウ 防災関係機関の広報内容

- (ア) 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること
 - (イ) 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること
- (3) 市及び防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行います。
- (4) 広報の手段
市が実施する広報の手段は、市防災行政無線、広報車及び市ホームページ等によることを原則としますが、必要に応じて職員による現場での指示、広報紙等を作成し現地で配布、掲示することとします。
- (5) 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。

2 災害相談の実施

- (1) 災害相談の実施

ア 市は、地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した相談活動を実施します。

また、相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

イ 市は、県と相互に協力して被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期解決に努めます。

ウ 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めます。この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応じます。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 応急金融対策の実施

災害時において、郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いを行います。

(1) 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行います。

(2) 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

4 物価の安定、物資の安定供給

市は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

また、市は、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるよう努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保、必要な体制の整備に努めます。

第 17 節 広域的応援体制

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、県や他市町村及び関係機関に応援を求め、被害の軽減や被災者の支援など広域的な応援体制をとります。

1 広域的な応援体制

(1) 広域的な応援要請

ア 市長は、応急措置を実施するために必要と認めるときは、他市町村長に対して応援要請を行い、又は知事に対して応援要請若しくは応急措置の実施を要請します。他市町村長へ応援要請を行うに当たり、県は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

イ 市長は、応急措置を実施するために必要と認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請をするよう要求します。この場合、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長（東部方面混成団長等）に通知します。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知します。

ウ 市長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合は、部隊等を派遣します。

なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知します。

エ 知事は、特に必要と認めるときは、市長に対して応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対して被災市町村を応援するよう指示します。

オ 知事は、市長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し広域応援の要請を行います。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請 [警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条]

(イ) 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等） [消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条]

(ウ) 応急対策職員派遣制度に基づく要請

a 避難所運営や罹災証明書等の交付等の災害対応業務の支援

b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援

(エ) 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(オ) 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

カ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合は、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

キ 市長は、必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請します。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

(ア) 派遣を要請（あつせん）とする理由

(イ) 派遣を要請（あつせん）とする職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

ク 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき、知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請を求めます。

要請範囲は概ね次のとおりです。

(ア) 被害状況の把握

(イ) 避難の援助

(ウ) 遭難者等の捜索活動

(エ) 水防活動

- (オ) 消防活動
- (カ) 道路又は水路の啓開
- (キ) 応急医療・救護・感染症対策
- (ク) 人員及び物資の緊急輸送
- (ケ) 炊飯及び給水
- (コ) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (サ) 危険物の保安及び除去
- (シ) その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

ケ 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため、緊急性、非代替性、公共性の3要件(※1)の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して災害派遣を要請します。

※1 自衛隊に災害派遣を要請するための3つの要件

- ・「緊急性」とは、差し迫った必要性があること、「非代替性」とは、部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと、「公共性」とは、公共の秩序を維持する観点において妥当性があることをいう。
- ・「緊急性」「非代替性」「公共性」を的確に把握し、自衛隊に伝えることが、円滑な災害派遣に繋がる。
- ・市町村長の災害派遣要請の要求を待たず、知事の判断で派遣要請することもある。(災害対策基本法第68条の2により市町村長の災害派遣要請の要求を認めているが、自衛隊法第83条第1項により要請権は知事が有しているため)

【自衛隊への通知先及び救援活動に要した経費】

1 通知先

(1) 自衛隊の災害派遣要請について通知する場合

担当区域	要 請 先	担当窓口/所在地/NTT 電話/防災行政通信網
県内全域	陸上自衛隊 東部方面混成団	混成団本部第3科 横須賀市御幸浜 1-1 046-856-1291 内線 448/402 防災行政通信網 局番号 9-486-9201 fax 9220

(2) 海上自衛隊を主体とした災害派遣要請について通知する場合

担当区域	要 請 先	担当窓口/所在地/NTT 電話/防災行政通信網
県内海岸地域	海上自衛隊 横須賀地方総監部	横須賀地方総監部防衛部オペレーション室 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地 046-822-3500 内線 2222/2223 防災行政通信網 局番号 9-637-9209 fax 9200
県内海岸地域 (主として航空機を 必要とする場合)	海上自衛隊 第4航空群司令部	第4航空群司令部 綾瀬市無番地 0467-78-8611 内線 2245/2246 防災行政通信網 局番号 9-490-9201・9

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議します。

コ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努めるものとします。

(2) 広域応援の受入れ

市は、広域応援活動拠点として指定している、「県立三浦初声高等学校（入江キャンパス）」に受入れのための活動拠点を開設し、応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整えます。

市及び県は、それぞれ拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

実施する対策は次のとおりです。

ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整

イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整

ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整

エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整

オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整

カ その他必要な災害応急活動

(3) 広域応援活動の調整

県は、被害状況と市からの応援要請に基づき、広域応援部隊の運用（配分）を決定した上で、広域応援部隊に対して進出拠点・活動拠点の確保、通信・連絡体制の構築、進入ルートをはじめとした活動に必要な情報提供を行うとともに、被災状況や活動状況に応じた部隊や資機材の再配分などの広域応援活動の調整を行います。

(4) 部隊間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動します。

2 海外からの支援の受入れ

市及び県は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

第 18 節 災害救援ボランティアの支援活動

大規模風水害等の災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県は、関係団体などと連携して災害救援ボランティア活動の支援を行う県災害救援ボランティア支援センターを設置・運営し、市は、三浦市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターの設置を要請し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めます。

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置

県は、県災害対策本部を設置したときは、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター(災害等の状況により設置しがたい場合は、あらかじめ定めた別の場所)に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(2) 市災害ボランティアセンターの設置

三浦市社会福祉協議会は、市災害対策本部からの要請により三浦市社会福祉協議会安心館に災害ボランティアセンターを設置します。

【県災害救援ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターの主な役割】

1 県災害救援ボランティア支援センターの主な役割

- ・災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
 - ・被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
 - ・市災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
 - ・災害救援ボランティア活動への支援
- ※被害が甚大かつ広域に及ぶ場合、県は、被災地域の災害ボランティアセンターと協働又は連携して、県災害救援ボランティア支援センター現地事務所を設置します。

2 市災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地・被災者のボランティアニーズの情報の収集・発信
- ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 災害救援ボランティアの受入れ

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

市においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じて、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、市災害ボランティアセンターは県災害救援ボランティアセンターと連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。

3 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、市及び県は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

第 19 節 災害救助法関係

- 災害救助法が適用される災害が発生した場合、市長は、災害救助法の規定に基づき、被災者保護と社会秩序の保全を目的として県知事が実施する救助を補助します。
また、市民生活の安定のため、義援物資・義援金の受入れ等を行います。
- 災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資は、被災者の状況を慮った善意によるものです。しかし、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手や時間を要することや、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であることなど、多くの課題が指摘されています。
市及び県は、個人等から寄せられる小口の義援物資については原則として受入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努めます。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

- ア 市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対してその旨を要請します。
- イ 知事は、下記に示す適用基準に基づき、災害救助法を適用します。

【災害救助法適用基準】

災害救助法の適用基準は、同法第 2 条第 1 項、第 2 項及び同法施行令第 1 条に定めるところによりますが、本市における具体的な適用基準は次のとおりです。

- 1 住家が滅失した世帯数(※ 1)が 60 世帯以上であること。
- 2 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で本市の滅失世帯数が 30 世帯以上に達したとき。
- 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情(※ 2)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(※ 3)に該当するとき。
- 5 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

- ※ 1 住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2 世帯で 1 の世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3 世帯で 1 の世帯とみなします。
- ※ 2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ※ 3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害救助法の適用手続

- ア 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのある場合は、市長は直ちにその旨を知事に報告します。
- イ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。
- ウ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、災害救助法による事務委任に係る事前の取決めに基づき、下記に示す救助の実施に関する事務の一部を市長が行わせることができます。この場合、救助の期間、内容を市長に通知します。

【「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類】

- ・避難所、応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索
- ・死体の処理
- ・障害物の除去
- ・応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(3) 資源分配の連絡調整の実施

- ア 県が災害対策本部を設置し、災害救助法が適用され、物資等の配分に係る広域調整が必要と判断した場合、県は、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市に参集を要請するほか、必要に応じて、物資の供給、輸送、保管に係る民間団体に参集を要請します。
- イ 資源配分連絡調整チームは、市町村の被災状況や支援ニーズに応じた市町村への資源分配のための供給計画を定め、物資や輸送手段など、必要な手配を行います。

2 義援物資、義援金

(1) 義援物資の受入れ及び配布

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。市及び県は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需給状況を勘案し、同リストは逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分及び配布を行います。

イ 個人等からの小口の義援物資

市及び県は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や市及び県のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

(2) 義援金の受入れ及び配分

市は、義援金の受入れ、配分に関して、県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

3 災害弔慰金等

- (1) 市長は、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。
- (2) 市長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けを行います。
- (3) 市長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付します。
- (4) 市は、損害の程度に応じて市税や料金等の納期の延長、徴収猶予、減免を行います。

第4章 復旧・復興対策

- 大規模な都市型災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。災害後の市民生活の再建、都市の復興、更には経済活動の復興を早期に実現するには、市民、地域コミュニティやNPO、市や県などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが重要となります。
- そこで本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。
なお、詳細な手順、手法等については、県により作成した「神奈川県震災復興対策マニュアル」に準じて取扱います。
- 復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、復興に関係する対策については、関係機関と連携して進めます。
- また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画等の視点から、女性及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画の推進について配慮し進めていきます。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第1節 復興体制の整備

大規模な風水害等の災害の後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市及び県は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織(復興本部)を庁内に設置します。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部において、復興計画に係る庁内案を作成し、庁内各部局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になります。したがって、被災職員による減員もある中、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、それでも不足を補いきれない場合には、臨時職員等の雇用も考慮します。

また、県は、復旧・復興に取り組む市町村への県職員の派遣のほか、県外自治体への応援要請などにより、人的支援に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

(1) 派遣職員の受入れ

県は、不足する職員を補うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度、九都県市災害時相互応援に関する協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法的な問題など、さまざまな問題 について、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。こうした問題については、県に、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を要請します。

また、市は「災害時における家屋認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

(3) 情報提供と市民相談の実施

市は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報誌等を利用して提供します。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興など多岐にわたる復興対策を迅速かつ的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

本計画第3章の「災害時の応急活動対策」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、更に詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧、復興の基本方針の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 被害状況調査

県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、また、防災関係機関等からの情報収集にも努め、被害状況等を取りまとめます。

市は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

(2) 法制度の適用に関する調査

県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討の上、決定します。

また、公共土木施設、農林水産施設、公立学校施設などに関して、災害復旧事業に関する調査を実施し、財政的な援助につなげます。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

ア 市は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

イ 市は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成し、県に報告します。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、応急仮設住宅必要戸数、恒久的な住宅の必要量、その他必要となる住宅対策等について把握します。

ウ 市は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

なお、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

エ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

(4) 生活再建支援に関する調査

市は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設等の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援に関する調査

市は、被災地全体の概要の把握に努めます。特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市は、震災後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行います。

県は、市町村、商工団体が策定した事業継続力強化支援計画に基づき収集された県内被災企業の被害額について、関東経済産業局に報告を行います。

イ 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況（事業停止期間の把握、取引状況）の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

市は、大規模風水害等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、

- ① 復興の基本方針の策定
- ② 分野別復興計画の策定
- ③ 復興計画の策定

という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康に与える影響を含め、被災地の物心両面にわたる役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

(1) 復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定します。

平成25年に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下、「復興法」という。）により、都道府県が、政府の復興基本方針に即して都道府県復興方針を作成できるとされ、県の基本方針が法定化されました。同法により、市の復興計画は、都道府県復興方針に則して策定されるものとされており、県の公表する復興方針に沿って計画を定めます。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合を図ります。

(3) 復興計画の策定

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画（案）を作成します。復興計画（案）について、県、市民、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。

復興計画策定に当たっては、市の総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定に当たっては、県や関係機関、市民等の意見の反映に努めます。その際、県外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

復興計画の項目例は次のとおりです。

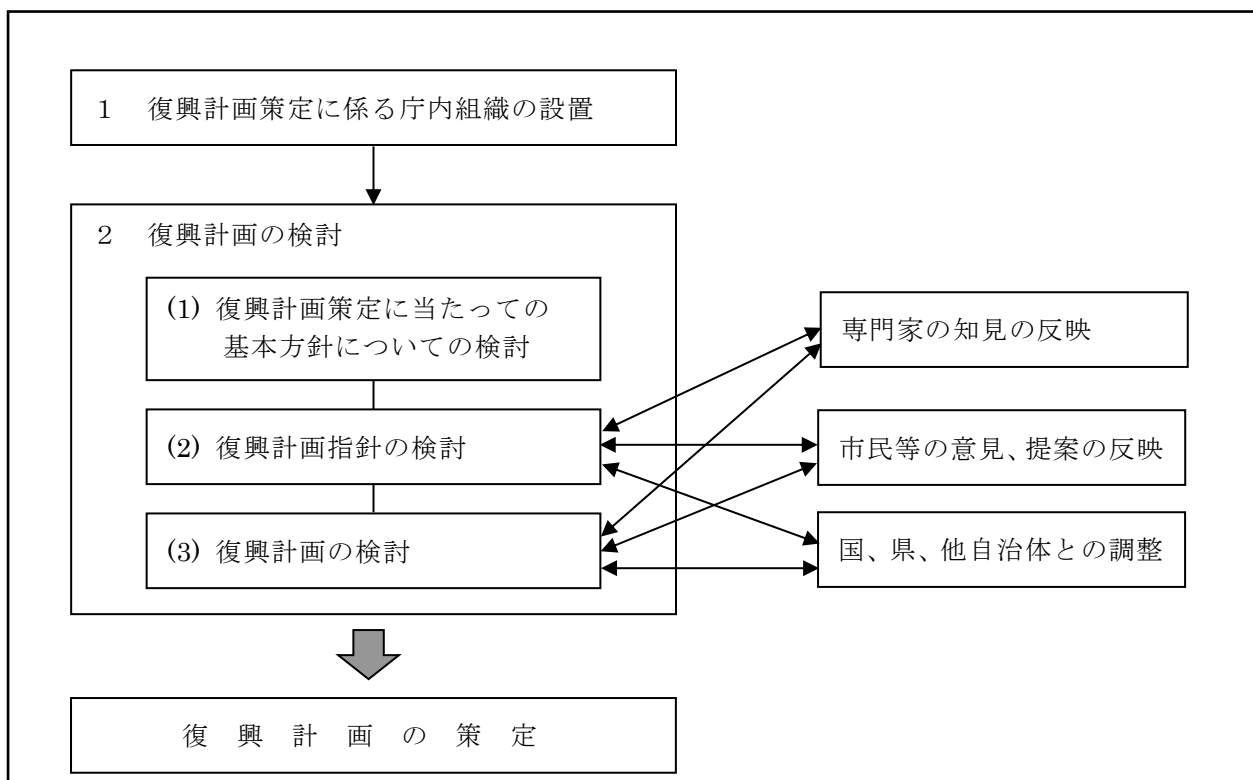
- ア 復興に関する基本理念
- イ 復興の基本目標
- ウ 復興の方向性
- エ 復興の目標年
- オ 復興計画の対象地域
- カ 分野別の復興施策の体系
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられます。

- (4) 復興計画策定のプロセス
- ア 復興計画の策定に当たっては、震災復興専門委員会（仮称）の意見聴取等を踏まえ、関係部において案を作成します。
 - イ 復興計画に市民の意見を反映するとともに、県や関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画、県の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
 - ウ 復興本部の長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。
- (5) 復興計画の公表
- 市民や市などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に周知、公表します。

【市街地復興のフロー】



3 復興財源の確保

- (1) 財政方針の策定
- 被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成に努めます。
- (2) 財源確保対策
- 復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金(大規模災害対応分)の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を国や県へ要望していきます。

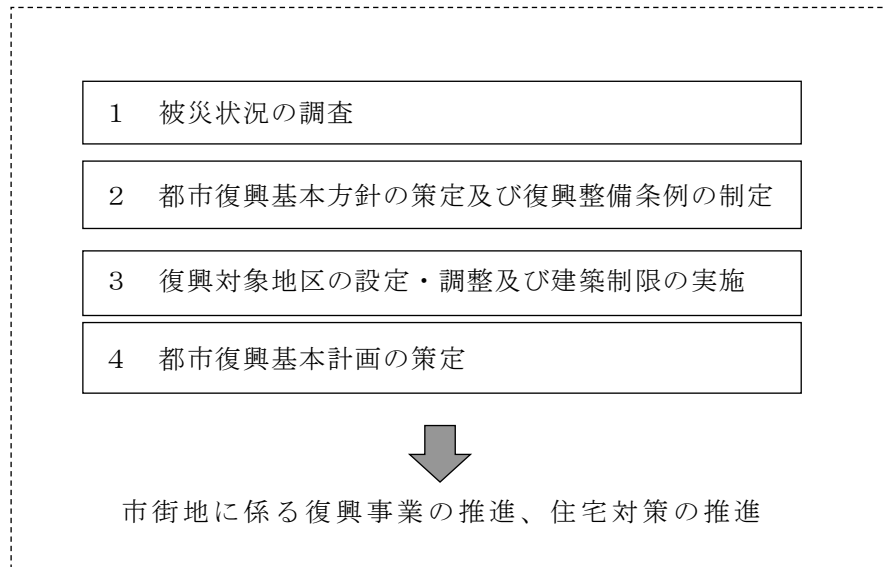
4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況や関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。

更に、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

【市街地復興のフロー】



(1) 都市復興基本方針の策定

市は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市は、市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため必要に応じて復興整備条例を制定します。条例には、市・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、市は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

市は、市街地の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

市は、住民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興都市計画を策定します。

市は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市及び県は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。

また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。これより、市及び県は恒久住宅への円滑な移行を進めます。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な

復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記されました。

(1) 被災施設の応急復旧等

ア 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用しつつ、市管理の公共施設の復旧を進めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携の下、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの耐震性の強化、更には建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

ア 道路施設

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園・緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園については、県と連携して整備を進めます。

ウ 漁港施設

市及び県は、漁港施設（市管理漁港・県管理漁港）については、漁港管理者と協力しながら被災状況を把握し、必要に応じて復興への支援を行います。各漁港管理者は、迅速な原型復旧を目指すか、耐震性の強化や中・長期的な観点から改良・再編等も考慮した復旧を行うのかを検討して基本方針を決定し、復旧工事を実施します。

エ ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、県及び各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

オ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

市及び県は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

カ 災害廃棄物等

がれきをはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、関係機関が緊密に連携し、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、円滑かつ迅速に適切に処理を進める必要があります。

(ア) 災害廃棄物等処理計画等の策定

市及び県は、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国の災害廃棄物処理指針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

また、県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行います。

(イ) 災害廃棄物等の処理

可能な限り分別・選別・再生利用等による減量化を図りながら、適切かつ円滑・迅速な処理を行います。

(ウ) 支援要請

市は、処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村から支援要請があった場合、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

(エ) 損壊家屋等の解体・撤去

市は、アスベスト調査を実施の上、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。

県は、市町村からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等に支援を要請します。

(オ) 仮設処理施設の設置

市は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて仮設処理施設を設置し、適切な運営・管理を行うとともに、安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の設置や管理・運営について情報提供、技術的支援を行います。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大な場合、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで新たな生活を再建するためには、市、市民、民間機関が連携し、協働して進めることが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要があります。

更に、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要があります。

(1) 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、更に被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給、災害援護資金や生活福祉資金等の貸付け及び罹災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、市は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けている被災者生活再建支援法人は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

なお、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設しました。

【被災者生活再建支援制度】

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金(全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする)を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市区町村における自然災害

イ 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市区町村を含む都道府県区域内で、5 世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接する市区町村で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害

カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害及び 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口 5 万人未満に限る)における自然災害

- (2) 対象となる世帯
- ア 住宅が全壊した世帯
 - イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
 - エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
 - オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

3 支給金額

次の(1)及び(2)の支援金の額(世帯人数が1人の場合は、3/4の額)の合計額になります。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2(2)アに該当)	解体 (2(2)イに該当)	長期避難 (2(2)ウに該当)	大規模半壊 2(2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (100万円)*	100万円 (50万円)*	50万円 (25万円)*

※中規模半壊世帯の場合

4 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口：市区町村
- (2) 申請時の添付書類
- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
 - イ 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等)等
- (3) 申請期間
- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
 - イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

7 支援金の支給に係る事務手続

- (1) 市は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。
- (2) 県は、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。
- (3) 県は、市からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行います。
- ア 災害援護資金、生活福祉資金の貸付
- 市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。
- イ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
- 市は、災害により死亡された方の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従い災害弔慰金を支給します。
- また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた方^左に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。
- ウ 義援物資の受入れ及び配分
- (ア) 民間企業や自治体等からの義援物資
- 市は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れ

物資を抽出します。市は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需要状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

市及び県は、個人等からの小口の義援物資については、原則受入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や市のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

エ 義援金の受入れ及び配分

市は、義援金の受入れ、配分に関して、県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

オ 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が想定されるので、申請漏れが発生しないよう相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請が困難な場合も考えられるため、積極的な情報収集により要保護者の把握に努めます。

カ 税などの減免等

県及び市町村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税（種別割）、固定資産税、不動産取得税などの地方税等について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置等について検討します。

キ 社会保険関連

市は、国の通知等に基づき、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(4) 雇用対策

ア 雇用状況の把握

市は、事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、県と連携を図り、雇用状況の把握に努めます。

イ 雇用の維持

市は、離職者の発生を抑制するため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について県に対して要請します。

ウ 離職者の再就職等の支援

離職者が早期に再就職できるよう、雇用保険制度の適切な活用促進に向けた対応のほか、国の機関や経済・労働関係団体等の協力を得ながら、地域における求人情報の収集・提供、各種公的支援制度の活用を図ります。又はローワーク横須賀等関係機関と協力して、復興過程で創出される求人の開拓に努めます。

(5) 精神的支援

ア 相談窓口の設置及び保健医療活動の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等に対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

イ 被災者の精神保健支援のための拠点の設置

市は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

エ 被災児童・生徒のこころのケア事業

市は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(6) 要配慮者等対策

ア 要配慮者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができない方への支援も実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、多言語又は振り仮名をつけた日本語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、災害時通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

(7) 医療機関

市は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建に係る補助や融資、利子補給等の検討を県に要望するとともに、市の仮設診療所への支援を要請します。

また、市は市立病院の機能回復を早期に行います。

(8) 社会福祉施設等

市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

(9) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、煮沸して飲用に供する等の飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(10) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

イ 児童・生徒等への支援

市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱います。

(11) 社会教育施設、文化財等

市は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。

また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(12) ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動

被災者が、避難所から仮設住宅に移り、更に被災者の自立による仮設住宅からの退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、市は、県や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、市は県等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組めます。

(13) 情報提供、市民相談

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

8 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した市民の生活再建にも影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、^{かんよう} 税収を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、居住していた地域に人々がとどまり、また一時的に市外へ避難していた人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が担うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

市は、県や関係団体等と協力して、被災状況に応じ、市内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

イ 相談・指導體制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に向けて不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるとともに、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導體制を整備します。相談に当たっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

ウ イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指します。

エ 新分野進出、事業転換等への支援

市は、成長分野の起業を促すとともに、既存産業の高度化を促進するため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを県と連携して積極的に支援します。また、地域ニーズにあった起業に関する情報提供や相談・指導を行います。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されますので、市は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

イ 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

ウ 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討します。

エ 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

オ 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について、検討します。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行います。

オ 発注の開拓

市は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

カ 物流ルートに関する情報提供

市及び県は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

キ 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

市は、できる限り早急に漁港機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請します。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとします。

イ 既存制度活用の促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

ウ 物流ルートに関する情報提供

市及び県は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

第3編 火山災害対策編

本市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予想することが可能であり、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項を定めます。

また、神奈川県は、令和3年7月に、平時においては、相互応援を効果的に実施するための事前準備や火山災害の軽減に資する研究を実施すること、噴火時などの緊急時においては、応援県は、火山研究職員を派遣し、被災県の応急対策及び復旧対策のための観測、調査、活動評価などを支援することなどを内容とする火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定を山梨県と締結しました。

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北 11km、東西 8 km の大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から 65 万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する 2 つの中央火口丘群を形成しました。外輪山は今から 25 万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧 2 種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8 万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。外輪山及び前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では 4 万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山で最も新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000 年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去 1 万年間に限ってみると、神山（7,000 年前）、二子山（5,000 年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により 12～13 世紀頃に 3 回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は 3,000 年前頃と 2,000 年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の 4 つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成 27 年の 4 月下旬から始まった火山活動の活発化は、11 月下旬までのおよそ 7 ヶ月間続き、6 月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約 12,500 回でした。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5 月中旬に急増したことを受け、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9 月以降、5 月の地震活発化前の状態になり、10 月 7 日にレベル 1 に引き下げられました。

2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約 400 km³、基底は直径 50 km の大きさです。主に玄武岩からなりますが、1,707 年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約 100 個あります。

標高 2,450m 以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩落が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。

富士山は、古い時代から順で、小御岳、小富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の 3 火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられます。

1 万 1,000～8,000 年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流失

8,000～4,500 年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4,500～3,000 年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出

3,000～2,000 年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2,000 年前～1707 年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1,707 年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1 万 1,000～8,000 年前、4,500～3,000 年前、2,000 年前～1707 年の 3 時期であるとされています。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

3 想定される主な火山災害事象の解説

(1) 溶岩

高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度とされています。

(2) 噴石

噴火時に火口から放り出される直径数 cm 以上の岩の破片や軽石のことをいいます。小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね 2～4 km 以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊させるなどの被害が発生します。

(3) 降灰（こうはい）・火山灰

細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。

(4) 火砕流

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を港則で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十 km から百数十 km にも達するため、早めに避難する必要があります。

(5) 土石流

山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。特に厚さ 10 cm 以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがあります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。

(6) 火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地などのガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要です。――

第1章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

- 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第三章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。
- 市は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の火山情報を住民、観光客等に伝達する体制を整備します。

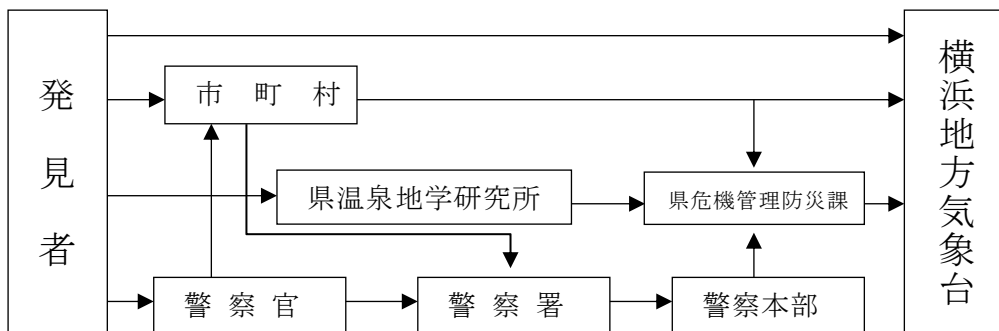
1 異常現象発見の通報義務

活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、直ちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達します。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流（熱雲））及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での通泉の新生又は潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発砲、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象の通報系統図



2 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報・予報・噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが居住地や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称(※)で発表します。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状況が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

※ 噴火警報のうち「噴火警報（居住地）」は、警戒が必要な居住地を含む市町村に対する特別警報に位置づけられています。警戒が必要な範囲に居住地が含まれる場合は「噴火警報（居住地）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となります。

(イ) 解説情報等

a 臨時の解説情報

国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

【噴火警戒レベル表】

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。

【富士山の噴火警戒レベル】

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地及びそれより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1,707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ
		レベル4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきた）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1,707年)噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 【宝永(1,707年)噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

【備考】

- ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

【箱根山の噴火警戒例ベル】

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地及びそれより火口側	（避難） レベル 5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生 【過去事例】 3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サーージ発生 【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サーージ発生
		（高齢者等避難） レベル 4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	（入山規制） レベル 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2,015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	（火口周辺規制） レベル 2	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2,001年6月～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	レベル 1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 一時的な地震の増加 【過去事例】 1,966年6月～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2,006年9月～11月：一時的な地震の増加 2,013年1月～2月：一時的な地震の増加

【備考】 ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

【降灰予報】

区 分	目 的	内 容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5~10分程度※)発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表します。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20~30分程度※で発表します。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

【備考】 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

【火山現象に関する情報】

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

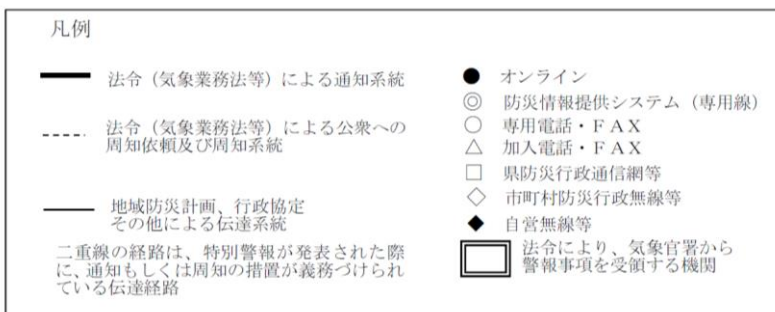
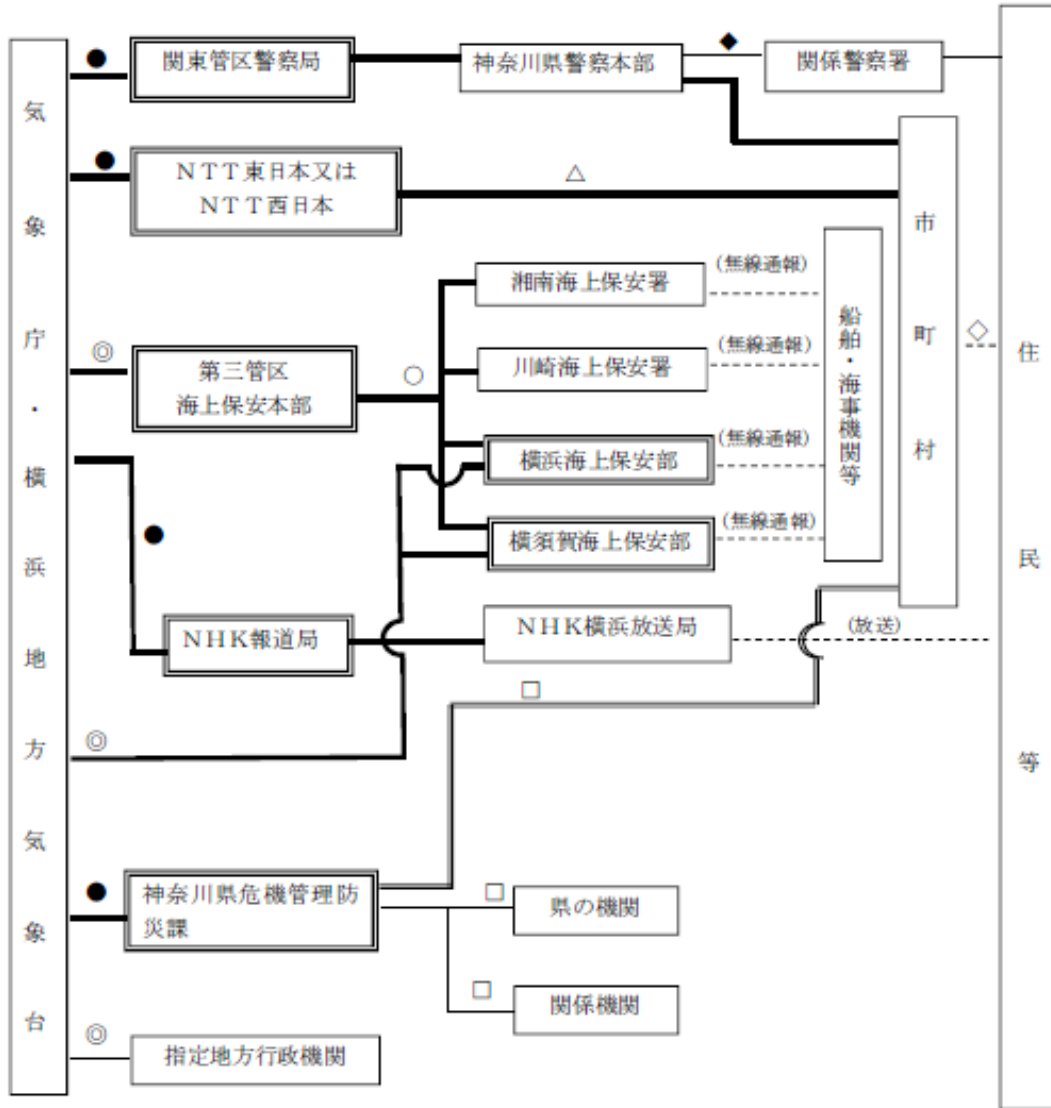
(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

県は、国（気象庁）から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請を行います。

市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、観光客等へ伝達します。

市は、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、観光客等へ伝達します。

噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとします。



第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

県、市及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

(2) 被災者支援に関する情報システムの構築等

ア 市は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。

イ 県及び市は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

2 降灰等対策

県は、国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。

【参考】降灰による影響

- 1 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害のおそれがあります。
- 2 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。
- 3 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。
- 4 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療活動を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、更に被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 通信手段の確保

県及び市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

3 各種通信設備の利用

非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

(1) 市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(2) 自衛隊の災害派遣

市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 富士山の個別対策

1 富士山の避難対策

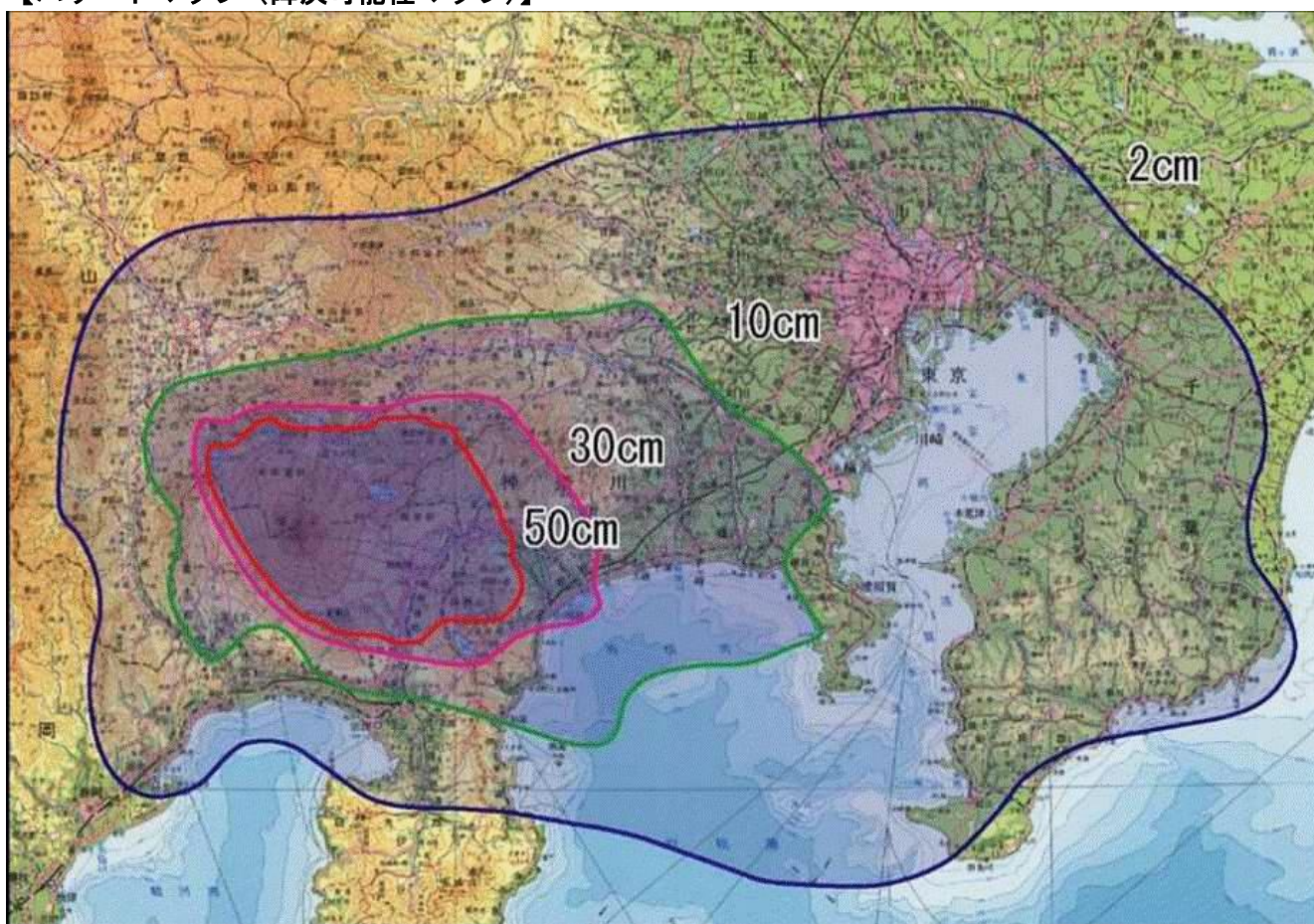
富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。

また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、活動火山対策特別措置法に基づき、神奈川県内で火山災害警戒地域に指定されました（三浦市は指定されていません）。

(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

市は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。市では2cm以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。

【ハザードマップ（降灰可能性マップ）】



第4編 雪害対策編

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

市、県及びライフライン事業者は、水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

2 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備に努めます。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
- (3) 市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。
- (4) 市及び県は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。

3 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

第2章 災害時の応急活動対策

第1節 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

- (1) 横浜地方気象台は、本市が大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合は、警報又は注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒又は注意を喚起します。
また、県くらし安全防災局から直ちに県防災行政通信網を通じて伝達されます。
- (2) 市は、伝達を受けた警報等を市防災行政無線等により、住民等へ伝達するよう努めます。
なお、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達します。

2 警報の発表に伴う事前配備体制

市は、大雪に関する警報が発表された場合、事前配備体制に基づき情報の収集活動等を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

市では、様々な種類の通信手段を用いて被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部の設置等を判断し、県、近隣市町及び防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 被害規模の早期把握のための活動
市、県及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 災害発生による被害情報の収集・連絡
市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 応急対策活動情報の連絡
ア 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市へ連絡します。

【情報連絡の方法】

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、次により速やかに行います。

- 1 市は、防災行政無線、広報車及び防災情報メール等により情報の伝達等を行います。
- 2 県との情報受伝達は、県が整備した「県防災行政通信網」、「県災害情報管理システム」及び衛星電話を利用します。

2 通信手段の確保

- (1) 市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 各種通信施設の利用
ア 非常通信の利用
市、県及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
イ 通信施設所有者等の相互協力
通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話（株）が指定した災害時優先電話を利用します。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 職員の配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制を整え、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災害対策本部を設置します。

また、災害対策本部の設置状況等を県へ報告します。

(3) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部の設置に伴う職員の参集及び配備等については第2編第3章第2節「災害情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じます。

2 広域的な応援体制

市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができます。また、市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長（東部方面混成団長等）に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長（東部方面混成団長等）は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 除雪の実施

1 除雪の実施

市は、道路管理者等と協力して災害を防止するため、除雪を実施するものとします。

2 災害の拡大防止

市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

3 二次災害の防止活動

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

第5節 救助・救急活動

1 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

2 市が行う救助・救急活動

横須賀市消防局は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

3 要請に基づく応援の実施

横須賀市消防局は、県又は被災地市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

4 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

第6節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- (2) 市は、避難誘導に当たっては、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- (3) 市は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。
- (4) 市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。
- (5) 市は、避難情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に努めます。

県は、市町村がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行えないときは、市町村に代わってLアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行います。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。
- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館、ホテル等の宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

三崎警察署は、危険防止や混雑緩和の措置をとるとともに、緊急交通路を確保するため道路交通の状況等に対応した交通規制を行います。

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 三崎警察署

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

三崎警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して情報を収集します。

イ 交通情報の広報

三崎警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

2 道路の応急復旧等

(1) 市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局及び県災害対策本部等に報告するほか、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。

(2) 路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(3) 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して、道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。

3 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

- 1 市は、被災者ニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。
- 2 情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、広報車及び防災情報メール等によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

第5編 船舶災害対策編

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めています。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 海上防災意識の向上

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止意識の向上に努めます。

3 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- (1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- (2) 港湾における航行制限
- (3) 港内における工事・作業等についての規制
- (4) 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
- (3) 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

2 搜索・救急・救助、消火及び医療救護活動

(1) 搜索・救助・救急活動

ア 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関して専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

イ 県警察は、搜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。

(2) 消火活動

市は、横須賀市消防局、横須賀海上保安部及び三崎警察署と平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 市は、関係機関と協議の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。

イ 市は、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

第2章 災害時の応急活動対策

第1節 災害情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 船舶事故情報の連絡

ア 関係事業者等は、大規模な船舶事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。

イ 第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合は、事故情報を関係機関及び県に連絡します。

ウ 県は、第三管区海上保安本部から受けた情報を、市及び関係機関等に連絡します。

(2) 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 関係事業者等は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。

イ 市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

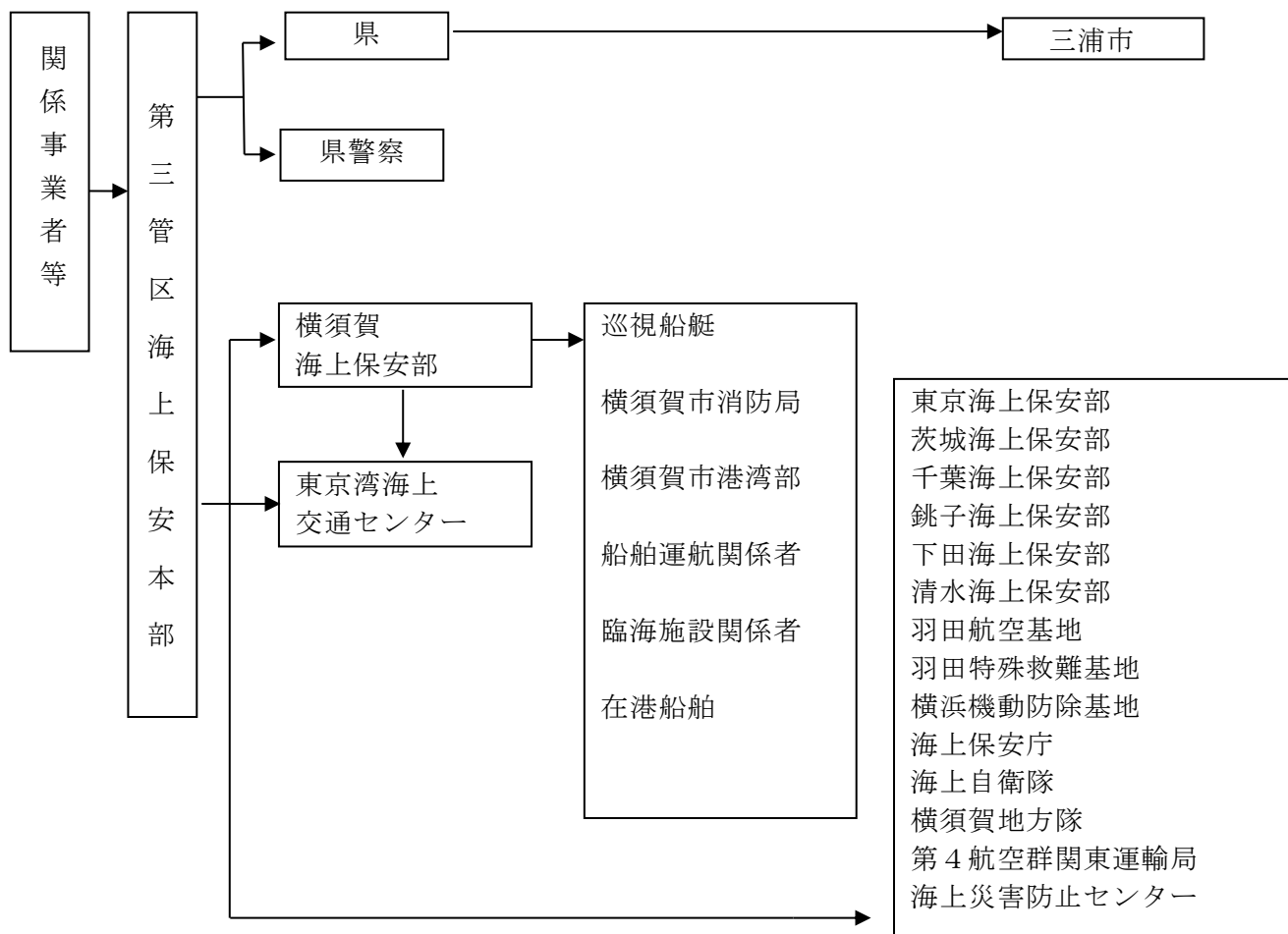
(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者等は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策を市に連絡します。

【船舶等の事故発生時の連絡系統図】



第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の活動体制

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 市の活動体制

(1) 事前配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法 23 条の 2 に基づき、災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察は、大規模な船舶災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警察署本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発災地に現地指揮所を、三崎警察署に三崎警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

(1) 市長は、市地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(2) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

6 自衛隊の災害派遣

(1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。

(2) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

(3) 市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 捜索活動

横須賀市消防局、横須賀海上保安部、三崎警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し相互に連携して捜索を開始します。

2 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 市及び県警察（三崎警察署）は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

3 消火活動

- (1) 事故船舶又は関係事業者は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 横須賀市消防局は、船舶の火災を覚知した場合は、直ちにその旨を横須賀海上保安部に通報するとともに、応援要請に基づき消火活動を実施します。

4 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）及び市の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

県警察（三崎警察署）は、危険防止及び応急対策等のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第5節 災害広報の実施

市は、横須賀海上保安部、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6節 二次災害の防止

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第7節 その他第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成 18 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号）に基づき、災害救助用物品を被害者に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講じる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物積載船の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第 8 節 特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人 神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第6編 航空災害対策編

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 市は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
- (2) 通信手段の確保
市は、災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。
- (3) 県警察（三崎警察署）は、県、空港管理者、航空運送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

2 消防活動

- (1) 救助・救急活動
市は、平常時から横須賀市消防局その他関係機関との連携を強化し、救助・救急体制の整備に努めます。
- (2) 消火活動
市は、平常時から横須賀市消防局その他関係機関との連携を強化し、火災に備えた消火活動体制の整備に努めます。

3 搜索及び医療救護活動

- (1) 搜索活動
 - ア 県警察（三崎警察署）は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めます。
 - イ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器機等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。
- (2) 医療救護活動
 - ア 市及び県は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、医療救護活動体制の確立に努めます。
 - イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
 - ウ 県は、市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

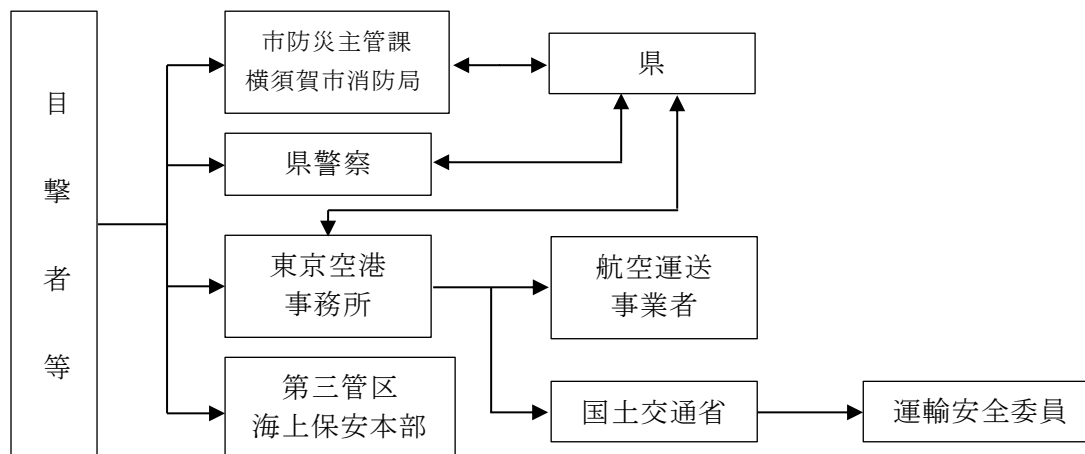
第2章 災害時の応急活動対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 航空事故情報の連絡

(1) 民間航空機

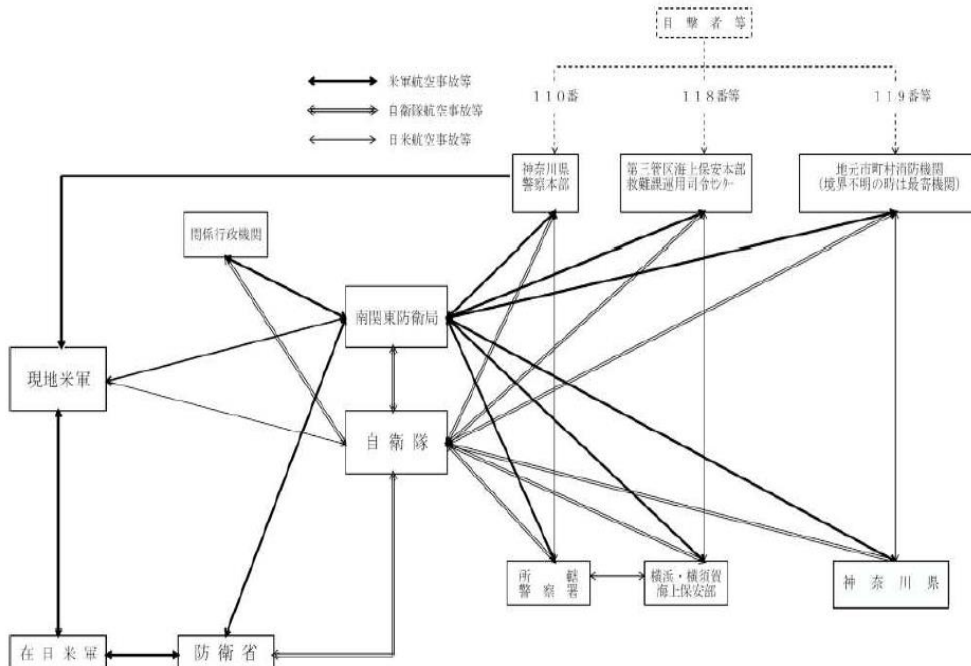
【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



(2) 米軍機又は自衛隊機

【米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】

航空事故等緊急連絡経路図



2 航空事故の発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (2) 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、国土交通省、関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置します。
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、三崎警察署に三崎警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 応援体制

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは県知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を行うよう求めます。

この場合において市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動活動

1 搜索、救助・救急活動

- (1) 県警察（三崎警察署）及び市は、相互に連携してヘリコプター等の多様な手段を活用し、搜索を実施します。

- (2) 横須賀市消防局及び県警察（三崎警察署）は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と協力し救出・救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。
- (3) 県警察（三崎警察署）は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。

2 消火活動

- (1) 横須賀市消防局は、速やかに航空事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 横須賀市消防局は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請又は消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

第4節 医療救護活動

市は、県、医師会及び歯科医師会に救護班等の現地派遣による負傷者の応急措置を要請します。県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5節 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察（三崎警察署）は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第7編 放射性物質等災害対策編

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管になっており、原子力基本法（昭和30年法律第186号）をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業所等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて、円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

なお、この計画の専門的・技術的事項については、『原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」』を十分に尊重するものとします。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

(1) 市の指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所・運搬事業所（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

(2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

2 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて、国その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認めること

(2) 市民に対する知識の普及・啓発

ア 市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、市民に対し放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。

ウ なお、防災知識の普及に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。

【普及・啓発の内容】

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 3 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 4 その他必要と認める事項

第2節 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大限の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。

また、放射性物質取扱事業者等はその職員に対し、防災に対する教育・訓練を積極的に行うとともに、市、県との連携体制の確立を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるようあらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- (ア) 消防機関、警察等への通報連絡体制
- (イ) 消火・延焼防止の措置
- (ウ) 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- (エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (オ) 放射性防護資機材の整備
- (カ) その他放射線障害の防止のための必要な事項

(2) 市の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

(ア) 市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県と相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

(イ) 消防機関は放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被爆防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

2 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。主な広報方法・手段は、次のとおりです。

- ア 放送機関への放送要請による広報
- イ 報道機関を通じての広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ 広報車等による広報

(2) 広報の内容

市及び県等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

- ア 災害時の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとりべき措置及び注意事項
- オ その他必要な広報

4 救助・救急、医療活動

市、県警察は救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努めます。

5 避難誘導

市は避難場所、避難路を指定し市民への周知に努めます。

6 訓練の実施

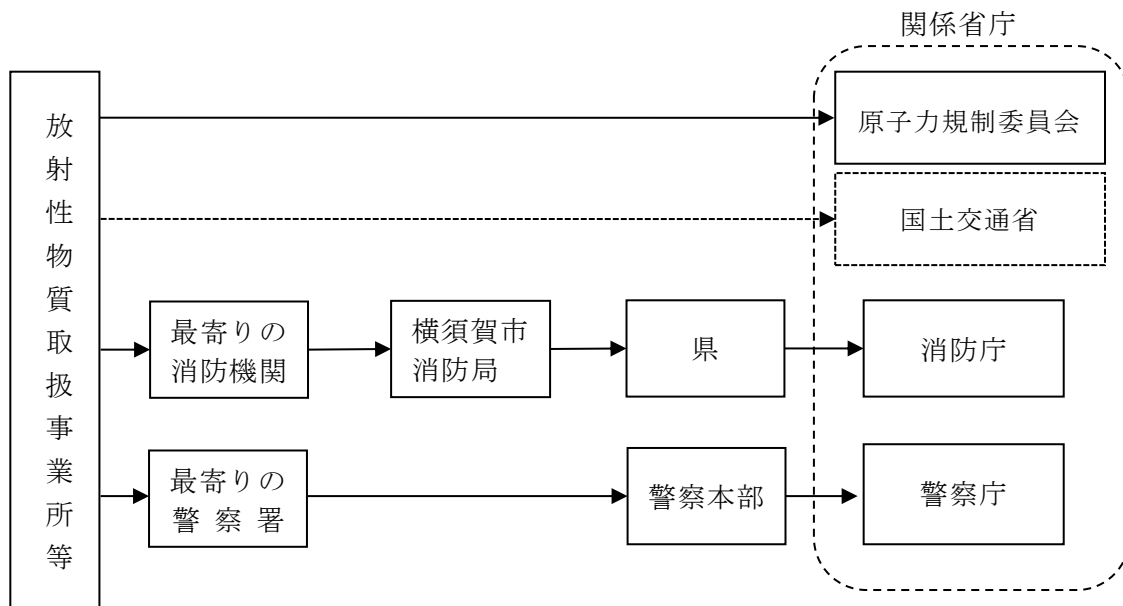
市、三崎警察署及び関係機関は、連携しながら訓練の実施に向けて検討します。

第2章 災害時の応急活動対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



(1) 事故情報等の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防機関、県警察に連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。

イ 県は、市及び県警察から受けた事故情報を消防庁及び関係機関へ連絡します。

ウ 県は、原子力規制委員会、消防庁又は国土交通省からの情報を、市及び関係機関へ連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業所等は被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。

イ 市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 市は、県に応急対策等の活動状況等を報告し、応援の必要性等を連絡します。

エ 市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

1 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察（三崎警察署）は、放射性物質の漏洩の災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、三崎警察署に三崎警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立するとともに、県、市及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

2 市の活動体制

- (1) 災害の状況に応じて速やかに事前配備に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認めるときは、被害の発生する前の警戒段階から警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。
- (3) 大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置して、県、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。
- (4) 市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。
 - ア 救出救助・救急活動
 - イ 消火活動
 - ウ 医療救護活動
 - エ 周辺住民等に対する災害広報
 - オ 警戒区域の設定
 - カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難の勧告又は指示、避難誘導
 - キ 避難所の開設、運営管理
 - ク その他必要な措置
- (5) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 県、日赤、医師会及び歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。
また、県及び日本赤十字社神奈川支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

4 神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会の活動

県薬剤師会及び県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

5 広域的な応援体制

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急処置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

第3節 災害時の市民等への指示広報

1 県の措置（市町村等への情報提供）

県は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）は、市が行う広報活動に必要な情報を随時提供します。

2 市の措置

市は、緊急時に防災行政無線、広報車及び防災情報メール等のあらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行います。

- (1) 事故等の状況及び今後の予測
- (2) 被害状況と応急対策の実施事項
- (3) 市民のとるべき措置及び注意事項
- (4) その他の応急対策の状況
- (5) その他必要な事項

3 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第4節 放射線測定体制の強化

市及び県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関と連携して、モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

また、平時より緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努め、放射能測定資機材の整備に努めます。

第3章 災害復旧

第1節 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

第2節 各種制限措置の解除

市、県及びその他関係機関は、環境モニタリング等による地域の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

第3節 安全の確認

市及び県は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息します。

第4章 原子力艦対策

本章は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき実施する原子力艦の原子力災害の事前対策等を示すものです。

第1節 災害応急対策への備え

1 情報伝達体制の充実・強化

市は、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、県、関係市町村、国その他関係機関との間において、情報収集・連絡体制の充実強化に努めます。
また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努めます。

第2節 防災体制の整備

1 警戒体制をとるために必要な体制の整備

市は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等に、速やかに職員の参集、情報の収集伝達等が行われるよう、必要な体制を整備します。

2 災害対策本部の整備

市長は、次のいずれかの場合、直ちに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとります。
ア 内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置したとき。
イ 原子力による大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。

第3節 避難誘導体制等の整備

1 避難誘導体制等の整備

市民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制等をあらかじめ整備します。

2 市民等の避難状況の確認体制の整備

避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合における市民等の避難状況を確認するための体制をあらかじめ整備します。

3 要配慮者の避難誘導体制等の整備

市及び関係する施設管理者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図ります。
特に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点並びに放射線の影響を受けやすい妊産婦及び乳幼児等については、十分配慮します。

第4節 市民等への的確な情報伝達の整備

1 提供すべき情報内容の整理

市及び県は、事故等発生の経過に応じ、市民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに分かりやすい例文を準備するよう努めます。

2 要配慮者に係る情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在对し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めます。

3 住民相談窓口の設置

県及び市は、国と連携して、通訳ボランティア等の協力を得て可能な限り多言語で外国人等に配慮した、住民相談窓口の設置等について準備に努めます。

第5節 救助・救急及び医療救護体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 関係消防機関は、平常時から県その他関係機関と連携を図り、原子力艦の原子力災害等に適切に対処するため、消防活動体制等の整備に努めます。
- (2) 関係消防機関は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努めます。
- (3) 市及び県は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めます。
- (4) 市は、服用対象の避難者等に迅速、的確に安定ヨウ素剤を配布できるよう、体制の整備に努めます。

第6節 関係機関相互の連携強化

緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、県、関係市町村及び関係機関との応援体制の整備を図ります。

第7節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。
 - ア 救出・救助・救急活動
 - イ 医療救護活動
 - ウ 周辺住民等に対する災害広報
 - エ 警戒区域の設定
 - オ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
 - カ 指定避難所等の開設・運営管理
 - キ その他必要な措置
- (2) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

第8節 広域的な応援体制

1 他市町村長への応援要請

市長は、市内に係る原子力艦の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含みます。）が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請します。

2 職員の派遣要請

知事及び市長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請します。

また、知事は内閣総理大臣に対し、市長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めます。

3 自衛隊の派遣要請

- (1) 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

- (2) 市長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。
なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。
- (3) 自衛隊は、原子力艦の原子力災害派遣等において、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備等に応じて、モニタリング、避難の援助、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送等の活動を支援します。

第9節 防災業務関係者の安全確保

1 防災業務関係者の防護対策の実施

- (1) 県、市及び関係機関は、防災業務関係者の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。
- (2) 県、市及び関係機関は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。
- (3) 県は、市から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。
また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生ずるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。

第10節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

1 屋内退避、避難等の防護活動の実施

- (1) 市の措置
- ア 市長は、国の非常災害対策本部等の指示、又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づく独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示を行います。
- イ 市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
また、これらの情報について、非常災害現地対策本部等及び県などに対して情報提供するものとします。
- (2) 県警察（三崎警察署）の措置
県警察（三崎警察署）は、市長が避難のための立ち退き又は屋内への退避を指示することができないと認めるとき、又は関係市町村長からの要求があったときには、住民等に対して避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示等を行います。この場合、その旨を直ちに市長に通知します。なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。
- (3) 避難等の指示の内容
屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行います。
- ア 避難等を要する理由
イ 避難指示等の対象地域
ウ 避難先等とその場所
エ 避難経路
- (4) 住民等への周知
市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民等への周知を実施します。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とします。
- (5) 知事等への報告
市長は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、速やかに、知事に報告します。

(6) 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問や指定避難所等における確認等により、住民等の避難状況を確認します。

(7) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導や指定避難所等での生活に関し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとします。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦の指定避難所等での健康状態の把握等に努めます。

(8) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

市は、県、原子力事業者その他関係機関と連携し、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等の避難退域時検査及び除染を行います。

(9) 広域避難

市は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、市から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

(10) 広域一時滞在

市は、大規模な災害が発生し、市単独では住民の避難場所の確保が困難となり、市区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めることができます。

県は、市から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行います。

(11) 避難指示等の実効性の確保

市長が屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとります。

(12) 治安の確保等

県警察（三崎警察）、横須賀市消防局及び第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、原子力艦の原子力災害が発生した周辺地域（海域）の立ち入り制限区域及び周辺地域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めます。

(13) 感染症流行下での防護措置

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。

そのため、原子力災害時における防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとします。

その上で、原子力災害時における防護措置の基本的な考え方は、国の定めるガイドライン等を参考にします。

2 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び県は、モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講じます。

3 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

市及び県は、モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言・指示等に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じます。

4 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給

市及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、県は、非常災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第11節 災害時の県民等への広報

1 関係機関が連携した広報活動の実施

(1) 適切・迅速な広報活動の実施

市、県、その他関係機関は、国と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、速やかに広報部門を設置し、相互に連絡をとり合いつつ適切・迅速な広報活動を行います。

(2) 定期的な広報の実施

広報に当たっては、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。また、情報の空白期間がないよう、定期的な広報に努めます。

(3) 国の発表内容の広報活動

国の非常災害対策本部等を通じて発表された内容について広報活動を行います。

(4) 要配慮者等への配慮

広報に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者への配慮に努めます。

2 県の広報

(1) 広報の内容

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられますが、周辺住民等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

- ア 事故等の発生場所及び発生時刻
- イ 事故等の状況及び今後の予測
- ウ 被害状況と応急対策の実施状況
- エ 屋内退避や避難の必要性の有無
- オ 県民のとるべき措置及び注意事項
- カ 指定避難所等・検査場所の設置及び安否情報
- キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ク ライフラインの状況
- ケ モニタリングの結果
- コ 医療救護活動の実施状況
- サ 飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- シ 飲料水、飲食物等の供給状況
- ス 相談窓口の設置状況
- セ 安定ヨウ素剤の服用等の実施に関する情報
- ソ その他必要な広報

(2) 市町村の広報

市は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビや自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、広報活動を行います。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、国と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第12節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

国、県、市、消防機関その他関係機関は、緊急輸送を行う場合には、原則として次の順位で実施します。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、現地災害対策本部等において対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通を確保するため、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ、被害の状況や緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行います。

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止します。

第13節 救助・救急及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 横須賀市消防局による資機材の確保

横須賀市消防局は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じます。

(2) 専門家等の意見を踏まえた消火活動の実施

横須賀市消防局は、必要に応じ、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、迅速に救助・救急活動の実施に努めます。

2 医療救護活動

(1) 市の体制

ア 市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、医師会等の協力を得て、医療救護班を編成します。

イ 市は、必要と認めるときは、県その他関係機関に協力を要請します。

(2) 指定公共機関等

ア 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣して医療救護活動を行います。

イ 国立病院機構

国立病院機構は、県の要請に基づき、医療班を派遣して、医療救護活動を行います。

ウ (公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会、(公社)神奈川県看護協会(公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会及び(公社)神奈川県看護協会は、県又は関係市町村からの協力要請若しくは自らその必要を認めるときは、地区医師会等に医療救護活動を要請します。

エ (公社)神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会

(公社)神奈川県薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会及び各医薬品卸業協会会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

オ (公社)神奈川県放射線技師会

(公社)神奈川県放射線技師会は、医療機関における放射線防護を実施するとともに、検査場所等における周辺住民等の避難退域時検査に対し協力します。

- (3) 国への援助要請
知事及び市長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めます。
- (4) 医療救護班の活動
各医療救護班は、必要に応じて、国の被ばく医療に係る医療チーム等の指導を受け、救護所において、住民等の避難退域時検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ処置等を行います。
- (5) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関の活動
被ばく傷病者等を受入可能な医療機関は、救護所等から搬送されてきた被ばく傷病者等について、精密な医学的診断、放射能汚染の測定、正確な被ばく線量の測定、除染等を実施します。
- (7) 医療機関の安全性の確認と公表
県は、被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、その医療機関について放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとします。
- (8) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関への搬送
県は、自ら必要と認める場合又は市から被ばく傷病者等の搬送について要請があった場合は、消防機関、自衛隊等に対し、搬送を要請します。

第14節 各種制限措置の解除

県、市、その他関係機関は、国の指導・助言に基づき、屋内退避、避難を解除するとともに、放射性物質による汚染状況等の調査結果等を踏まえ、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除します。

第15節 災害地域住民に係る記録の作成等

1 災害地域住民等の登録

市は、屋内退避及び避難の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録します。

2 災害対策措置状況の記録

県及び市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとします。

第16節 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

県及び市は、国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場の周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備します。

2 風評被害等の影響の軽減

県、市、その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減します。

3 被災中小企業者等に対する支援

県及び市は、国と連携して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付を行います。

また、被災中小企業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

第8編 大規模な火事災害対策編

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった火事災害対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- (1) 市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。
- (2) 市は、防火地域・準防火地域の指定、市街地開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。
- (3) 市は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に公園等の整備を図ります。

2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
市、県及び事業者等は、多数の人が出入りする建築物に設置された消防用設備については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。
- (2) 建築物の防火管理体制
市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集、伝達体制の拡充

- (1) 市は、県及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急活動
市は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。
- (2) 消火活動
市は、横須賀市消防局と綿密に連携し、消防力の整備強化を図ります。
- (3) 医療救護活動
ア 市及び県は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、医療救護活動体制の確立に努めます。
イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

3 避難誘導

- (1) 市は、指定緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底に努めます。
- (2) 市は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 建築同意制度の活用

市及び横須賀市消防局は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

第3節 防災知識の普及

1 一般家庭に対する指導

- (1) 市及び県は、一般家庭に対する火災防止に係る知識の普及に努めます。
- (2) 市及び横須賀市消防局は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。
- (3) 市及び県は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。

2 防火管理者等の指導・教育

- (1) 横須賀市消防局は、学校・病院・工場等、消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者等を選任するよう指導します。
- (2) 横須賀市消防局は、防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の整備・点検及び火気の使用等について、十分指導します。

3 予防査察による指導

- (1) 横須賀市消防局は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をします。
- (2) 横須賀市消防局は、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

1 災害の拡大防止

市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

2 二次災害の防止活動

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとします。

第2章 災害時の応急活動対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 大規模な火事発生による被害情報の収集・連絡
市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県に報告します。
- (2) 応急対策活動情報の連絡
ア 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。
- (3) 情報連絡の方法
市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、災害の発生状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災害対策本部を設置します。
- (3) 市は、県に災害対策本部の設置等を報告します。

2 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察（三崎警察署）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発災地に現地指揮所、三崎警察署に警察署災害警備本部を設置するなど、指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 広域的な応援体制

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣を要請します。知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市、横須賀市消防局及び三崎警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 横須賀市消防局及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、横須賀市消防局を通じて他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 市は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市の要請に基づき、医療救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

第4節 避難活動

災害時には、市は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

また、県警察（三崎警察署）は、大規模な火災が発生した場合には、消防機関と連携し迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察（三崎警察署）は、危険防止及び応急対策等のため、必要に応じて交通規制を行います。

第6節 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第9編 油流出等海上災害対策編

船舶からの大規模な油・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 関東運輸局は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 関東運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 関東運輸局は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災思想の普及

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、関係者及び国民に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- (1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- (2) 港湾における航行制限
- (3) 港内における工事・作業等についての規制
- (4) 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急、消火活動
 - ア 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。
 - イ 市、横須賀市消防局、横須賀海上保安本部及び三崎警察署は、平常時から緊密な情報交換等連携を図り、救急・救助・消防体制の整備に努めます。

(2) 医療救護活動

ア 市は、県及び関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。

イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

3 防除資機材の整備

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 39 条の 3 に定める船舶所有者及び船舶の係留施設の管理者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備します。

(2) 市は、油等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備します。

4 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会等の措置

三浦半島・相模湾排出油等防除協議会は、三浦半島及び相模湾周辺海域において大規模な排出油等事故が発生した場合の排出油等の防除活動について、必要な事項を協議し、その実施の推進を図り、次の業務を行います。

(1) 排出油等防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成

(2) 三浦半島及び相模湾周辺海域における排出油等防除計画の協議

(3) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(4) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施

(5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

市は、関係市町及び県と共に、協議会に参画し、防除活動に協力します。

第2章 災害時の応急活動対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 油流出等海上事故情報等の連絡

- (1) 関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事故情報を、関係機関及び県へ連絡します。
- (3) 県は、「神奈川県油流出事故対策初動マニュアル」に基づき、第三管区海上保安本部等から受けた情報を海岸管理者、漁港管理者、漁業関係者、市及び関係機関へ連絡します。

2 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故により被害が発生した場合は、その被害状況を第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）へ連絡します。
- (2) 市は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 県警察（三崎警察署）は、油流出等海上災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- (4) 県は、市からの情報を収集するとともに、映像情報等による流出及び被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の活動体制

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 市の活動体制

- (1) 職員の事前配備体制
市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 事故対策本部の設置
市は、油等が大量流出し、又は大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認めるときは、被害が発生する前の警戒段階から、警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。
- (3) 市災害対策本部の設置
市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置し、設置状況等を速やかに県に報告します。
- (4) 市災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備
市災害対策本部長は、市災害対策本部の設置を決定した場合、直ちに本部員に通知し、本部員は配備計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外に市災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集させます。

3 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察（三崎警察署）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発^生地に現地指揮所を、三崎警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等の必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 三浦半島における漁港等及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、災害時における消防相互応援協定等に基づき、関係市町の消防機関は、相互に応援協力をします。
- (2) 市長は、地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (3) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町を応援するよう指示します。

6 自衛隊の災害派遣

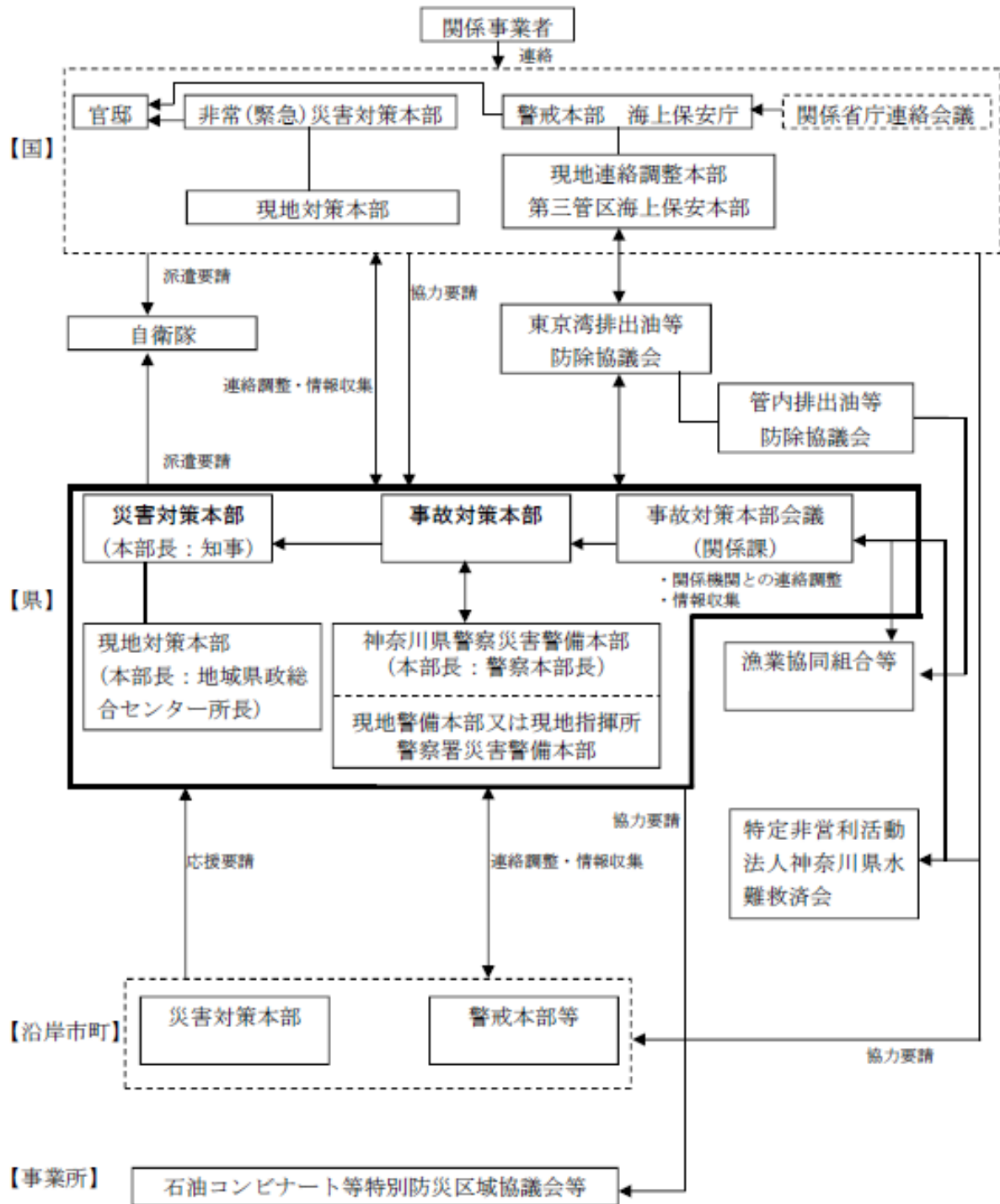
市長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、沿岸市町長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

海上の大規模油流出対策フロー



第3節 油等の大量流出に対する応急対策

1 防除措置

- (1) 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- (2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、海上事故により油等が流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずるとともに、流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講ずるよう命じます。
- (3) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、大量の油流出等があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限度に食い止めるための措置を講じます。
- (4) 流出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

2 市の措置

- (1) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - イ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒
- (2) 沿岸住民に対する避難勧告及び指示
- (3) 沿岸地先、地面の警戒
- (4) 油流出及び被害状況の情報の収集並びに県への報告
- (5) 職員の非常参集、災害対策本部の設置等体制の確立
- (6) 応急対策及び災害対策本部の設置状況などの県への報告
- (7) 油等防除活動及び被害者の救助、救出活動等
- (8) 原因者のみの対応では不十分な場合の漂着油の回収

3 応援体制

- (1) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去その他海洋の汚染の防止を講ずることを要請します。また、油等防除体制の整備に必要な情報を提供します。
- (2) 市及び県は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行います。
- (3) 市は、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県はこれを受けて、他の市町村及び都道府県等に資機材の提供を求め、調整を行います。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行います。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 横須賀市消防局及び三崎警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）又は市は、海上の火災を覚知した場合は、直ちにその旨を横須賀海上保安部に通報するとともに、応援要請に基づき消火活動を実施します。
沿岸部等の火災においては、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

3 医療救護活動

県、医師会（三浦市医師会）及び歯科医師会（横須賀市歯科医師会）は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）及び市長の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

第5節 避難活動

災害時には、市、横須賀海上保安本部及び三崎警察署は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令等を行います。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。
- 2 県警察（三崎警察署）は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて、交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じて確保します。

第7節 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者等と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、油流出等事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、事故を発生させた船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第9節 その他第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合において、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときはその周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、寝具その他の生活必需品を災害による被害者等に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の規定に定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第 10 節 神奈川県水難救済会三浦救難所及び南下浦救難所の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会三浦救難所及び南下浦救難所は、市及び第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第10編 危険物等応急対策編

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、事故が発生した場合に、その周辺の影響や危険物等の流出場所によっては、市民生活に大きな影響を及ぼすことにもなります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の安全対策が必要です。

市は、横須賀市消防局、県、国、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するための予防対策を推進します。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進します。

【関係法令】

危険物	…	消防法
高圧ガス	…	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	…	ガス事業法
火薬類	…	火薬類取締法
毒劇物	…	毒物及び劇物取締法

第1節 安全確保

1 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、横須賀市消防局は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

2 自主保安体制の整備

市、横須賀市消防局、県及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

- (1) 危険物等事業所の容器（ボンベ等）の流出防止並びに流出した容器の回収、禁水性物質の浸水対策措置及び係留船舶の安全対策措置など、防災対策の充実
- (2) 科学消火薬剤等の資機材の整備充実
- (3) 緊急停止のための措置の策定など、危険物等事業所の保安管理体制の充実
- (4) 保安用設備等の機能確保等の緊急時の応急体制の充実
- (5) 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- (6) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

3 保安意識の向上、訓練

市、横須賀市消防局、県及び事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図ります。

- (1) 各種講習会、研修会の充実
- (2) 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の徹底
- (4) 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- (5) 都市ガス事業者は、消防機関と協力して合同防災訓練等を充実

4 消費者の安全対策

LPガス（液化石油ガス）及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、横須賀市消防局と協働して救急救命体制の強化を図ります。

(2) 消火活動

ア 市は、消防水利施設の整備を図るとともに、横須賀市消防局と協働し、消防力の整備強化を図ります。

イ 市は化学消防力の強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 市及び県は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

3 危険物等の大量流出時における防除活動

市及び関係事業所は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

第2章 災害時の応急活動対策

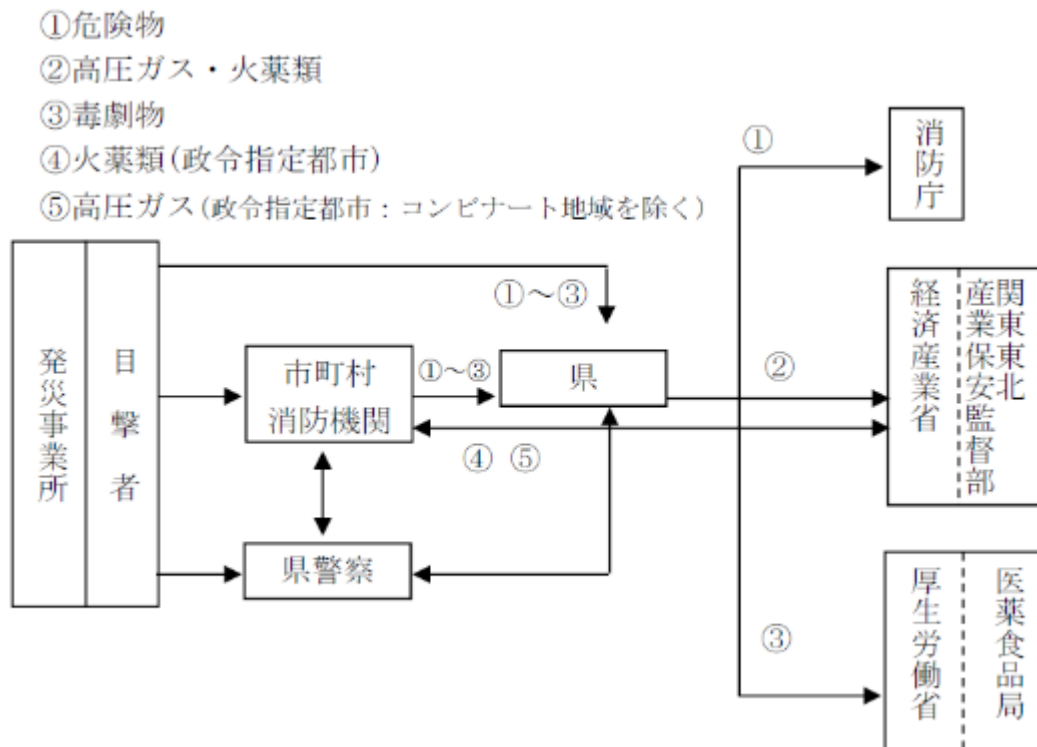
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

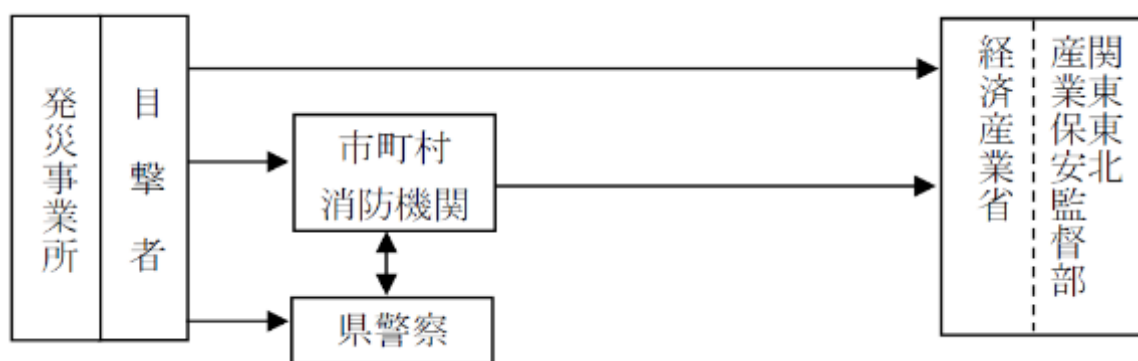
(1) 危険物等事故情報等の連絡

ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、三崎警察署、横須賀市消防局及び市に連絡します。

なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、三崎警察署、横須賀市消防局及び市に連絡します。

ウ 県（火薬類の事故においては政令指定都市）は、県警察、関係市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））へ連絡します。

- (2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡
- ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察（三崎警察署）、横須賀市消防局及び市に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市に連絡します。）、市町村から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。また、高压ガス及び火薬類の事故の場合は、政令指定都市から経済産業省（関東東北産業保安監督部）に連絡します。
- イ 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、市から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。
- (3) 応急対策活動情報の連絡
- ア 関係事業者は、市又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況等を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置します。
- (3) 市長は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。
- (4) 現地災害対策本部の設置
市災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置します。
- (5) 市災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備
市災害対策本部の設置を決定した場合には、市災害対策本部長は、直ちに本部員に通知し、本部員は配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外に市災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させます。

2 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察（三崎警察署）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要に応じ発災地に現地指揮所を、三崎警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を実施します。

3 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等の必要な体制をとります。

4 広域的な応援体制

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急措置を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

5 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市、横須賀市消防局及び三崎警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

(1) 横須賀市消防局及び市消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

(2) 横須賀市消防局は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町などに消火活動の応援要請を行います。

(3) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、海上における消火活動を行います。

3 医療救護活動

県、医師会（三浦市医師会）及び歯科医師会（横須賀市歯科医師会）は、市の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

第4節 避難活動

災害時には、市は、人命の安全を第一に必要な応じて、避難情報の発令を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 県警察（三崎警察署）は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を行います。

2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 危険物等の流出に対する応急対策

1 市及び横須賀市消防局は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。また、横須賀市消防局は、火災警戒区域の設定を実施します。

2 三崎警察署は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。

3 国、県及び市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに国、県及び関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第11編 その他の災害に共通する対策編

その他の災害（鉄道災害、道路災害等）に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めることとします。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
- (2) 県警察（三崎警察）は、県、市、消防機関、関係事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。
- (3) 市は、災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。
- (4) 市、県及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
- (5) 市は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。

2 災害応急体制の拡充

市は、様々な事態を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努めます。

3 救助・救急、消火及び医療活動

- (1) 救助・救急活動関係
 - 市は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。
- (2) 消火活動関係
 - ア 市は、平常時から横須賀市消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。
 - イ 市は、防火水槽、消火栓、自然水利利用施設、火災用工作機器、可搬式消火器材等の整備強化を図ります。
- (3) 医療救護活動
 - ア 市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
 - イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
 - ウ 三浦市立病院は、負傷者型人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備を計画的に行います。

4 避難誘導

- (1) 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。
- (2) 市は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう努めます。

5 緊急輸送活動

- (1) 県警察（三崎警察）は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備します。
- (2) 県警察（三崎警察）は、災害時において交通規制を実施した場合には、道路管理者と連携し、その周知を図ります。
- (3) 県警察（三崎警察）は、広域的な交通管理体制を整備します。

第2章 災害時の応急活動対策

第1節 災害発生直前の対策

1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内の気象の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれがある場合、必要な警報又は注意報を発表し、市民及び防災関係機関に警戒や注意を喚起します。また、本市に影響し、又はそのおそれがある場合は、県防災担当課から直ちに県防災行政通信網を通じて、県及び市に伝達します。

2 警報の発令に伴う事前配備体制

市及び防災関係機関は、横浜地方気象台から警報が発令された場合、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動体制を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

市は、様々な種類の通信手段を活用し、その情報に基づき災害対策本部の設置の判断をはじめ、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 県警察は、災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

(3) 県は、市等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(4) 一般被害状況の収集・連絡

市は、各種の被害状況等を県災害対策本部に県防災行政通信網、県災害情報管理システムを通じて報告します。

(5) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 通信手段の確保

(1) 市は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

(2) 各種通信施設の利用

ア 非常通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話、県防災行政通信網が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置します。
- (3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。
- (4) 市は、休日、夜間等に、災害発生時の初動体制がとれるよう、携帯電話等を活用し速やかに伝達します。

2 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに本部員に通知し、本部員は、配備動員計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集・配備させます。

3 県警察（三崎警察署）の活動体制

県警察（三崎警察署）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要に応じ発災地に現地指揮所を、三崎警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を実施します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急措置を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。
- (2) 市は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、地域担任部隊等の長に被害状況等を通知します。
なお、この通知を受けて地域担任部隊の長は、自主派遣すべき事態に該当する場合には、自主派遣をします。市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 市民及び自主防災組織の役割
市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 救助・救急活動
横須賀市消防局は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県及び他の市町村に応援要請を行います。

- (3) 被災地以外の市町村、県及び関係機関等の役割
- ア 被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施します。
 - イ 県は、被災市町村の要請に基づき、国等の各機関に応援要請を行います。
 - ウ 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。
 - エ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行います。
 - オ 県警察（三崎警察署）は、救出救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めます。
- (4) 資機材等の調達等
- 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

2 消火活動

- (1) 発災後初期段階において、市民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。
- (2) 横須賀市消防局は、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行います。
- (3) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、県に対して応援を要請します。
- (4) 横須賀市消防局は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。
- (5) 横須賀市消防局は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

- (1) 医療機関による医療救護活動
- ア 市は、市立病院において医療活動を行うほか、必要に応じ、市内医療機関及び三浦市医師会等の協力を求めます。
 - イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に市立病院は中核的役割を果たします。
 - ウ 市は、医療救護活動の支援が必要な場合、横須賀・三浦地域災害医療対策会議に救護班の派遣を要請します。
 - エ 市は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
 - オ 消防機関は、救急患者の搬送に際し、必要に応じて被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
 - カ 市は、重篤者の迅速な搬送に際し、県へ航空機等を活用した広域医療搬送を要請します。
 - キ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
 - ク 市及び県は、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川 DMAT を確保します。
- (2) 救護所等の設置
- 市は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所等を設置し、自ら救護班を編成します。なお、状況に応じ鎌倉保健福祉事務所三崎センターに必要な支援を要請します。

第5節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 災害時には、市は、人命の安全を第一に必要な応じ避難情報の発令をします。
- (2) 市は、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 指定避難所

- (1) 指定避難所の開設
- 市は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図ります。

(2) 指定避難所の運営管理

ア 市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。

イ 市は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努めます。

ウ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮します。

エ 市は、関係省庁等の支援と連携し、県避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

3 帰宅困難者への対応

(1) 県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞り場所の確保等の支援に努めます。滞り場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営管理に努めます。

(2) 県及び市は、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。

(3) ホテル等の宿泊施設及びスーパーマーケット等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導します。

(4) 災害後において、三崎口・三浦海岸駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道事業者等の各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて、あらかじめ定められた地域の避難所に案内するものとします。

4 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たって、要配慮者に十分配慮します。特に福祉避難所の指定、要配慮者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、要配慮者向け福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮します。

5 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市は、応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅などの戸数を関係団体と連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

(3) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

県及び市は、応急仮設住宅への入居者の募集について、当該市町村の協力の下に行います。この際、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(4) 公営住宅等への一時入居

県及び県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

- (5) 民間賃貸住宅等の活用
民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者等に建物の提供について協力を要請します。
- (6) 住宅の応急修理
災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分について応急修理を行います。

6 多様な視点への配慮

県及び市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

1 保健衛生

- (1) 市は、被災地、特に避難場所において、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施します。
- (3) 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。
- (4) 県は、広域的立場から市の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (5) 市及び県は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわ DPAT や医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。また、具体的な活動は第2編第3章第7節の保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動のとおりです。
- (2) 市は、県の指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ア 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法及び消毒方法
 - イ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ウ 予防接種の実施
 - エ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

3 遺体の処理等対策

市は、遺体対策については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱に対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

第7節 飲料水・食料及び生活必需品等の調達、供給活動

- 1 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行います。
- 2 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察（三崎警察署）

(ア) 被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施し、県及び道路管理者と協力し危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路確保のための通行の禁止や制限を行う場合は、道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるときに必要と認める場合は道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

イ 自衛官

自衛官災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその場にいない場合は、当該措置を行います。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、三崎警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 道路の応急復旧等

ア 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県などに報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。

イ 路上の障害物の除去について、道路管理者、三崎警察署、横須賀市三浦消防署及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(3) 漁港の応急復旧等

ア 漁港管理者は、管理する漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行います。

イ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(4) 海上交通安全の確保

ア 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めます。

イ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(5) 鉄道交通の確保

京浜急行電鉄株は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっせんを依頼します。

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

三崎警察署は、自主防犯組織等と連携して、被災地及びその周辺におけるパトロールや生活安全に関する情報の提供等を行い、社会秩序の維持に当たります。

2 物価の安定、物資の安定供給

市及び県は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行います。

第10節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

(1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した伝達を行います。

(2) 情報伝達に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力を求めます。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市、県及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行います。

第11節 自発的支援の受入れ

1 災害救援ボランティアの受入れ

(1) 市は、三浦市社会福祉協議会等の関係団体と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

(2) 三浦市総合福祉センターが災害ボランティア拠点施設となります。

2 義援物資、義援金の受入れ

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。市は、その内容リスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとし、また、現地の需要状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受入れないこととし、その方針について周知するものとし、なお、周知に当たっては、記者発表や市のホームページへの掲載のほか、全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請など、周知の機会を増やすように努めます。

イ 義援金

市は、義援金の受入れ、配分に関して、県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受入れ、配分を行います。

(2) 海外からの支援受入れ

市及び県は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。